

Puente

Vol.10

行政書士とうきょう 増刊号
Mar.2019 Vol.10
● 東京都行政書士会

情報で仮装する社会 ～ジャパン・クライシス～

命と文化を育んできた
種子が消える



情報で仮装する社会 ～ジャパン・クライシス～1 森山 潤	地方自治が種子を守る 栃木県の条例制定運動50
ビッグデータ 利用規制と人権4 慶應義塾大学法科大学院教授 山本 龍彦	花火が爆弾に？ 中国におけるSNS事情52 広報部 新居崎邦明
データ社会の未来～ GDPRのインパクト13 弁護士 中崎 尚	もう一度考えたい法律と制度(1) ・相続法が改正されました53 丸の内公証役場公証人 原 啓一郎
AIで加速するフェイクニュースと シャープパワー19 公共政策コンサルタント 工藤 郁子	デジタル終活60 日本デジタル終活協会 代表理事 弁護士 公認会計士 伊勢田 篤史
川から海へ…広がる マイクロプラスチック汚染25 東京理科大学教授 二瓶 泰雄	もう一度考えたい法律と制度(2) ・日本の外国人政策に求められる オーストラリア移民政策の 「コスト意識」65 名古屋大学大学院国際開発研究科講師 浅川 晃広
命と文化を育んできた 種子が消える29 ・種子法廃止を撃つ 元農林水産大臣 弁護士 山田 正彦	高校生・大学生が斬る！ 日本のグローバル化70 法教育推進特別委員会 金子三佳子
・種子法廃止無効の裁判を 準備しています!!42 弁護士 田井 勝	人権が後回しにされる ことの意味72 ～深圳・貴陽取材して～ 広報部 森 紋子
日本一の米どころ、 新潟県の種子条例制定45	編集後記77

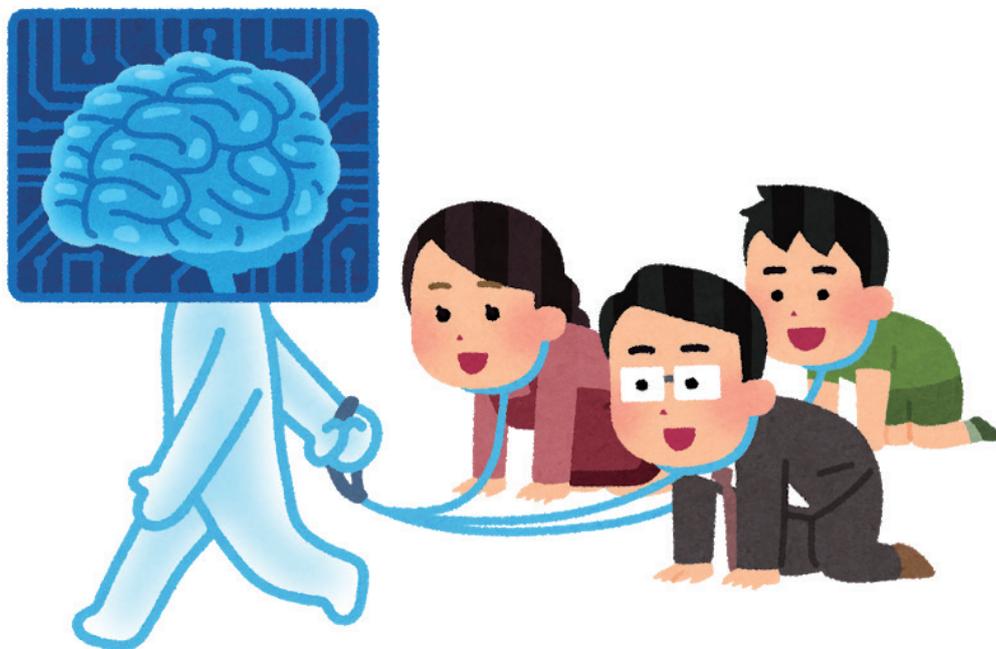
表紙の写真 伊良部大橋（沖縄）



情報で仮装する社会

～ジャパン・クライシス～

森山潤



イスラエルの歴史学者ユヴァル・ノア・ハラリ氏の著作『サピエンス全史』と『ホモ・デウス』が話題を呼んでいる。NHK ドキュメンタリーでも「衝撃の書」が語る人類の未来～サピエンス全史/ホモ・デウス』が放送された。『ホモ・デウス』で著者は、遺伝子工学や AI によって人類は自らを神のような存在に作り替えようとしており、AI による個人情報のプロファイリングによって、人々は一部のエリートと無用者階級に分断されるであろうと警告している。

ビッグデータを AI でプロファイリングし、スコアリングする格付け社会とバーチャルスラムについては、『プエンテ Vol.9』で山本龍彦慶應義塾大学教授へのインタビューの中で紹介したが、利用される個人情報がネット上の無料サービスの対価として提供されていることは一般にあまり認識されていない。また個人データの流出を閲覧者はもとよりサイト運営者も気付いていないことが多いという。

GAF A と呼ばれる米国の巨大プラットフォーマー（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン・コム）は、個人の検索履歴や購買履歴、投稿履歴など膨大な情報を収集し網羅してインターネット市場を独占して

きた。日本でも同様のビジネスモデルで収益を上げる企業が見受けられる。しかし、これまで野放し状態だった個人情報の収集と、それを利用して成り立つビジネスモデルに、そろそろ歯止めのかかる時代が訪れそうだ。EEA（欧州経済領域 31 ヶ国）は昨年 5 月に、域内の個人データの処理と移転を原則禁止する「EU 一般データ保護規則」GDPR（General Data Protection Regulation）を施行した。違反者への高額な制裁金に加えて、スコアリングに必要なプロファイリングの中止請求権、情報の削除請求権、データ・ポータビリティ（情報の移転）などを保障している。

それではビッグデータを使った AI によるスコアリングを回避する方法は、GDPR のような規制しかないのだろうか。“Web の父”と呼ばれ、World Wide Web（WWW）を考案したティム・バーナーズ＝リー氏は、かねてから巨大 IT プラットフォーマーによるインターネットの中央集権化と現在の Web の在り方に疑問を呈してきたが、昨年 9 月、すべてのユーザーがパーソナル・オンライン・データ・ストア（POD）を持つことのできるオープンソースプラットフォーム「ソリッド」（Solid）を発表した。このシステムを使え

情報で仮装する社会

～ジャパン・クライシス～

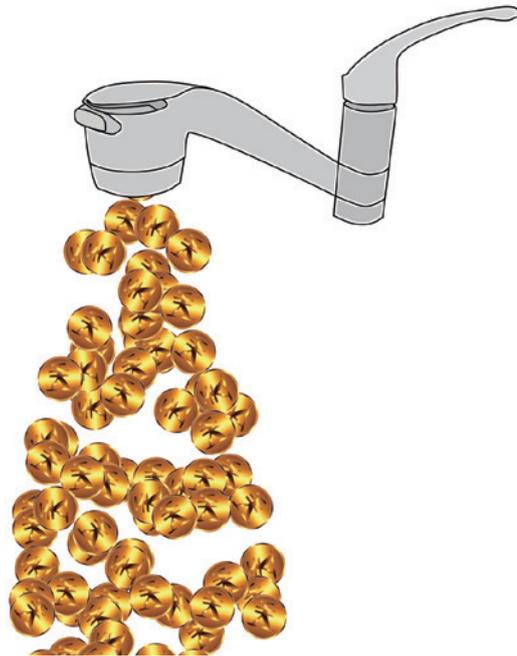
ばユーザーの個人情報や POD から提供され履歴もそこに保存されるため、全ての個人情報はユーザーの管理下に置かれることになるという。インターネットが再構築される時代は近いのかもしれない。

ビッグデータを別の形で利用している国がある。政治体制の異なる中国では、バイドゥ（検索サイト）、アリババグループ（ネット通販）、テンセント（SNS）の巨大 IT 企業 3 社（BAT）が膨大な個人情報を収集する。スマホ決済によるキャッシュレス社会が到来しているこの国では、個人の購買履歴は網羅的に掌握され、国家によるスコアリング事業の統一化も始まった。位置情報や監視カメラを併せたプロファイリングや、ゲノム編集などの遺伝子工学を使って、ハラリ氏の予言する未来社会に一歩を踏み出したともいえる。ただしこの国については人権を語ることはできず、窺い知れないことが多い。

さて、次頁の表を見てほしい。経済のグローバル化と TPP や EPA などの多国間貿易協定における非関税障壁の撤廃をにらんで、法の改廃が急速に進んでいる。2017～18 年にかけて森友・加計学園問題が国会で取り上げられ、マスコミ報道がそれ一色に染まる陰で、主要農作物種子法、水道法、漁業法、森林経営管理法など戦後日本人の日常生活の根幹を支えてきた大切な法律の廃止や改正が規制改革推進会議の答申に沿って、国会での審議らしい審議のないまま粛々と進められてきた。米・麦などの種子、

水道、森林、漁業などは、本来国や自治体を中心となって息長く地道に取り組むべき公共の資源である。日本の気候や風土を考えると、大規模化や効率化という言葉には決して馴染まず、短期的に経済的利益を上げる必要のある企業経営とは相入れないものであることは明らかだ。ところがグローバル化を名目に、外資を含めた民間企業への解放が進もうとしている。

農業規制においても驚くべきことに、日本は規制・禁止が進む世界とは真逆の流れを辿っている。たとえ



ばアメリカのモンサント社（2018年にドイツのバイエル社が買収）が遺伝子組み換え作物とセットで販売しているグリホサート（商品名ラウンドアップ）は、発がん性やうつ、アルツハイマーとの関係が疑われる農薬だが、最近ではホームセンターなどでも名前を変えて販売され、家庭菜園にも利用が広がっている。一方で収穫前の小麦や大豆に散布して枯らし、収穫作業の効率化を図る目的にも使用されている。農水省は2000年にアメリカ産大豆のグリホサート残留基準を5倍に引き上げたが、2017年

12月には世界的に広がる使用規制・禁止に逆行する形で残留基準値を小麦6倍、そば150倍など最大で400倍にまで大幅緩和した。因みに、毒餃子が記憶に新しい中国では、近年強毒農薬使用の段階的禁止を決めた。さらに農水省は、アメリカで養蜂家らが裁判を起こして一時使用認可がとり消されたネオニコチノイド系農薬のスルホキサフルロの使用を2017年12月に解禁した。神経毒性があり“ミツバチが消えた”ことで有名



になった農業で、発達障害の原因になるとの報告があり、世界的規模での禁止や規制が進んでいる。

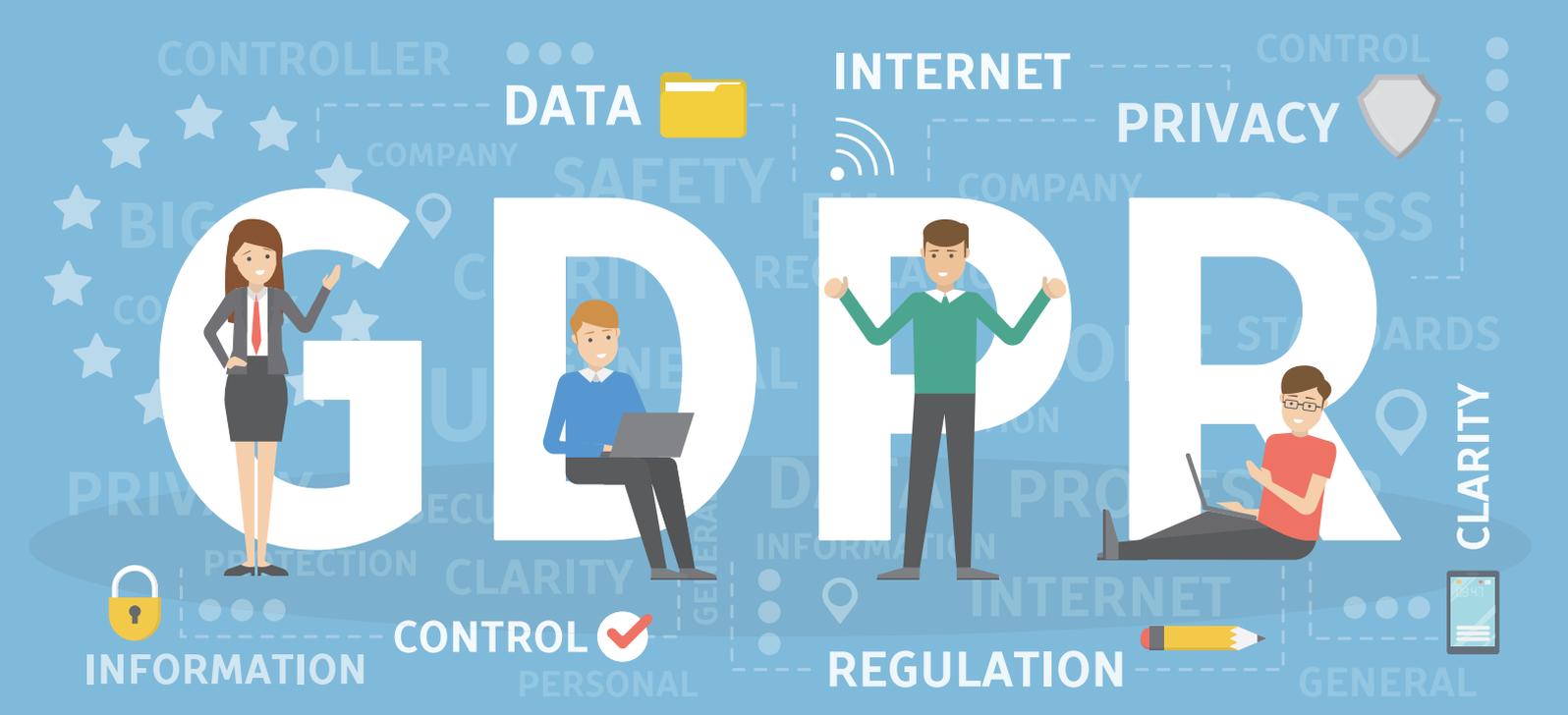
水道についても「コンセッション方式（施設所有権を自治体に残し運営権のみを企業に売却）の導入」という世界の流れに1周遅れとなる改正が行われた。競争原理の働かない水道事業は、企業の参入で水道料金の高騰や水質の悪化、漏水が発生する。そのためロンドンやニース、アトランタなど15年間で37か国235都市が再公営化に戻り、1984年から水メジャーに委託してきたパリ市でも水道料金が4.2倍に高騰、2010年に再び公営化した。1999～2000年にボリビアの都市コチャバンバで起きた水戦争では、アメリカメジャーの子会社が井戸や貯めた雨水にも水道メーターの取り付けを要求、都市機能がマヒして死者や負傷者が出る大規模暴動となった。日本では、仏ヴェオリア社へのコンセッション方式による委託を予定していた浜松市が、市民の反対が多いとして1月末に導入の検討作業

の当面延期を発表した。

私たちは今日、日々情報の洪水に晒され続けているが、一見納得のゆく尤もな名目を立て、化粧をほどこして遂行される社会的事象の裏側に隠された本音については、ほとんど見えていないし、見ていない。世界を拓けてくれるはずだったインターネットも、フィルターバブルと呼ばれる現象が生じてセクショナリズムが蔓延している。90年代半ばから始まった情報通信技術の発展と経済のグローバル化の進行で貧富の格差は拡大し、文化や風土も多様性を失いつつある。来るべき未来社会とは「知ること」の大切さを知り、仮装する情報の奥に存在する物事の本質に目を向け、改めて人間としての豊かさの意味を問直すことによってようやくやってくるのかも知れない。

法改正の動き

2013年4月10日	宮城県が水産復興特区を導入（沿岸漁業権を民間企業に開放）
2017年4月17日	主要農作物種子法廃止法案を可決
5月19日	農業競争力強化支援法成立：8月1日施行（公共種子の開発データの民間企業への解放）
2018年4月1日	主要農作物種子法を廃止
(4月19日)	主要農作物種子法復活法案を立憲民主党など6野党・会派が提出
5月25日	森林経営管理法改正：2019年4月1日施行（原木の安価な大量安定供給）
5月27日	種苗法改正（原則農家の自家採取禁止・自家採取禁止品種数82種→289種）
6月1日	森林法改正：2019年4月1日施行
(9月)	宮城県が水産復興特区の適用を見送り
12月6日	水道法改正（コンセッション方式導入への道を開く）
12月8日	漁業法改正（小規模漁港の集約・漁船のサイズの規制撤廃）



ビッグデータ利用規制と人権

慶応義塾大学 山本龍彦 教授 インタビュー

GAF A (Google, Apple, Facebook, Amazon) との闘いはもはや国家レベル。2018年発行の『Puen te 9号』「AI 社会と人権」では、山本龍彦先生に AI がビッグデータを使ってプロファイリングすることで生まれるバーチャルスラムと人権についてお話を伺った。今回は、2018年5月に EU が運用を開始した GDPR (General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則) が情報社会に与える影響と巨大プラットフォーマーを生んだアメリカの個人情報の取り扱いについての最近の動き、2019年日本で始まる情報銀行を中心に、究極の個人情報である遺伝子の編集について語っていただいた。

取材: 森山潤、新居崎邦明、武田敬子、森紋子、益子光宣
記事: 武田敬子

GDPR は 21 世紀の人権宣言!

森山: 先生は GDPR (General Data Protection Regulation: EU 一般データ保護規則) は 21 世紀の人権宣言と仰っています。

—理由は3つあります。一つ目はプラットフォーマーによる抑圧構造から個人を解放するという側面です。現在、私たちは、広範に張り巡らされた情報ネットワークシステムの中に「埋め込まれた」状態にあります。この不可視的で、不透明なネットワークシステムの中で、私たちは主体性を奪われている。私たちの情報は常に収集され、私たちのあずかり知らないところで私たちに関する何かプロファイリングされ、この結果が数多くの企業によって共有され、利用されている。

こうした「世界」から逃れられないわけですね。ここでは、私たちは、プラットフォーマーにより、収益を生み出すための道具としていわば客体化されているともいえる。

GDPR は、こうした「世界」から個人を解放し、個人の主体性の回復を試みるものといえます。自己の情報に対する管理権や透明性を重視し、プロファイリングやスコアリングに対して異議を唱える権利を個人に与える。それによって個人の尊厳、人間の尊厳を奪い返そうという点で、かつてのフランスの人権宣言やアメリカの独立宣言にも似ています。やや大袈裟に聞こえるかもしれませんが、ブリュッセルやドイツで、実際に GDPR にこのような位置付けを与える EU の高官や弁護士にも出会いました。

二つ目はネガティブな側面ですが、GDPR が直ちに



ビッグデータ利用規制と人権

実行できるようなものではないという点も、「人権宣言」と似ています。実際、EUでも、まだ条文の解釈が固まっていないところが多く、制度がその理念に追いついていないところがあります。裁判所による判例が出て、条文の意味や執行のかたち確立していくまでかなりのタイムラグが出てくることになるでしょう。ですから、現段階では、GDPRは、私たちの情報文化を変える「理念系モデル」なわけですね。このことは、もちろんGDPRの重要性を否定するものではありません。



三つ目はGDPRは、かつての人権宣言と似たような世界的な波及力を持っています。政治体制の異なる中国ですら、GDPRを意識した法改正がなされてきている。この点でも類似性があると思います。

GAFAsのふるさとシリコンバレーで個人情報の規律が起きている

森山：フェイスブックの8,700人分のユーザー情報が政治コンサルティング企業に流れました。カリフォルニア州議会は2018年6月に消費者プライバシー法を可決、2020年1月に施行されます。カリフォルニアの州法などアメリカの取り組みについて教えてください。

—こうした立法の引き金となったのは、間違いなく、例のケンブリッジ・アナリティカ事件です。選挙コンサルティング会社であるケンブリッジ・アナリティカが、Facebookの情報を使って各ユーザーがどのような政治的な傾向を有しているのか、そのユーザーが

フェイクニュースに流されやすい脆弱な性格を有しているかなどをプロファイリングして、この結果を2016年のアメリカ大統領選のときにトランプ政権に渡していたということが報道されました。2016年のブレグジット（Brexit：イギリスのEU離脱）を巡る国民投票でも、ケンブリッジ・アナリティカによる同様の選挙操作が行われたと言われています。

米国はもともと様々な背景から表現の自由が強く保障されていた国で、政府が民間における情報の流通に介入してくることに對して強い抵抗感がありました。市場における自由な情報の流通を重視するという憲法文化があり、その憲法文化からGAFAs的なものが生まれてきました。こうした「自由」や「民主主義」を重視する憲法文化が、この衝撃的な事件により徐々に変わってきている。その流れの中で、カリフォルニアの消費者プライバシー法が成立したと考えられます。この法律は、個人情報を第三者に提供することに対して強いOpt-out（オプトアウト：選択的拒否）の権利を認めました。子どもの場合は、同意のための十分な判断能力をもたないために、個人情報の第三者提供は原則禁止されます。また、「プロファイリング」という言葉はこの州法には入っていませんが、「推測（inference）」も「個人情報」とであると新たに定義しました。「推測」とは個人の傾向などを予測することなので、GDPRと同様、プロファイリングに関する規定が組み込まれたと考えてよいと思います。

アメリカでも特にリベラル派は、データの規律のあり方について、今までの自由な情報の流通という文化を反省的に捉え、プロファイリングやデータの不可視

的な連携・共有に対して厳しい考え方を取るようになっていきます。オバマ氏も、ビッグデータを使った選挙を得意にしていたわけですが、西海岸の人から見ると、彼らの作ってきた技術が保守派のトランプ氏に使われたということが衝撃だったのでしょうか。GAF A が生まれたシリコンバレー、カリフォルニアからデータの規律が起きてきているというのは面白い動きだと思います。

中国との関係も重要かもしれません。中国はやりたい放題と申しますか、政府主導でデータの収集や共有を強力に推進する「デジタルレーニン主義」を採用しているとも言われるわけですが、この中国との対抗関係を明確に打ち出すうえでも、アメリカでは「個人のデータはちゃんと保護していますよ」と言いたいわけですね。少なくともそういうメッセージを世界に発しなければいけない。日米欧でデータの経済圏を作るといふ動きは去年から報道されていますが、そのためにはデータ保護に関する民主主義国家間のハーモナイゼーションも重要になってきます。

情報銀行と自己情報コントロール権

森山：日本では認定事業者が個人情報を探かり、個人に何らかの対価を払って、必要とする他の企業に提供する情報銀行というものがスタートします。

—今年から情報銀行の認定制度が始まります。私は情報銀行をポジティブに考えています。その理由の一つは、日本の憲法文化です。日本において、ヨーロッパで重視されている「データ主権」といった考えが現実に根付くのか、疑問がないわけではありません。個人は、自分の情報は自分でコントロールするんだと言う管理意識をヨーロッパの人たちと同じように持てるのか。そうでないとすれば、そのコントロールを信頼で

きる誰かに部分的に託す、という発想も重要になってくるのではないのでしょうか。

もう一つの理由は、この情報ネットワーク社会において、個人が自己の情報の流れを一つひとつコントロールすることは現実に難しいということがある。いちいちポップが出てきて同意しますか、同意しませんかと聞かれると単純に面倒くさい。プライバシー・ポリシーや規約を真面目に読んでちゃんと同意しようとする、それだけで時間とエネルギーを費やしますから、かえって生活の質が落ちます。いわゆる「同意疲れ」の問題です。こう考えますと、「自己情報コントロール権」という理念は非常に重要ですが、その具体的なあり方は変わるべきだといえます。その具体的なあり方の一つが情報信託機能、つまり情報銀行なのだと。

自己情報のコントロールの方法には2種類のものがあると思うんですね。一つは、直接自分でコントロールする「直接コントロール形式」。もう一つは、信頼できる誰かにそのコントロールを託し、その「誰か」を監督し、コントロールしていくという「間接コントロール形式」。先ほどの「同意疲れ」の問題などからすれば、これからは後者の「間接コントロール」が重要になってくると思います。情報銀行に自分のプライバシー傾向を分析してもらい、この相手であれば情報は出す、この相手なら出さないといったようなことを本人に代わってマネジメントしてもらおう。情報銀行はそのユーザーがどういう人なのかをきちんと把握し、それに合わせて情報のやりとりをマネジメントし、ユーザーと信頼関係を構築していくということが重要となります。

森山：情報銀行側の客観性とか倫理性が大事になってきますが、こっそり持っていかれて知らない間に運用されるということもあるわけですね。



ビッグデータ利用規制と人権

—あります。一步間違えば、情報銀行の制度は、包括同意によって個人のあらゆる情報を意のままに扱える搾取の構造へと転化します。日本国憲法は、前文で、政治は代表機関に信託されるとあります。このような仕組みは、間接民主制や代表民主制などと呼ばれます。こうした、政治の「信託」でも、いわゆるエージェンシー問題が生じる。託された政治家が、主権者の利益から離れて勝手なことをやり出す。これと同じように、情報銀行も、本人の利益をないがしろにして自らの利益を最大化させていくリスクは当然考えられるわけです。政治については、こうしたエージェンシー問題の存在を踏まえて、スイスやアメリカの一部の州では直接民主制が採用されています。ただ、特に日本で、情報管理について「直接コントロール形式」に舵を切ることができるのか。これが難しいとすると、「間接コントロール形式」を前提に、エージェンシー問題を防ぐ方法を考えなければなりません。その方法は2つあり、一つはエージェンシー問題を抑える仕組みをすることです。今の情報銀行の認定スキームでは、情報銀行の中に第三者的な倫理委員会を組み込んだり、本人が情報銀行をしっかりコントロールできるようにしたりして、情報銀行による情報搾取を防ごうとしています。

もう一つはデータポータビリティです。たとえば、Aという情報銀行が信頼できなくなったら、Bに自由に移れるようにすることが重要です。Aに預けていた情報を引っこ抜いてBに預け直す。データの「可搬性（ポータビリティ）」が重要だということです。このような情報銀行の選択権がないと、情報銀行はやはり危険な制度となってしまいます。私は、情報銀行の制度をスタートするならば、個人にデータポータビリティの権利を認めることが不可欠だと思っています。

森山：日本では、米、麦、大豆の主要農産物や水道、漁業権などが相次いで民間に開放されようとしています。

す。個人情報についてもビジネスの材料になるのではないかと危惧しています。

—一般社団法人日本IT団体連盟（情報銀行の認定機関）から認定を受けなくても情報銀行的なサービスは行えるので、その危惧は非常に重要です。情報銀行の認定スキームから外れた情報銀行は、ある意味野放しとなります。認定スキームに沿ったものはそれなりの構造が担保されるはずなので、重要なのは、私たちが認定情報銀行を選択することです。民間の経済合理性が優位するというリスクは当然ありますが、先ほど申し上げたように、本人が全ての情報のやりとりを自分自身で管理するのはおよそ不可能で、かえって「同意疲れ」を起こす。こちらのリスクを踏まえれば、情報銀行という仕組み自体を否定すべきではないと思います。

中国への情報流出と アメリカの安全保障対策

森山：次に、政治体制の違う中国についてお聞きします。アリババグループのモバイル決済サービス、アリペイが日本のローソンでサービスを開始しました。中国では個人情報の取り扱いを国家に集約する方向で海外から個人情報を集めているようですが。

—アメリカには、CFIUS（シフィウス Committee on Foreign Investment in the United States）という対外直接投資委員会が存在しています。外国企業がアメリカの企業を買収・投資する時、このCFIUSが国家安全保障の観点からその妥当性を審査し、場合によっては制限をかけることができます。去年、CFIUSの根拠となる連邦法が変わり、アメリカ市民のデータがごそっと中国など他国に抜かれることを安全保障上の観点から制限できるようになったわけです。安全保障の

問題とデータ保護の問題がオーバーラップし始めたといえます。

たとえば、中国企業に日本人のデータを大量に行かれるということは、個人のプライバシーの問題に関わると同時に国家の安全保障の問題にも関わります。日本の政府内にも CFIUS のような機関を作らすべきだという議論が有力に説かれるようになってきていますが、現状、日本の対応は遅れていると言わざるを得ません。「政府高官や軍の関係者がこういういかがわしいサイトを見ている」などの情報が他国の政府に渡ってしまうと、つけこまれる恐れがあります。

武田：そんな情報ですか・・・(笑)

—はい。また、健康関連情報の流出なども安全保障の観点から脅威になりえます。たとえば、今後生物兵器を作る時にアメリカ人の遺伝的特性をプロファイリングし、アメリカ人の健康だけを脅かす、つまりアメリカ人には効くが中国人には効かない生物兵器を開発することも可能になってきます。さらに、顔情報を大量に集めれば、顔認証によって特定の相手をピンポイントでドローン攻撃することも可能になります。他国の国民のデータを多く持つことは、他国に対して経済的な優位性を確保できると同時に、軍事的な優位性も確保できます。AI などの技術移転をアメリカは警戒しており、ハードやソフトを自国企業がおさえることは重要ですが、同時に、自国民のデータを保護することも重要になってくるわけです。

ネットが生んだのは開かれた世界？ それとも閉ざされた世界？

森山：野放しで個人情報が入り上げられてきたインターネットの仕組みを見直し再構築する時代が来ている

と言われていますが？

—二つのことが言えます。フィルターバブルとデジタルゲリマンダリング（情報技術を用いた選挙操作）です。スマホなどで私たちが見るニュースというのはプロファイリングがかかっており、基本的にその人に合ったニュースが送られてきています。ヤフーニュースのトップは皆同じだけど、その下にリスティングされるニュースは人それぞれ違う。このことは常識に属すると思っていたのですが、最近、私が担当している授業で、大学生に「あなたたちがスマホで見ているニュースはそれぞれ違うんですよ」と言ったら、皆スマホを取り出して「本当だ、違うね」と言うんですね。意外に若い人でもリテラシーが低い。

個々人がプロファイリングのかかった「バブル」のなかに閉じ込められることの何が問題かといえば、たとえば保守的な思想を持っている人には、保守的なニュースだけが送られて、リベラルなニュースは減多に目にしないこととなり、思想が極端化していくことです。「エコーチェンバー（反響室）効果」とも言われますが、「バブル」の中で自分の声が反響する。それによって自己暗示的になり、自らの思想が極端化していく。こうして、政治的・社会的な分断が激しくなると指摘されるわけですね。ポピュリズム（大衆迎





ビッグデータ利用規制と人権

合主義)の問題などもこれに関連しますが、とにかく、私たちが住んでいる情報環境が劇的に変わってきて、それが政治的・社会的分断の一因となっているのは間違いありません。

森山: インターネットは世界を広げると言われてきましたが、今はフィルターバブルの時代と言われています。

—インターネットの黎明期には、インターネットにより世界が繋がる、世界が広がると喧伝されました。しかし今では、プロファイリングによってその人の好みや考えに沿ったニュースだけが送られてくる、非常に閉じた世界を作り出している。今の学生のコミュニケーションの仕方を見てもそう思います。視野が狭くなり、「バブル」から出られない。皮肉にも、インターネットは、世界を広げるのではなく、狭くしている。

サンステイン (Cass R. Sunstein) というアメリカの有名な憲法学者は、民主主義が維持される条件として、他者の見解を尊重すること、そして、共同体の構成員が共通経験を待つことを挙げています。テレビや新聞では、多くの人が同じものを見て、オリンピックや天皇の即位といったイベントを「経験」できます。しかし、今の若い人の多くは YouTube やインスタグラムなどから情報を得て、テレビや新聞などに触れないので、共通体験を味わうことが少なくなっているように思います。例えば、衆議院の解散や憲法改正が起きていることすら気付かない人も出てくるかもしれません。政治に関心の無い人は、その類の情報がフィルタリングによって排除され、最終的に芸能ニュースやスポーツニュースばかりに囲まれることになる。そうなれば、他者を尊重する気持ちが失われ、共通体験を味わうことも難しくなるでしょう。その先にあるのは民主主義の崩壊です。

セレンディピティの大切さ

武田: SNS などに何も発信しないのは、AI から見たら存在しないのと同じだという話を昨年伺いましたが、個人情報をごんごん取られると思うと SNS をどう使っていけば良いかわからなくなります。

—そうですね。大変悩ましい問題です。Facebook や Google は、今では生活に不可欠な社会的なインフラになっており、それらを「使わない」という選択肢は事実上あり得ない。データの利用や提供に同意しないのならばサービスを使わせないといわれれば、同意しなければならぬ。私たち個人個人はほとんど無力なわけですね。こう考えますと、私たちがそれをどう使うかを実質的に選択できるように政府が多少なりとも関与することが必要になってきます。

たとえば、代替性の乏しい SNS の場合、「データを出さないならばサービスを使わせないぞ」というのは、独占禁止法上の優越的地位の濫用に当たるかもしれない。その場合、公正取引委員会が介入すべきだといえる。個人が実質的に選択できるよう、国家が巨大プラットフォームを一定程度抑制していくこと、国家とプラットフォームとが抑制と均衡の関係に立つこと、この緊張関係が重要になってきています。

日本の政府もプラットフォーム規制を検討し始めており、おそらく 2019 年中には何らかの枠組みを打ち出すことになるでしょう。

武田: AI を使ってフェイクニュースを量産する時代だそうですが、それに惑わされないための対処法は？

—ネットの世界が中立的ではないことを、まずは意識すべきです。ネットの世界は中立的だと誤解している人がいまだに多いのですが、それはマーケティングの

ために作り出された人為的かつ操作的な世界で、中立的ではない。フェイクニュース対策の第一歩は、このこと、つまり、ネットの世界が、バイアスのかかった非中立的な世界であることを各人が深く認識することだと思います。

このことと関連して、先ほど登場願ったサンスティンは、セレンディピティ (Serendipity: 偶然性)・ボタンの実装を推奨しています。セレンディピティ・ボタンとは、それを押すとプロファイリングが中止し、プロファイリングがかかっていた世界では決して見ることのなかったような情報が一気に入ってくるというものです。やり方によっては、他の誰かが見ていた画面と、自分が見ていた画面とがチェンジすることもありうる。「偶然性」をデザイン上担保することは、フィルターバブルを通じて個別的に送られてくる情報を客観的・批判的に見ることにつながり、広い意味でフェイクニュース対策になるように思います。

益子: ネットを見ているより本屋に行った方がセレンディピティを感じます。

— ネットも、リンクを貼ったりセレンディピティ・ボタンを配置したりして、偶然の出会いを人為的に作り出すことはできます。ただ、書店や図書館のセレンディピティには現時点ではかなわないですよ。お目当ての本とはまったく関係のない本が視界に飛び込んできて、最終的にそっちの方に惹かれるということは結構ある。大学4年生の頃、卒論のテーマが決まらなくて悩んでいて、紀伊国屋書店に立ち寄ったんですね。そのときに、ふと『遺伝子からのメッセージ』という新書が目に入ってきたんです。専門が憲法学ですから、遺伝子や遺伝情報を研究しようとは夢にも思っていなかった。でも、この新書が何かを語りかけてきたんです(笑)。そしてこの本を手を取ったら、遺伝情報が

究極の個人情報だ、といったようなことが書いてあり、いまの研究にもつながる卒論の題材になったわけです。まさに書店での「偶然の出会い」が私の運命を大きく変えたわけです。

当時、卒論の題材探しを、紀伊国屋書店ではなくAmazonで行っていたら……、と思うとゾッとしますね。そういう出会いがなかったわけですから。

森山: 先生の『遺伝子からのメッセージ』との出会いは偶然なのか必然だったのか・不思議ですね。

— セレンディピティは人生にとって非常に重要だと思います。偶然な出会いがあるから人生は楽しい。プロファイリングのかかった人為的な世界の中で、「あなたが欲している商品はこれだ」と確率的に決めつけられてしまえば、偶然性は縮減する。そうなると、創造や革新の契機が失われてしまうようにも思えますね。

森山: 人間から活力が失われますね。

— ある経済学者は、極度にデジタル化、AI化が進んだ中国の経済は、短期的には非常に良いが、いずれはアメリカに逆転されると予想しています。中国は社会信用スコアと結び付いた高度な監視カメラネットワークによって社会の安全を確保し、需要と供給もAIによって調整される。こうしたシステムの下では、ご指摘のように活力が削がれ、中長期的には技術革新や競争がストップしてしまう、という見立てです。

ゲノム編集の行方

森: いま中国では妊娠中の遺伝子検査を全国民に無料で受けさせています。そして千人に一人のダウン症なども出産させないようになっています。100万年



ビッグデータ利用規制と人権

後の地球環境に適応するのはそういう人かもしれないのに。行き過ぎた優生保護政策により、人の多様性が制限されているのではないのでしょうか

— 遺伝子のいたずらというのは、障害というより個性として見ることができます。過度なゲノム編集は、これを画一化してしまう可能性があります。たとえば、赤血球が鎌状になり、貧血を起こさせる鎌状赤血球症という遺伝性の疾患があります。これは黒人に多いといわれているのですが、実はマラリアへの耐性があるのです。要するに、ある見方をすればこれは病気なのですが、別の見方をすればマラリアに対する防御になっているのです。遺伝性の障害も、特別な能力の表象として考えることができます。

森山： HIV に感染しないようにゲノム編集された双子の女児が中国で生まれたと報じられました。ゲノム編集については、アメリカで大豆などの作物の商業栽培が予定されていますが、環境省はアメリカと同様に DNA の切断は遺伝子組み換えとは異なるとの見解をとっています。

— このような倫理的な問題は、専門家によって構成される閉じたサークルだけで議論すべきではないと思います。社会のあり方そのものにもかかわる問題ですから、主権者国民によってしっかりと議論を積み重ねる必要がある。国民主権というのは、究極的には、大きな問題が起きてしまっても自分たちで議論して決めたことなのだからしょうがない、と思えるためのシステムです。ゲノム編集の限界に関する問題も、究極的には主権者国民が決める問題だと思います。法形式的に言えば、専門家たちが作るガイドラインなどではなく、法律によって大きな基準を設けるべきです。

話が戻りますが、AI の問題も同様です。現状、専

門家による閉じたサークルで議論がなされており、このままだと、一部のエリートやステークホルダーたちによって、私たちの大きな社会的スキームが決めてしまう。AI の利活用についても、ガイドラインや倫理原則などではなく、究極的には法律によって限界を設定すべきだと思います。

森山： 価値決定の段階に至る前に情報を発信するということがマスメディアに不足しているのではないのでしょうか。森友・加計問題が騒がれている間に水や漁業権、森林など国民の生活と命に係わる問題がほとんど議論のないままに規制改革推進会議の諮問に沿って通ってしまっている気がします。

— マスメディアだけを責められませんね。今はニュースもすべてスマホからという時代で、マスメディアの役割が非常に難しくなっています。クリックして購読数を上げるのが至上命題化していて、かつての視聴率至上主義よりもタチが悪い状態になっているように思います。煽情的な見出しをつければクリックを誘うことができるのでフェイクニュースも増える。国民に質の高い情報を提供することが難しい社会構造になっているように思います。この構造、システム、もう少し具体的にプラットフォームビジネスとってよいのかもしれませんが、それ自体を議論していかないと本質的な解決には結び付きません。

専門領域を超えて AI を語ろう

森山： タコツボ状態になって、少数派が一か所で決めています。

— インターネットも、使い方によって世界を広くすることも狭くすることもできる。もちろん、インターネッ



ビッグデータ利用規制と人権

トがなければできなかったこともたくさんあります。ですから、インターネット自体を否定するということはナンセンスです。こうした情報技術を適切な目的のために使っていくという発想を持つことが重要です。現代技術の導入を拒み自給自足するアーミッシュのような生き方をする以外は、技術から逃れることはできないのですから。データサイエンスの世界では、AIの厳密な定義が試みられています。ですので、私のような文系の人間がうっかりAIのことを語ると、「AIが何たるかを分かっていない、AIの定義が曖昧だ」と必ず叩かれます。ただ、私はそれでも語るべきだと思います。なぜなら、AIは私たちの社会構造のあり方そのものと深くかかわるからです。

たとえば、「民主主義」や「人権」という言葉があります。私たち憲法学者からすれば、こうした言葉を定義することはすごく難しい。ですので、「素人」が安易に「民主主義」という言葉を使っているのを見ると、確かに「雑な使い方をするな」と思う。しかし、だからといって「民主主義を語るな」とは思わない。むしろ語るべきなんです。「民主主義」をどう捉えるかによって私たちの社会構造のあり方そのものが変わるからです。ですので、全国民がこれを語る権利と責任があります。

「AI」も、国民的に議論すべき政治的なタームになってきている。ですから、専門家は、他分野からの領域侵犯にもっと寛容であるべきです。「素人」の意見が本質を突くこともある。定義問題を持ち出して議論をスタックさせるべきではない。

AIの実装が私たちの社会構造のあり方そのものと結び付く以上、この議論を一部の専門家が独占することはありえません。専門家以外にも「開く」ことが重要だと思います。

森山：ありがとうございました。

ビッグデータ 従来のデータ管理システムでは記録や保管・解析が難しいような巨大なデータ群。インターネットの急速な普及とコンピュータの性能の飛躍的な向上でマイクロ単位の人々の行動記録をマクロで集計し得られた結果を未来予測等に役立てる。

プロファイリング 主に犯罪捜査において、犯罪の性質や特徴から行動科学的に分析し犯人の特徴を推論する方法。現在はインターネット上での行動履歴・入力内容から特定の個人の特性を推論しその個人へのアプローチ等に役立てる。

プラットフォーム インターネット上の個人や企業が発信する膨大な情報が集まってくる場所・その基盤を提供する事業者。よく知られている巨大プラットフォームは、グーグル、アップル、フェイスブック、Amazonなど。

情報銀行 個人情報に責任持って一元管理し、第三者に仲介するインターネット上のシステム。総務省が整備を進めている。

GDPR General Data Protection Regulation EU一般データ保護規則 欧州連合にて2018年5月25日から実施された。EEA（欧州経済領域）内の全ての個人の人権を守るため、同意のない個人データの移転・処分を禁じている。

山本龍彦 プロフィール

1976年東京生まれ。慶應義塾大学法科大学院教授。慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート(KGRI)副所長。2001年慶應義塾大学法学研究科修士課程修了。2005年同大学院法学研究科博士課程単位取得退学。2007年博士(法学)(慶應義塾大学)。桐蔭横浜大学法学部専任講師、同准教授を経て現職。

他に司法試験審査委員、総務省AIネットワーク化推進会議構成員、ワシントン大学ロースクール客員教授など歴任。主な著書に「プライバシーの権利を考える」「おそろしいビッグデータ 超類型化AI社会のリスク」「憲法の行方」「AIと憲法」などがある。





データ社会の未来～ GDPRのインパクト

弁護士 中崎 尚

2018年5月にGDPR（欧州一般データ保護規則）が施行され、2019年1月にはフランスでGoogleがGDPRに違反したとして5,000万ユーロ（約62億円）の支払いを命じられるなど、欧州を中心に、パーソナルデータ保護の動きがいよいよ強まっている。他方、日本では2017年5月に改正個人情報保護法が、2018年5月には次世代医療基盤法が施行され、2019年3月からは「情報銀行」事業者の認定がスタートするなど、パーソナルデータのビジネス活用の動きが活発化している。本稿では、GDPRの概要を紹介した上で、日本政府の対応、国内ビジネスへの影響を概観する。その後、情報銀行に期待される役割、日本人のパーソナルデータについての意識の変化を俯瞰した上で、来たるべきデータ社会の未来の在り方を考えていく。

1 世界的なデータ保護強化の 潮目となったGDPR

2010年代に入り、世界各地でパーソナルデータ保護の強化が進められ、新規立法や法改正が行われている。その中でも象徴的だったのが、2018年5月に施行されたGDPRである。同規則が、欧州にとどまらず、世界中から注目されたのは、一定の条件を満たす場合は、欧州外の企業にも適用されることが明確にルール化されたこと、後述するようにGDPRは世界水準と比較してもかなり厳格なルールであること、さらに、2,000万ユーロ（約25億円）、あるいは全世界の売上高の4パーセント相当額のうち高額の金額、という、パーソナルデータ保護の規制違反の制裁金としては桁違いの金額を上限として、当局に制裁金の支払いを命じる権

データ社会の未来～ GDPRのインパクト

限を付与したためといわれている。これによって、どのような問題が生じるかという点、たとえば、欧州に拠点がなくとも、欧州向けにオンラインサービスを提供している事業者には、GDPRが適用され、巨額の制裁金の支払い命令を受けるリスクが、突如として発生した点が挙げられる。このため、日本企業を含め、世界中の企業が、GDPRに対応すべく、自社のプライバシーポリシーやデータ管理体制をアップデートしなければならないのでは、という問題意識を有するようになり、施行時期である2018年5月までに多くの事業者が対応を迫られた。

この対応にはコストを要するため、欧州の規制当局が実際にこのような高額な制裁金を課す気があるのか、様子を見てから対応を判断しようとする事業者も見られたが、実際に、2019年1月には、フランス当局により、Googleに対して5,000万ユーロ（約62億円）の制裁金支払命令が下され、世界中の事業者に大きな衝撃を与えている。

2 GDPRの概要と 対応ポイント

GDPRは、その制裁金リスクに目が行きがちだが、他にもパーソナルデータの保護を重視したルールであるという特徴が多数みられる。本稿では、これらの特徴のうち、日本の個人情報保護法との相違が顕著なポイントに絞って、規制の概要と対応のポイントを紹介していく。GDPRの詳細については、拙著『Q&Aで学ぶGDPRのリスクと対応策』（商事法務）を参照されたい。

（1）域外適用

日本の個人情報保護法でも2017年5月の改正法において明確なルールが導入されたが、GDPRでも今回明確なルールが設けられたところである。欧州域内に拠点がなくとも、①欧州のデータ主体に商品・役務を提供する場合（有償無償を問わない）、または②欧州のデータ主体の行動をモニタリングする場合にはGDPRが適用される。①は日本法でも類似の類型が域外適用の対象と定められているのに対し、②は日本法では域外適用の対象とはされていないことから、見落とすことのないよう注意が必要である。

（2）越境移転

欧州域内の事業者から欧州域外の事業者にパーソナルデータを移転することは、移転先の国について充分性認定がなされている場合を除いては、原則禁止される。充分性認定がなされていない国に移転しようとする場合は、GDPRで定められた措置を実行するあるいは例外的に許容される事由を充足する必要がある。日本は2019年1月ようやく、充分性認定を受けることに成功したが、それまでは多くの日本企業は対応をしなければならない状況だった。この措置の代表例がSCC（Standard Contractual Clauses 標準保護条項）と呼ばれる所定のフォームを用いたデータ移転契約を欧州域内と域外の事業者間で締結するというものであり、これまでも多くの日本企業が実行してきた措置である。例外的に許容される事由の代表例としては、データ主体から予め越境移転に関する同意を取得しておく場合が挙げられる。



(3) データ処理の法的根拠

日本の個人情報保護法にはない、GDPR 特有のルールとして、パーソナルデータを処理するに際してはすべからず、法的根拠がなければならない、と定められている。具体的にどのような事由があれば法的根拠があると判断されるかについて、GDPR では多数の事由を定めているが、ビジネスの場面で該当するものとしては、①当該パーソナルデータの処理に関して、予めデータ主体の同意を得ている場合、②データ主体と事業者間の契約上の義務を、事業者が履行するに際して当該個人データの処理を必要とする場合、③当該パーソナルデータの処理に関して、事業者の正当な利益が認められる場合がある。③は国内事業者にはなじみの薄い概念だが、分りやすく言えば、事業者の利益とデータ主体のプライバシーの利益を比較衡量して判断することが求められている。

(4) データ主体の同意

GDPR では、データ主体の同意が有効と認められるには、任意性、明白性、特定性、判断材料となる情報の提供が必要であると定められている。任意性に関してはデータ主体の真意に基づく同意であるかが重要となり、たとえば、雇用主が従業員から同意を得たつもりでも、通常、従業員の雇用主に対する立場は大変弱いことを踏まえると、任意性を認めるのは難しい、という当局からの指摘がある。また、同意の意思が明白である必要がある。たとえば、チェックボックスのチェックをデフォルトでオンにしても、データ主体が何もアクションしないままでは、同意の意思が明白であったとは言えない。さらに、同意の対象が特定されている必要がある。ウェブサイト上でプライバ

シーポリシーについての同意を取得する際、利用規約とひとまとめにして同意を取得するサイトがまだに見られるが、このようにした同意を取得しても対象が特定されていないとして無効にされる可能性が高いため、注意が必要である。

(5) データ主体の権利

GDPR がデータ主体に認める権利には、日本の個人情報保護法では定められていない権利がある。忘れられる権利（消去権）がよく知られているが、GDPR では他にも、データポータビリティ権やプロファイリングに対して異議を唱える権利が定められている。

(6) データ侵害対応

GDPR では、個人データの漏えい（例：内部犯によるデータの持ち出し）、改ざん（例：外部ハッカーによる改ざん）、アクセス不能（例：ランサムウェアや停電）をひとまとめにして「データ侵害」と定義し、データ侵害（のおそれ）を認識した事業者は、72 時間以内に欧州加盟国のデータ保護当局に通報する必要がある。データ侵害が実際に発生してから準備を始めたのでは、現実問題、72 時間以内の報告完了はおぼつかないことから、事前準備が重要な局面といえる。

3 政府の対応と ビジネスへの影響

(1) 十分性認定

GDPR の前身の欧州データ保護指令の時代から、欧州域内から欧州域外への越境移転は、十分なデータ保

データ社会の未来～ GDPRのインパクト

護体制を有していると認定を受けた国・地域を除いて原則禁止されてきた。GDPRの施行が決定し、制裁のリスクが格段に上昇したこともあり、日本の事業者から、日本政府に対して、欧州から充分性認定を早期に取得するよう求める声が強まった。日本と欧州の政府間の交渉は、GDPR施行までにはまとまるだろうという当初の期待は裏切られ、実際には、施行から半年余り経過した、2019年1月ようやく充分性認定を受けることに成功した。

交渉の過程で、2017年5月の改正個人情報保護法でも、GDPRとは大きなギャップがあることが欧州側から指摘され、日本政府は、追加のルールを設けざるを得なかった。これが2018年9月に個人情報保護委員会から公表された「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」である。タイトル通り、充分性認定に基づいて移転を受けたパーソナルデータにのみ適用されるルールであり、たとえば、日本の個人情報保護法では6か月以下の期間しか保有しない個人データは、保有個人データとして取り扱う必要はないところ、充分性認定に基づいて移転を受けた個人データは、保有期間の長短に関わらず、保有個人データとして取り扱う必要が生じるため、事業者にとっては負担増加となる。

(2) ビジネスへの影響

ビジネスへの影響はいくつかのカテゴリに分けることができる。欧州に拠点を有する事業者が、パーソナルデータを取扱う場合は、GDPRの適用を受けることは争いがなく、また、現地に拠点を有することから制裁金リスクも高まるため、GDPRの遵守を徹底して行う必要がある。このカテゴリに該当する事業者の多く

は、コストをかけて早くから対応を進めている。

次に、欧州に拠点を有しないものの、上述の域外適用の条件を充足することから、GDPRの適用を受けるパターンがある。前述のオンラインサービス事業者やアプリの配信・運営事業者だけでなく、欧州のデータ主体のオンライン上の行動（ウェブサイトの閲覧履歴等）をトラッキングする事業者もこれに該当する。このカテゴリの事業者は、欧州に拠点がいないことから、制裁金を含めリスクが身近に迫っていることの意識が薄いためか、GDPR遵守の義務を負っているにもかかわらず、対応未了の事業者が多く見られるのが特徴である。

第三のカテゴリは、自身はGDPRの適用を受けるわけではないものの、欧州の事業者からパーソナルデータの処理の委託を受けており、欧州の事業者から、GDPR水準の対応を求められるというもので、厳格な義務を定めた契約書へのサインを求められ、往生することも少なくない。現実問題として、力関係のため、委託者である欧州の事業者からのリクエストを、受託者である日本の事業者がのまざるを得ないことも多く、いかに交渉を上手に進めるかが重要になっている。

第4のカテゴリは、欧州からパーソナルデータの移転を受けている事業者である。2017年5月の改正個人情報保護法対応を完了している事業者でも、上述の補完的ルールへの対応を追加して行う必要があるが、追加対応が完了していない事業者も多く見られる。

このように、欧州の拠点の有無にかかわらず、GDPRの何らかの影響を受けている日本の事業者は数多いことがわかる。



4 データ活用の潮流

このように、世界的にデータ保護の潮流が強まる反面、データのビジネス活用も、世界的にますます拡大している。その原因としてはデータのマネタイズを可能にする環境が整ってきたことが指摘できる。ここでいう環境とは、具体的には、AI技術やカメラやセンサーなど技術の発達により、大量のデータ収集・分析が容易かつ低コストになっていること、スマートフォンの普及やGPS装置が自動車に搭載されたことで、社会情勢として、パーソナルデータの収集が一般化していることとともに、日本国内においては、政府による制度面でのサポートの強化（個人情報保護法の改正や次世代医療基盤法の制定、情報銀行制度の創立）が指摘できる。本稿では、制度面について紹介する。

（1）個人情報保護法の改正

2017年5月に施行された改正個人情報保護法の日玉の一つが、匿名加工情報制度の導入である。個人情報を第三者に提供する場合、データ主体の同意を予め得ておく必要があるが、情報取得の段階で予定していなかった第三者への提供を行うことになった場合に、改めて同意を取得するのはコストを考えると、多くの場合現実的ではない。この点、個人情報に一定の加工を施し、匿名化することで、データ主体の同意なしに、第三者に提供できる制度を設けたのが、匿名加工情報の制度である。同制度を活用することで、事業者の手元で死蔵されている個人情報が有効活用されることが期待されている。

（2）次世代医療基盤法

患者の診療データは、性質上、非常にプライバシー性が高く、第三者提供について同意を取得しようとしても、説明の難しさもあって、同意を得ることは必ずしも容易ではない。他方で、診療データは、医療研究の発展のためには不可欠であり、医療業界・製薬業界は、大量のデータの確保の必要に迫られている。このため、政府は、厳格な要件を充足した事業者のみを認定し、医療機関は、最初に患者の同意を得られれば、その後提供拒否の意向が示されない限りは、認定事業者に対して、診療データの提供を継続して行うことができる。データの提供を受けた認定事業者は、一定の加工を施すことで、研究機関・製薬会社に加工後のデータを提供することができる。

（3）情報銀行

情報銀行（情報利用信用銀行）は、データ活用の分野で、最も注目を集めている制度である。情報銀行は、個人のデータ主体とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS（Personal Data Store）等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示または予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、パーソナルデータを第三者（他の事業者）に提供する事業である。データの提供範囲は、あくまで、データ主体本人の意思に基づいて決定される。情報銀行の事業は、誰でも行えるわけではなく、政府の指定を受けた一般社団法人日本IT団体連盟による審査・認定を受ける必要がある。この審査・認定の第一弾が2019年3月ごろに完了するとされている。もちろん、データ主体はボランティアでデータを提供するわけではなく、金銭やポイントプログラムのポイント

データ社会の未来～ GDPRのインパクト

と引き換えでデータを提供することが想定されている。

5 データ社会の 未来

ここまで見てきたように、現在、世界的なデータ保護の強化の潮流と、日本国内のデータ活用の潮流が併存しており、日本国内の事業者は両面的な対応を期待されている状況がみられる。この一見すると矛盾するようにも見える二つの潮流に、事業者はどのように向き合うべきか。

ここで、パーソナルデータの主体である個人の意識を見ていこう。直近の動向として指摘されているのが、GDPR の日々の報道に触れることで、権利意識が刺激されていることもあってか、自身のデータが不正に取得されていないか、自身が想定していない利用目的にデータが利用されていないか、自身のデータが不正確な状態で取得・管理されていないか、といった点を強く意識するようになってきているというものである。結果として、不適切なデータの取扱をしている事業者へのクレームは増加することが見込まれている。他方で、これは年代にもよる差異も見られるところではあるが、適正な見返りが得られるのであれば、自身のデータを事業者に提供することに特段の抵抗は覚えない個人が増加傾向にある。

事業者としては、これらの個人のパーソナルデータに関する意識の変化を踏まえた対応が求められている。もちろん、規制対応には一定のコストが発生することは避けられない。このようにビジネス環境が大きく変化しようとするとき、規制対応コストが増え、事業活動の障害になるのは確かであるが、逆に言えば、規制対応についていけない事業者はそれだけで競争から自動的にふるい落とされることになる。その意味で、

規制対応できること自体が、事業者にとってビジネスチャンスが広がることも意味している。さらにデータ保護を自社事業の目玉として打ち出す事業者も増えてきている。とりわけ海外とのデータのやり取りが多い事業分野では、この考え方が重要であり、意識改革が求められている。データ主体の側も、情報銀行の上手な活用等、データ社会への積極的参加を考える時期が来ている。

中崎 尚 プロフィール

2001年弁護士登録、アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所、2008年米国 Columbia University School of Law (LL.M.) 修了、2009年夏まで米国ワシントン D.C. の Arnold & Porter 法律事務所に勤務。アンダーソン・毛利・友常法律事務所に復帰後は、インターネット・IT・システム関連を中心に、知的財産権法、クロスボーダー取引を幅広く取扱う。日本国際知的財産保護協会編集委員、経済産業省 AI・データ契約ガイドライン検討会作業部会委員、IAPP Co-Chair。主な著述：「Q&A で学ぶ GDPR のリスクと対応策」(商事法務 2018年4月)ほか、AI・ビッグデータ・パーソナルデータをはじめとする IT・インターネット・テクノロジー関連の著作・講演多数。



AIで加速する フェイクニュースと シャープパワー

公共政策コンサルタント 工藤郁子

はじめに

2018年春、ひとつの動画が全米で話題になった。それは、米国旗や暖炉を背に、バラク・オバマ前大統領が語りかけてくる映像だ。しばらく観ていると「トランプ大統領は大馬鹿だ」などの発言がある。優等生すぎるほどの人物がなぜ、と耳目を疑っていると、画面が二つに分かれ、映像監督として知られる人物が現れる。どうやら左側のオバマと右側の監督は、言動がリンクしているようだ。ちょうど、監督の声や表情や身振りをコピーして、元大統領にペーストしたように。こうして、演説は贋作だったと明らかになる。

この動画は、自動化・機械化により加速するフェイクニュースの脅威を啓発するために作られた。製作主体であるウェブメディア「バズフィード (BuzzFeed)」は、「今後、人工知能 (AI) が一層発達し、フェイク動画が出回ることによって社会混乱が起こりうることを警告したかった」とコメントしている。

もっとも、フェイクニュースと AI がどのような関係があるのかと疑問に思う読者もいるかもしれない。そこで本稿では、フェイクニュースに関する技術応用とその背景、影響と対策などを概観したい。

フェイクニュースを拡散する機械

フェイクニュースが大きな注目を集めたのは、2016年だった。イギリスの EU 離脱を巡る国民投票や米国大統領選挙などに重大な影響を及ぼしたとの指摘もある。そして、フェイクニュースの広がりをもたらし、指摘されているのが「ボット (bot)」だ。「ロボット (robot)」の略称で、作業を自動化するプログラムを指す。

驚くような内容の記事を読んだとき、目を疑って半信半疑になる人が多いだろう。しかし、その記事が SNS で数千数万とシェアやリツイートをされていたら、「何だか注目されているようだし、まわりに真偽を問う意味でも、自分も共有してみようか」という気持ちになるかもしれない。だが、そこに落とし穴がある。記事を共有しているのは、bot かもしれないからだ。

たくさんの bot を利用すれば、手間をかけずにシェアやリツイートの数を水増しできる。キーワードなどを設定しておいて、投稿文を自動生成することも可能だ。例えば、トランプ大統領を褒め称える記事や投稿を自動的に検知し、「素晴らしい」「共感した」などとコメントやリプライをつけることもできる。オックスフォード大学の研究プロジェクトによると、2016年の

AIで加速する フェイクニュースと シャープパワー



啓発用に製作された、オバマ前大統領のフェイク演説動画

<https://youtu.be/cQ54GDm1eL0>

米国大統領選挙において、投票日前後9日間の選挙関連ツイート約1,900万件のうち、20～25%がbotによるものだったという [Howard et al. 2016]*(*は参考文献)。

機械によって作られた見かけ上の信憑性や盛り上がりによって人間が釣られることで、さらに偽情報の流通が加速する。このようにして、フェイクニュースは、ときとして大きな社会的影響力を獲得する。

民主主義の脆弱性を突く シャープパワー

botの背後には、それを操作する人間がいる。誰がどんな動機でフェイクニュースを拡散していたのかが調査されており、徐々に解明も進んできた。そのなかで特に話題になっているのが、外国政府による干渉だ。もちろん自国内の人間による世論誘導も、透明性や自律性との関係で問題がある。しかし、他国の人間も介入していたとなると、国家安全保障上のリスクが上乗せされる。対外的独立性という意味での主権にも関わる。

米国では、ロシア政府がトランプ陣営に有利なプロパガンダを行っていたのではないかと疑念がある。

例えば、Twitter社の調査報告によると、ロシア政府のプロパガンダを担当したとされる企業が設けた偽アカウントが3,814件あり、関連するbotは49,000件あった。それらから、約140万件のツイートが投稿されたという [Twitter 2017]*。

このような選挙介入や世論操作によって、自国に有利な状態を作り出していく外交を「シャープパワー」という。軍事力や経済力などによる「ハードパワー」、文化や価値観の広報などによる「ソフトパワー」の中間形態とされており、提唱者である米国のシンクタンクは、シャープ（鋭利）な刃物で突き刺すように民主主義国家の社会・制度を弱体化させると指摘している。

シャープパワーが威力をもつ条件は、その社会が民主主義や「表現の自由」を重視していることだ。世論によって政治が動かない環境であれば、または、検閲を含む表現規制をして「正しい情報」だけが流通する環境であれば、フェイクニュースは、そもそも問題にならない。つまり、シャープパワーは民主主義の脆弱性を突いてきているのだ。



2016年の米国大統領選挙で、ロシアの世論工作用の偽アカウントが投稿していたツイート

https://blog.twitter.com/official/en_us/topics/company/2018/2016-election-update.html

フェイクニュース対策の難しさ

「表現の自由」と裏表の関係にあるからこそ、フェイクニュース対策は難しい。下手をすると、自由が窒息してしまう。たとえば、フェイクニュース対策法を制定したマレーシアでは、2018年5月、連邦下院選挙に野党（当時）から立候補していたマハティール元首相が、偽情報を流布させたとして、捜査対象になったと報道された。この事例は、フェイクニュース対策を名目として、政治活動の自由への干渉・制約が行われる可能性を示している。

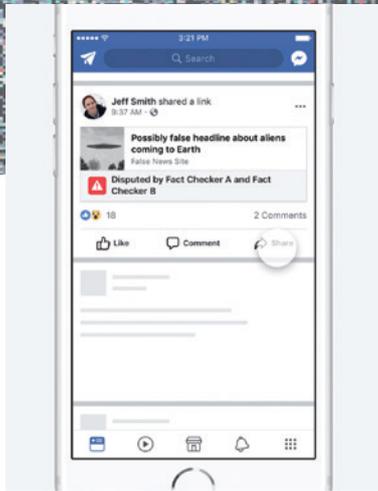
Facebook、Google、Twitterなどプラットフォームの自主規制も進んでいるが、まだ課題も多い。たとえば、Facebook社は当初、ユーザーからフェイクニュースであるとの通報を受け付けて提携メディアが真偽を検証するというファクトチェックを実施し、フェイクニュースと認定された記事の横に「Disputed（問題あり）」という赤い警告アイコンを表示することで拡散を抑制しようとしていた [Facebook 2016]*。ところが、警告表示によって、逆にその記事が「正しい」との確信を強化してしまう場合もあると判明した。そ

こで、2017年12月、警告表示を廃止し、代わりに、真偽が問われている記事の横に関連記事（ファクトチェック済みの記事）を表示させる方針に切り替えた [Facebook 2017]*。

この取り組みが示すのは、「偽情報」の警告表示によって、かえって事態を悪化させてしまうこともあるということだ。理由はいくつか考えられるが、仮説や信念に合致する情報ばかりを集めて、反証情報を無視するという「確証バイアス」が関係するのではないかと指摘されている。つまり、警告表示をすることが「検閲・言論弾圧の証拠」と捉えられてしまったおそれがある。

なお、2019年1月に公表された欧州委員会の報告書では「偽情報の拡散を防ぐ取り組みで一定の成果を上げているが、2019年欧州議会選挙までにそれらの取り組みを一層強化する必要がある」と分析されている [EC 2019]*。

AIで加速する フェイクニュースと シャープパワー



逆にバイアスを強めてしまうこともあった、フェイクニュースの警告表示

<https://medium.com/facebook-design/designing-against-misinformation-e5846b3aa1e2>

主戦場は、テキストから動画へ

さらに懸念すべきは、フェイクニュースの拡散だけでなくフェイクイメージの量産も加わりそうなことだ。2016年前後のフェイクニュースは、文字情報が主流だった。捏造されていたのは、文章・文脈（context）であり、画像・動画は既存のもの転用が多かった。たとえば、2016年4月、熊本地震発生直後に「動物園からライオン放たれた」とTwitterにデマが投稿されたが、そのツイートに添付されていた画像は、海外で実際に逃げ出したライオンの写真だったと報道されている。しかし、今後は画像・動画もフェイクになっていくだろう。

背景には、「ディープフェイク（deep fake）」と呼ばれる技術群の台頭がある。冒頭で紹介した、オバマ前大統領の偽動画も、ディープフェイクの危険性を啓発するために制作された。

ディープフェイクは、機械学習技術の一種である「ディープラーニング（深層学習）」と「フェイク（偽物）」を組み合わせ作られた造語だ。AIを利用した画像・音声の認識・処理により、違和感の少ない動画を

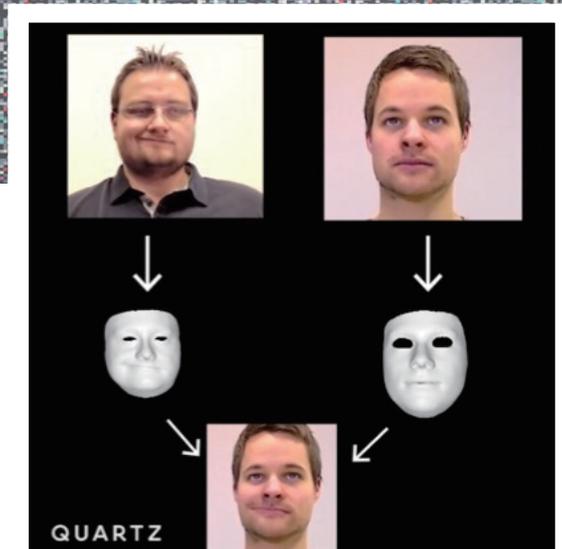
作りやすくなる。素人による稚拙な加工であれば、その動画が偽物だと気づけるが、ディープフェイクを使えば精度が高くなり、見破ることが難しい。玄人が作る完成度の高い動画は、時間と費用が必要だったが、AIの支援によって量産が可能になった。

民主主義の危機

こうした現状は、民主主義を危うくする。民主制では、民意が政治のあり方を決めることになっている。フェイクニュースによって、有権者の望む選択が誘導されているならば、その建前が覆されることになる。

もちろん、世論操作やプロパガンダは古くからある論点だ。人間による既存の活動を、機械が自動化・効率化しただけにすぎないという見方もあるだろう。しかし、botやディープフェイクなどの利用によって、量的増加が質的变化に転じる可能性がある。

というのも、「思想の自由市場（free market of ideas）」論の前提が揺らぐからだ。「思想の自由市場」論は、経済学上の仮定を比喩的に借りたもので、自由な競争によって、虚偽の情報や低質な言論は淘汰され



ディープフェイクでは、音声や口元の動きなどのデータを、AIによって分析し、別の人物の顔のデータに重ねて合成する処理を行う

<https://youtu.be/ttGUiwfTYvg>

ていくという発想に基づいている。ところが、botによってフェイクニュースが大量に流通するようになれば、真偽の検証が（今にもまして）追いつかなくなってしまうかもしれない。そうすると、「思想の自由市場」が機能不全に陥ってしまう。

言い換えれば、個々の情報の真偽を問題にしたり、個々人のリテラシー向上を目指したりするアプローチでは、解消しきれない部分が大きくなってしまった。そのため、情報流通の仕組みなど全体構造として問題を捉えることも、必要になってくる。

また、フェイクを見破るAIの開発も急がれており、情報源の信頼性測定、音声・動画の加工有無の検知など様々な手法が試されている。つまり、フェイクニュースを作る側と見抜く側でAI同士の競争が生じつつある。AIは、民主主義の基盤を危うくする方向ではなく、民主主義的価値を維持する方向にも利用できる。

おわりに

2019年は12年に1度巡ってくる日本の「選挙イヤー」「亥年選挙」である。4月に統一地方選挙、7月に参議院選挙と、大型選挙が続く。しかし、フェイクニュースに関する議論と対策は、諸外国と比べればまだ低調だ。日本における取り組みが十分かが試されるような事態に陥ってしまわないか、すこし気がかりである。もしも、懸念が当たってしまったとしても、拙速な規制が導入されることがないように望んでいる。

AIで加速する フェイクニュースと シャープパワー

主要参考文献

[Howard et al. 2016] Howard, Philip N., Bence Kollanyi, and Samuel Woolley. “Bots and Automation over Twitter during the US Election.” Computational Propaganda Project: Working Paper Series (2016).

[Twitter 2017] https://blog.twitter.com/official/en_us/topics/company/2018/2016-election-update.html

[Facebook 2016] <https://newsroom.fb.com/news/2016/12/news-feed-fyi-addressing-hoaxes-and-fake-news/>

[Facebook 2017] <https://newsroom.fb.com/news/2017/12/news-feed-fyi-updates-in-our-fight-against-misinformation/>

[EC 2019] http://europa.eu/rapid/press-release_IP-19-746_en.htm

くどうふみこ 工藤郁子 プロフィール

公共政策コンサルタント。中京大学経済研究所特任研究員、東京大学政策ビジョン研究センター客員研究員、一般社団法人日本ディープラーニング協会有識者会員、Beneficial AI Japan 運営委員等も務める。共著に、山本龍彦 編『AIと憲法』日本経済新聞出版社（2018年）、弥永真生・穴戸常寿 編『ロボット・AIと法』有斐閣（2018年）など。論文に、「政治におけるAI」三田評論 1230号（2019年）、「米国におけるAI・ロボットと雇用政策動向」国立国会図書館（2018年）、「EU及びドイツにお



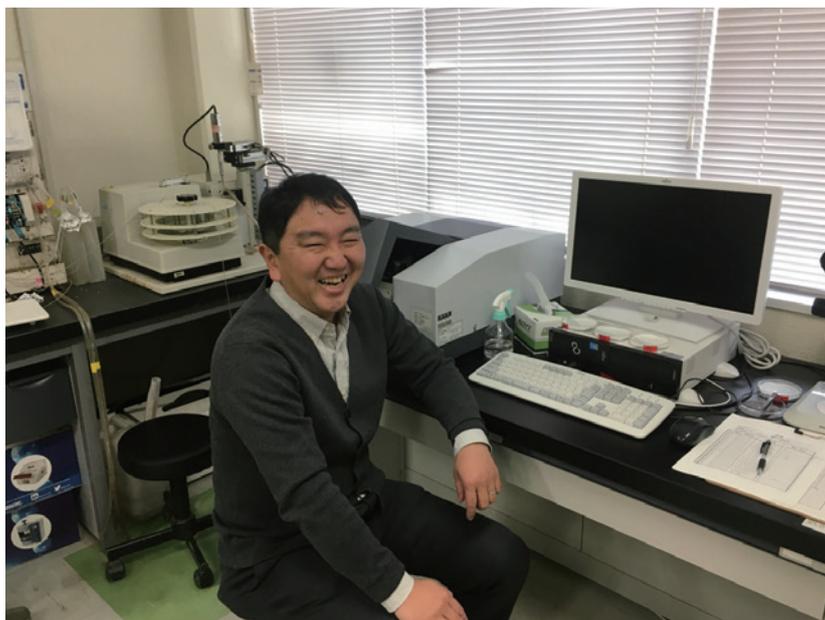
けるAI・ロボットと雇用政策動向」国立国会図書館（2018年）、「デモと選挙の間」法律時報 1098号（2016年）、「キャンペーンと「イメージ政治」—ポピュリズムの精緻化に関する考察—」広報研究 20号（2016年）など。

川から海へ…広がる マイクロプラスチック汚染

東京理科大学
二瓶泰雄教授インタビュー

取材班：森山潤、森紋子、岡本香里、益子光宣
記事：益子光宣

大きさが5ミリメートル以下の微細なプラスチックゴミであるマイクロプラスチックが世界各地で海洋汚染の問題を引き起こしている。特に日本近海では海水中に含まれるマイクロプラスチックの平均濃度が世界平均に比べて27倍も高く、汚染の進行が懸念されている。昨年マイクロプラスチックによる汚染状況について日本全国の29河川36地点において調査するという世界でも稀な大規模調査を実施した東京理科大学工学部土木工学科の二瓶泰雄教授にマイクロプラスチックの問題について話を伺った。



二瓶泰雄教授

取材班：教授は どうして 河川の マイクロプラスチック 汚染を 研究 される こと になった ので しょう か？

二瓶：もともと海の富栄養化の研究をしていましたが、海そのものが悪いというわけではなくて、海に流れてくる物質が良くないだろうと考え、陸から海にどういものが流れているのかという調査をずっとしていました。バケツを川の中に入れて採水するとき、コンビニ袋などのゴミがどうしても入ってしまうので邪魔だなあと思っていたのですが、実はそれには意味があるのではないかと考え始めたころにちょうど海洋のマイクロプラスチック汚染が問題になりつつあったこと。また海と河川の問題をつなぐ研究が少なかったことも理由ですね。

取材班：近頃マイクロプラスチックによる環境汚染のニュースを見ない日はないほどですが、その危機感が

高まることになった要因は何だと考えられますか？

二瓶：私たちからすると本当に遅いという印象です。以前から多くの市民団体に招かれて講演をしてきましたが、そのときはまだここまで多くの方々に興味を持っていただけていませんでした。昨年とはとにかくいろんな方々がマイクロプラスチックのニュースを目にする機会が増えたと思います。いろんな理由があるとは思いますがひとつはスターバックス社（米）によるプラ製ストローの全廃ですね。それがどれくらいマイクロプラスチックの削減につながっているのかと言われる方もおられますが、そうではなくて大企業がきちんと対応することで世間にプラゴミの問題を意識させることになったと思います。また2017年末に中国が廃プラスチックの輸入を禁止したことも問題に火が付いたもう一つの大きな理由だと思います。

川から海へ…広がる マイクロプラスチック汚染

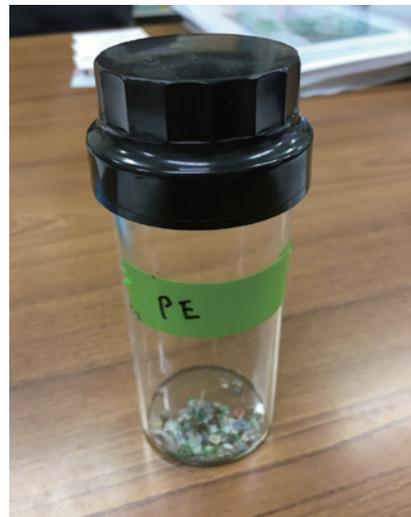
取材班：レジ袋についても台湾、オーストラリア、英国、フランス、中国、オランダなど世界各国で規制が進み、たとえばアフリカのケニアでは2017年にポリ袋の製造・販売・輸入だけでなく、使用した場合も最長で4年の禁固刑か最高4万ドル（約430万円）の罰金刑となる可能性がある法律が施行され「世界で最も厳しいポリ袋禁止令」とまで言われていますが、日本で規制が進まない要因についてはどのようにお考えになりますか？

二瓶：海外の事例が増えて、やっと我が国も動いたかなという印象です。ただレジ袋だけを削減すればいいという問題ではありませんので、プラスチックゴミ全体の話として、ゴミを適正に処理することに加えてプラスチックを使うことそのものを減らしていくことを並行してやっていく必要があると思います。

取材班：ところでマイクロプラスチックは人体に対してどのような影響があるのでしょうか？

二瓶：マイクロプラスチックは比表面積といって物体の表面積と体積の比率が大きく、それはすなわち海水の中に溶け込んでいるいろんな物質を吸着できる面積が大きいということになります。またプラスチックはもともと油ですので、油に対しては親和性が高く、有害なPCBやDDTなどを吸着しやすいという性質があります。さらにマイクロプラスチックは沈まないで、ずっと浮かんでいるものが多いので、ずっとそういった有害物質がくっつき続けるんですね。そして海流に乗ってまた別のところに行ってしまうので、一種の「運び屋」みたいなものです。海水中に低濃度であれば何の問題もない有害物質でもマイクロプラスチック

クが浮遊している間にどんどん吸着させてしまい、遠くまで運んでしまう。加えてマイクロプラスチックはいろいろな生物が食べやすいサイズです。今のところ人体がマイクロプラスチックを摂ったとしても排泄機能があるようで、そこは大丈夫なのですが、有害物質



マイクロプラスチックのサンプル

を多く付着させたマイクロプラスチックを摂取した時に人体にどんな悪影響を及ぼすかはまだよくわかっていません。しかしそうだとした場合、食べ物の中にプラスチックが入っていたら嫌ですね。

取材班：そもそもマイクロプラスチックは具体的には何から発生しているのでしょうか？それが分かれば対策も進むと思いますが。

二瓶：プラスチック製品ができた時点で5ミリ以下のものを1次マイクロプラスチックと呼びます。最近は大いぶ少なくなってきましたが洗顔料などに使われて問題になったマイクロビーズもそうですね。そしてたとえばペットボトルやレジ袋などのプラスチックがなんらかの理由で砕けて細くなったものを2次マイクロプラスチックと呼んでいます。皆さん洗濯物干しをしている最中に洗濯バサミがパキッと割れてしまったことはありませんか？実はパキッと割れたその破片がマイクロプラスチックなんですね。プラスチック製品



割れた三角コーン（都内にて撮影）

を紫外線などがあたる場所に置きますと、劣化して何らかの形で割れて碎けてマイクロプラスチックになっていることが意外と多いのです。いくつかの市街地で調査をしたのですが、たとえ

ば外に置くプラ製のバケツの蓋が割れていたりですね。道路の三角コーンもバキバキに割れていたりして細くなったプラの破片も落ちています。ポイ捨ての多い道路脇の花壇の土を分析してもマイクロプラスチックがいっぱいあります。そういった破片は帰り道にずっと下を見ながら歩くと簡単に見つかりますよ。またフリースなど合成繊維の服を洗濯しても繊維状のマイクロプラスチックであるマイクロファイバーが多く排出されて、実際に下水や河川で見つかっています。マイクロプラスチックは海の問題として認識されがちですが実は私たちの身の回りの陸地からすでに発生しているのです。

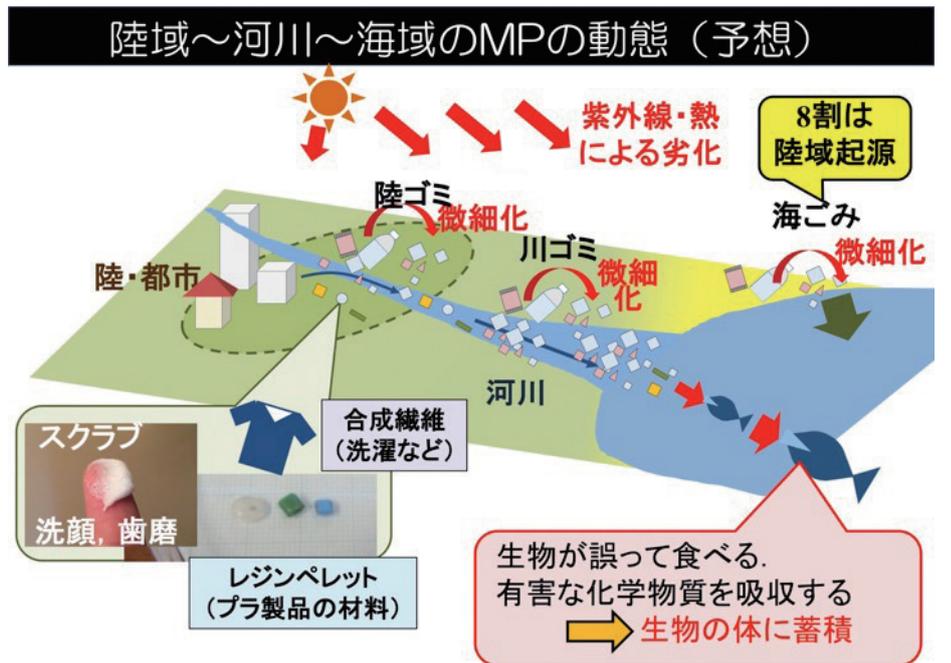
取材班：マイクロプラスチックというのはプラスチックが川を流れて海に行くその過程で紫外線や波の影響でぶつかったりして細かく崩れていくものであって、海にたくさんあるのかなと思っ

ていましたが実は身の回りにたくさんあるんですね。

二瓶：海に入る前の川の段階でマイクロプラスチックはたくさんあります。それらは川で発生するというよりは川に入る前にすでにいろんな家庭からの排水とか市街地のゴミから出てきていると考えられます。

取材班：プラスチック製品は非常に便利で、それなしの生活は考えられませんが、そこは私たち消費者が意識して変えていかざるを得ないの shouldn't we.

二瓶：使用をゼロにすることはとてもできないと思いますが、別の方向から考えるとたとえば市民団体の皆さんが河川のゴミ拾いをあちこちでしていただいているのですが、あれにどんな効果があるのかよく分かっていないので、清掃の結果どれくらい海がきれいになるのかを河川の流量との関係から数字で表せないかと思っ



川から海へ…広がる マイクロプラスチック汚染

ています。海に流れるゴミが何%削減できたかを「見える化」できれば、より市民団体の皆さんもやる気が増していきますよね。

取材班：まだまだできることは多そうですね。

二瓶：特に人工密集地帯を流れる河川ではマイクロプラスチックの濃度が高く、各自治体で真剣にマイクロプラスチック対策が始まりつつあります。最近自治体からの問い合わせも多く私もあちこちで講演をしています。特に大事なのが、海に面している県だけでなく内陸の県が危機感を持ち始めていることです。また調査したところ、日本は回収したプラゴミの量と回収できずに自然界に出たプラゴミの量の比率が江戸川だと0.025%、大堀川だと0.002%と世界的に見たら小さいということもわかりました。実は優れている日本のゴミ回収マネジメントシステムを海外に輸出できれば、海外のマイクロプラスチック問題に貢献できるかもしれません。また増水時には河川におけるマイクロプラスチックの濃度も高くなりますので、その流れを上手く利用して川のゴミが堆積しやすい場所で回収すれば、効率よく川をきれいにすることができるのではないかと思います。

取材班：広い範囲に散在しているプラゴミを一つ一つ拾っていくのではなく、増水時に集まったものを一網打尽にすることができれば効率的ですね。それにしても今日お話を伺う前まではマイクロプラスチックの問題については海で誰かがゴミを捨てているイメージしかありませんでした。

二瓶：たしかに最初は海の問題と認識されていました。

しかし自分たちの身近なところから出しているものが海ゴミのおおもとになっているということを知っていただければと思います。マイクロプラスチックだけではなく、プラゴミ全般の問題に対して陸からの対策が必要だということですね。

取材班：本日はどうもありがとうございました。

二瓶 泰雄 プロフィール

東京理科大学 理工学部 土木工学科 教授

研究経歴

- 1994-2000 混相乱流LESモデルの開発と複雑混相乱流解析への応用
- 2000-2006 マングローブ水域環境に関する研究
- 2000-2010 海の問題環境評価のための陸域環境負荷に関する研究
- 2003-2015 河川流量計測技術の開発と実用化
- 2009- 川ゴミ及び河川のマイクロプラスチックに関する研究
- 2012- 豪雨災害の現地調査・数値シミュレーションとハード・ソフト面の防災・減災技術の開発

研究分野

水工学（環境水理学，河川工学，流体力学）

命と文化を 育んできた 種子が消える

「種子が消えれば食べ物も消える。そして君も」

これは国際的な種子貯蔵庫の創設に尽力されたスウェーデンの研究者ベント・スコウマン氏のメッセージです。人間は、食料のすべてを直接あるいは間接的に植物に依存しています。種子によって人間は生かされているのです。

その日本の種子を守ってきた法律が「種子法(主要農作物種子法)」です。種子法は戦後の主食の安定供給について、予算措置も含めて国の責務とし、米・麦・大豆の種の開発や生産を都道府県が責任を持って行うための根拠法として1952年に成立しましたが、食糧事情の逼迫していた戦後とは異なり民間参入による農業の大規模化、効率化を妨げているとして昨年廃止されました。しかし、そもそも我が国の農業は気候、風土から考えても大規模化にはそぐわないのです。ヨーロッパを中心に各国が食糧自給率引き上げに努める中で、ただでさえ自給率の低いわが国にあって食糧主権の放棄につながりかねず、多国籍アグリビジネスに種子独占の道を開く恐れがあるこの法律の廃止の意味は何なのでしょう。全国で農協、生活協同組合を中心に反対の声が拡がり、野党6党による復活法案の提出や、数多くの自治体で個別の条例制定が進んでいます。今回は、日本の食糧主権を守るために力を尽くす人々と、自治体の活動取材しました。

命と文化を育んできた 種子が消える

種子法廃止を撃つ

元農林水産大臣 弁護士 山田正彦

種子法廃止とはどんな問題か

今、「日本の食と農業」が「種」から脅かされようとしています。

いきなりそう申し上げても、なかなかすぐに理解できないかもしれません。しかし実は、私たちが当然のように安心して口にしてきた米や麦、大豆といった農作物が、いままでのそれとは別のものになってしまう可能性があります。これまで日本の食卓を支えていた日本の農業が根底から様変わりするおそれがあるのです。

その大きな要因は、昨年（2018年）4月に「主要農作物種子法（種子法）」が廃止されたことにあります。

種子法は、米や麦、大豆といった主要農作物について、国が種子を管理し、各都道府県が優良な品種の種子を増殖、さらに原種・原原種の育種技術の維持に関

して公的な支援を義務付けた法律でした。この種子法により、主要農作物の種は「公共の物」として守られ、安定的な生産と供給が維持されてきたのです。

米・麦・大豆の主要農作物では、種子法により農業者が優良な種子で生産できるよう、都道府県に原原種及び原種を生産するよう定めています。都道府県は、品種を開発した農業試験場等の育成機関から提供された育種家種子を用いて、原原種圃で原原種を生産する。翌年、原原種を原種圃に播種し、原種を生産する。原種により農業生産団体他が設置した採種圃において、一般種子が生産される。農業者は採種圃産の一般種子により生産を行う。育種家種子→原原種→原種→採種圃種子の流れで、原原種及び原種を併せて、原種と呼ぶ場合もあります。

しかし、私たち国民がほとんど知らない間に、2017年2月に種子法廃止法案が閣議決定され、その年の4月に衆参両議院で可決、成立しました。そして2018年4月1日に廃止されたのです。

それまで種子法廃止に関する報道ほとんどされず、かつて農林水産大臣として農政にかかわってきた私にも寝耳に水のことでした。しかも、衆参両院合わせてわずか12時間足らずの審議で成立してしまったのです。

政府は、「（種子法）は米の消費が落ち込んで生産が過剰になった現在ではその役割は終えた」と廃止の理由を説明しています。

種子法は1952年（昭和27年）5月1日に公布・施行されました。それは戦後、日本が独立を回復したサンフランシスコ平和条約が発効（4月28日）した、そ



元農林水産大臣の山田正彦弁護士



の3日後のことでした。当時、食糧難が続き、2月末には農林省が「食糧増産5カ年計画で年間500億円以上を投入、合計2,000万石（約300万トン）の食糧増産を行う」と発表していました。

こうした考えのもとに「主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について圃場審査、その他の措置を行うことを目的とする（第一条）」として、種子法が制定されました。確かに種子法は、日本政府が、戦前、戦中の食料不足の経験から、国民を二度と飢えさせることがないようにと制定した法律ですから、制定当時とは時代背景が変わったことは間違いありません。しかし、「主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため」という法の目的が今なお重要であることに変わりはありません。

これについては、「主要農作物種子制度運用基本要綱」にわかりやすく、こう書かれています。

「（種子法に基づく）主要農作物種子制度は、我が国の基本的な食糧であり、かつ、基幹的な作物である主要農作物（稲<米>、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう）の優良な種子の生産及び普及を促進し、もって主要農作物の生産性の向上及び品質の改善を図ることを目的としている」

さらに、この種子制度を運用するには、主要農作物の優良種子の生産・普及が、その基礎の品種選定から最終的に種子が農業者に引き渡されるまで専門的な知識・技術と周到な管理が必要ですので、そのために品種の優良性の判別方法や、優良種子の適正・円滑な生産流通の方法などについて、周知させる必要があります。そこで種子法では、都道府県に対して以下につい

て義務付けました。

- (1) 主要農作物の種子生産者のほ場（田畑）の「指定種子生産ほ場指定」
- (2) 「生産物審査」（種子の発芽良否、不良種子・異物混入状況などの審査）
- (3) 主要農作物の原種・原原種の生産
- (4) 種子計画の策定
- (5) 優良種子生産・普及のための勧告・助言・指導
- (6) 別名・奨励品種と呼ばれる優良品種の決定

そのなかで特に重要なのが、(6) 別名・奨励品種と呼ばれる優良品種の決定で、「基本要綱」では、こうなっています。

「都道府県は、当該都道府県に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という）を決定するに当たっては、当該都道府県における気象、土壌、農業者の経営内容及び技術水準、主要農作物の需要動向等を十分考慮する」

そこには二度と国民を飢えさせない、国民に食料を供給する責任を負うという国の明確な意思があったと思います。

であるのに、なぜ廃止するのか。種子法廃止には、別の思惑が働いているようです。政府は、「国家戦略として農業の分野でも民間の活力を最大限活用しなければならない現代、民間による優秀な種子の利用を妨げているので廃止する」と説明しているからです。

つまり、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の批准などに伴い、規制緩和で海外の多国籍企業をはじめとする民間企業の参入を積極的に促すという思惑です。

2017年3月23日の衆議院農林水産委員会で、佐々

命と文化を育んできた 種子が消える

木隆博委員（民進党）の質問に対して、柄澤彰農水省政策統括官は、種子法には法律上の3つの構造的（仕組み）問題があり、「改正してもこれは直らないために、廃止の判断に至った」旨、答えましたが、その3つとは、以下のことだということです。

- 1 種子法の仕組みとして、都道府県の開発品種を優先的に奨励品種に指定することになっているため、民間企業の開発品種の奨励にはつながりにくい。
- 2 輸出用米や業務用米など都道府県の枠を超えた広域的な種子生産が求められても、奨励品種に指定されにくい。
- 3 必ずしも米・麦などの主産地でない都道府県を含めたすべての都道府県に対し、原種、原原種の生産や奨励品種の指定試験などを義務付けている。

これは2016年10月6日の「規制改革推進会議／農業ワーキング・グループ」で配布された資料に書かれている、「(10) (略) 地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する」と一致しています。つまり、規制改革推進会議が出した結論が先にあり、農水省は後からそのための3つの理由を考えたのではないかとも思われます。

農業においても、民間の活力や市場原理をうまく生かすことが重要なのは言うまでもありません。しかし、農業の根幹である「種子」は、「市場原理」や「競争」にはそぐわない面があります。

これまでは各都道府県による種子の奨励品種として、米だけでも約300種の多様な品種が栽培されてきたのですが、種子法廃止に先立ち、2018年8月から施行された「農業競争力強化支援法」の8条3項には「銘

柄が多すぎるから集約する」として、数種類の種子に絞り込むという方針が掲げられています。このままでは、各地の多様な品種がなくなり、日本の企業や多国籍企業の民間種子に頼らざるをえないことになりかねないのです。

「種子」は農業の基本

今、私たちが晒されている危機を認識するには、まず「種子」の重要性を理解しなければなりません。

「種子」は農業の基本であり、私たち日本人の命を繋いできたもの、さらに言えば人類に受け継がれた遺産です。日本は亜寒帯から亜熱帯まで縦に長い列島です。私たちの祖先はすでに二千年以上も昔から、その土地、気候に適した育てやすく収量の多い、そして食味のよい米の種子を選びながら日本各地で米の栽培をしてきました。そして、現代に入ってから品種改良制度により、「交配」の技術が開発され、多様な種子が脈々と受け継がれ、守られてきたのです。

種子が多様であることは、異常気象などの不測の事態において、大変重要な意味を持ちます。

1993年に日本は全国的に冷夏に襲われ、江戸時代の「天保の大飢饉」以来の大凶作に陥りました。タイからの米の緊急輸入も行われました。当時、宮城県の稲の主力品種は「ササニシキ」で、収量ゼロの農家も出たのですが、同県内の一部では冷害に備えて作った品種の「ひとめぼれ」が見事な穂をつけました。「もしササニシキしかなかったら、宮城県の稲作は壊滅したかもしれない」と語る農家もありました。種子法に守ら



れた種子の多様性が米農家を救ったと言えるでしょう。

種子が多様であれば、ウイルスや害虫などに感染した場合にも対応できます。逆に多様性を失えば思わぬきっかけで壊滅する恐れも出てくるのです。

たとえば、海外にこんな事例があります。1960年にフィリピンにロックフェラー財団などによって国際稲研究所（IRRI）が設立され、化学肥料によく反応する新しい稲の品種「IR8」が開発されました。「米の収量が飛躍的に増大する」として、これまで自然農法だった東南アジアの米の栽培に、「緑の革命」の名の下に化学肥料と農薬を用いる農法が急速に広がったのです。

このIR8は、当初は莫大な収量をもたらしたのですが、白葉枯病に耐性がなく、IR8の栽培の広がりとともに東南アジアでは白葉枯病が大発生し、収量が20～50%も激減する事態が生じました。この病害に対する効果的な農薬はなく、結局、南インドの在来種の中に白葉枯病に耐性を持つ品種を見つけ出して何とか急場をしのいだのです。これは、種子の多様性がいかに大事であるかを物語るエピソードですが、種子法の廃止は、多様性の確保を法律的に保証しなくなることを意味するのです。

「次官通知」で政策変更

種子法の廃止に関して、当初農水省は、「実際には、これまでと変わらないので何も心配はない」と説明していました。各都道府県の関係者には「予算措置は続ける」と説明し、種子法廃止法案が参議院の農水委員会で賛成多数で採決された際の付帯決議にも「都道府

県の財源となる地方交付税を確保し、都道府県の財政部局を含め周知徹底させる」と記されたのです。

ところが、2017年11月15日、突然、農水省から「次官通知」が発せられました。そこには、「これまでの種子法に伴う運用規則は廃止する」と驚くべきことが書かれていたのです。「ただちに取りやめること求めているわけではない」という曖昧な文言が付されていたものの、「いずれは廃止」という方針は明らかでした。これほど重大な政策変更が突然の「次官通知」でなさ



シンボルマーク 日本の種子（たね）を守る会のパンフレット

命と文化を育んできた 種子が消える

れたのです。

さらに、「(各都道府県は)民間事業者による(略)参入が進むまでの間、種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する役割を担う」との文言までありました。

ここに言う「民間事業者」とは、具体約には、すでに十年以上前から米の新しい品種に参入している三井化学アグロ、日本モンサント、住友化学、豊田通商などをさしていると思われます。つまり、長い期間をかけて税金によって蓄積してきた種子に関わる国民の財産をこうした民間企業に積極的に提供せよ、ということです。

「種の知見」を、 民間事業者に譲り渡す

この種子法の廃止と同時に肥料や農薬などの農業資材や流通加工分野の業界再編を促す「農業競争力強化支援法」が2017年4月12日の参院本会議で、与党などの賛成多数で可決、成立しました。政府が一昨年まとめた農業改革策の一環ですが、資材メーカーや流通業者などの再編を金融面で支援する、政府は低価格の農業資材の供給や流通の効率化で農家の経営を後押しできると説明しています。

ところが、農業競争力強化支援法の中に、とんでもない条文があるのです。

第八条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

(略)

四 種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。

過去に、種子法の下で予算がつけられ、圃場(ほじょう)において蓄積された、さまざまな種子に関する知見を、民間事業者へ提供する……。

つまり、日本国民の税金により作られた「種の知見」を、民間事業者に譲り渡すわけです。しかも、例により外資規制はありません。

種子法が廃止され、農業競争力強化支援法が成立したことで、外資種子企業たとえばモンサントは日本の各地域の多様性に満ちた知見を手に入れ、「ちょっと変えるだけ」で生物特許を取ることができます。公共財である日本の種子が、外資を含めた「ビジネス」へと変わることになります。

種子法廃止後、種子は育生者権保護を強化した種苗法で管理され、登録品種を「種子として販売・無償配布しない」という誓約書にサインを求められ、農業競争力強化支援法により、公的な種苗の生産に関する知見が民間事業者に提供されることになります。そうなると、特定企業が、過去に日本政府や地方自治体が蓄積した遺伝子を活用し、開発した新品種の「特許」が認められ、本来、公共財であった種子の遺伝子の権利が特定企業に移行することになります。

つまり、低廉な種子を供給してきた制度が廃止され、種子価格が高騰する可能性が高くなります。また、日



本国内で開発された種が外国の農場に持ち込まれ、農産物が生産され、「安価な日本原産の農産物」が日本に輸入されることにもなります。さらに、国内の種子の多様性が奪われ、遺伝子クライシスの恐れが発生し、モンサントなどの遺伝子組み換え作物の種子が広まり、日本固有の種子遺伝子が絶滅する恐れがあります。

消費者にとっては「何を食べるのか」を、農家にとっては「何を作るのか」を、自分で選んで決めていく権利を“食料主権”といいます。種子ビジネスが一部の多国籍企業に独占されてしまうと、農家は企業が売りたい、作らせたいと思う種子を購入せざるを得ず、その結果、消費者の食べたいものを選ぶ権利も狭められていきます。

自家採種 VS 巨大企業種子

ちなみに、種子法の対象は、米、麦、大豆に限定され、それ以外の農作物野菜の種子は、もともと公的支援の対象になっていませんでした。その結果、野菜の種子は、すでに約9割がF1の種になっており、価格は30年前の40～50倍になっています。

F1（First Filial Generation）品種とは、異なる系統や品種の親を交配して得られる作物や家畜の優良品種の一代目の雑種のことで、大きさ、耐性、収量、多様性などで、親の優秀な部分を引き継ぎます。F1種子が問題なのは、二代目以降は、潜性（劣性）の部分を引き継ぐことになるので、農家は自家採種できず、毎年新しい種子を購入しなければならないということです。

同じことが米でも起きると、これまで自家採種で増

殖されていた種子がなくなり、価格が十倍以上もするような米の種子を購入しなければならなくなります。

三井化学アグロが開発した「みつひかり」の種子を用いた栽培は、すでに全国で始まっています。これは、伝統的な固定種ではなくハイブリッドの米で、一代に限って生産ができるF1の品種ですが、価格は、コシヒカリなどの伝統的な種子の7～10倍になっています。たとえば茨城県で農家に販売されているコシヒカリの種子の価格が1キロ500円であるのに対して、みつひかりは1キロ3,500円から4,000円とされています。

自家採種ができず、毎年新たに購入しなければならないF1の種子は、当初こそ安定した収量をもたらすにしても、これによって農家が巨大企業に支配される事態を招きます。農家は、F1種子の購入に際して、契約書にサインを求められ、違反した場合には、多額の損害賠償を求められる恐れがあるからです。こうした事態は、海外ですでに頻発しています。

モンサントによる世界支配

現在、世界中で巨大企業による農業の支配が進んでいます。しかもその支配は「種子」を通じてなされているのです。2011年のデータですが、モンサント、ダウ、デュポン、シンジェンタなど多国籍企業6社で、世界種子市場のシェア66%を占めるまでに至っています。こうした企業は、F1種子だけでなく、遺伝子組み換え種子も開発・販売しています。なかでも、その筆頭がモンサントです。

命と文化を育んできた 種子が消える



日本のホームセンターで売られているラウンドアップ（グリホサート）

モンサントは、もともとベトナム戦争に使われた枯葉剤を製造していたメーカーで、その後、1976年に除草剤「ラウンドアップ」を発売、1980年代には植物細胞の遺伝子組み換え（GM）を初めて行い、遺伝子組み換え種子の開発を進めてきました。

さらに、1999年頃からは本格的に米国、カナダ、南米、インドなど世界各地に進出し、除草剤への耐性があり病気にかかることもない遺伝子組み換え種子を、ラウンドアップと化学肥料をセットにして売り込みました。

このラウンドアップは、日本でもホームセンターなどで普通に売られている除草剤です。しかし以前から

発がん性が指摘されています。世界保健機構（WHO）の外部組織である国際がん研究機関（IARC）も、その主成分である「グリホサートにはおそらく発がん性がある」と報告しています。

そして昨年8月には、米国カリフォルニア州で画期的な判決が出されました。悪性リンパ腫と診断された末期患者の男性が、がんになったのは、学校の校庭整備の仕事で使用したラウンドアップのせいだとモンサントを提訴したところ、陪審は男性側の訴えを認めて、モンサントに対して2億8,900万ドル（約320億円）の支払を命じる評決を下したのです。

モンサントは6月に医薬・農業大手の独バイエルに買収されているのですが、この評決を受けて、バイエルの株価は年初に比べて約20%も下落しました。

同様の訴えは約8,000件もあるそうです。そのため、欧米メディアは「賠償額は総額1兆円を超える可能性がある」と報じています。

米国では、複数の有力な法律事務所が協力して、がんとの因果関係を示す同一の証拠を用いて裁判に臨むそうです。私は弁護士でもあるので、大量の英文の裁判資料を取り寄せて、すべて訳して活用できないかと考えています。

しかしモンサントは、すでにこの20年で世界の種子市場を席捲し、特に、世界の穀物需要の4割を占めているという遺伝子組み換え種子のシェアはナンバーワンを誇っています。さらに、モンサントはすでに除草剤ラウンドアップ耐性の遺伝子組み換えのコシヒカリの種子を日本向けに開発しています。



固有種が汚染される

巨大企業による「種子」を通じての農業支配は、大きく三つの深刻な問題を引き起こします。①「農家の経済的従属」、②「人体や環境への悪影響」、③「地域汚染による在来種の消滅」です。いずれも海外ではすでに生じている問題で、現在のような法的環境なら、日本でも今後いつ起きてもおかしくないのです。

たとえば、メキシコでは、トウモロコシの種子が、ラウンドアップ耐性遺伝子、Bt 遺伝子（Bt とは、虫の腸内に入ると毒素となって臓器を壊す。昆虫病原菌の一種）に汚染されていることが、2001 年に科学誌『ネイチャー』に掲載された論文で明るみに出ました。

メキシコのトウモロコシの固有種は、黄色だけでなく白、赤、紫、黒など多様性に富んでいて特定の地域だけに限っても 150 種類以上、全体では数千種類が古くから栽培されてきました。

ところが、1992 年にアメリカ、カナダとの間に北米自由貿易協定（NAFTA）が結ばれると、メキシコには大量のアメリカ産の遺伝子組み換えトウモロコシが食用として輸入されます。すると、メキシコの農家が遺伝子組み換え種子を使って栽培したわけではないのに、伝統的なトウモロコシのなかに、遺伝子組み換え DNA が混入していたのです。奇形のトウモロコシも多数発見されています。何かのタイミングで遺伝子組み換えトウモロコシの種が育ち、伝統的なトウモロコシと交雑することで生まれたものと推測されます。つまり、一度、遺伝子組み換え種子が、その地域に入り込んでくると、固有種の汚染は止められないという取

り返しのつかない事態を招くのです。

遺伝子組み換え種子は、人体にも直接悪影響をもたらす可能性があります。たとえば Bt 毒素入りの遺伝子組み換え作物について、モンサントは、人間などの動物には Bt 毒素を腸内で消化できる酵素があるから大丈夫だと説明しています。しかし、最近の研究では、Bt 毒素によって腸壁細胞の結合が緩み、そこから未消化のものや有害物質が取り込まれることで、アレルギー、自己免疫性疾患などの症状があらわれるとされているのです。

種子を通じての「経済支配」も深刻です。とくに悲惨な影響を受けたのがインドでした。これまでインドでは品質の高い綿花が栽培されてきました。しかし、モンサントが開発した「ボルガード」という Bt 綿花が入り込んできたことで状況は一変します。モンサントは、ボルガードは毛虫を寄せ付けず、農薬も少なくで済むと宣伝し、綿花農家に Bt 種子と農薬をセットで売りつけました。しかし、最初こそ収量は良かったものの、農業と化学肥料の多肥による影響などで次第に土地がやせ細り、収量は激減しました。さらに害虫が耐性を持つようになり、綿花が病気にかかり枯れてしまうようになったのです。それでも農家は、契約に従い、高価な種子や農薬を買い続けなければならない、借金してでも支払いを続けました。その結果、借金を苦にした農民たちの自殺が急増したのです。

こうした問題を受けて、世界では種子を守る動きが活発化しています。たとえば中国とロシアは遺伝子組み換え作物は作らせないとしてその対策に取りかかっています。ロシアではすでに遺伝子組み換え作物の輸入

命と文化を育んできた 種子が消える

も一切禁止しているほどです。また、ルーマニア、ウクライナは遺伝子組み換えの農作物の作付けから撤退しました。米国、ブラジル、インド、カナダなどでも栽培は減少しています。

にもかかわらず、日本だけはそんな国際的な流れに逆行するような動きを見せているのです。

まず発がん性が指摘されているグリホサートの安全基準を2017年に最高400倍に緩和しました。また遺伝子組み換え作物の承認件数が急増加しています。ジャガイモ、トウモロコシ、甜菜など、世界で最も多い8種類319種もの遺伝子組み換え種子による農産物の使用を承認しているのです。

これらの農産物のなかで、130種ほどは、今でも栽培しようと思えばいつでも栽培できる状態にあります。たとえば北海道で、遺伝子組み換えの除草剤耐性とBt毒素入りの害虫耐性を持つ甜菜が栽培されたら、同じ科の野菜と交雑を起こして、瞬く間に汚染が広がり、メキシコのように有機栽培ができない汚染地域が生じる可能性があります。

さらに種子法廃止により、野菜だけでなく、米、麦類、大豆についても「種子」を通じての巨大企業による支配が強まる怒れがあるのです。

「自家採種」を守れ

こうした懸念に対して、当初政府は、「自家採種は原則自由」とする種苗法があるから、種子法を廃止しても大丈夫だと説明していました。

しかし、種苗法の21条は、育種登録された種子を

自家採種して増殖することを認めているものの、そのあとに続く但書で「契約で別段の定めをした場合は、この限りでない」と定めています。さらに、同条第3項には、「農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない」とも書かれています。

つまり、「自家採種は自由にできる」と規定しておきながら、自家採種を禁じる多数の例外（タマネギ、ジャガイモ、トマト、ダイコン、ニンジンなど）を設けているのです。運用規則によって種苗法21条の例外品目、すなわち自家採種禁止の品目のリストは急増し、現在では356種類にのぼっています。

さらに日本は、1991年にUPOV（ウポフ）改正条約を批准しています。1961年に大企業が品種の知的所有権を主張し始めたことによってされた条約で、1972年と1998年、1991年に改定されて現在に至っています。

これは、種子の登録制度を設けて、新しく同質的で安定していて類似の種子と区別できるような種子を登録させ、政府がその種子をフォーマルなものとして認め、無断で採種することも流通させることも禁止できる制度です。

これによって、これまで、農家が持っていた多様な品種は栽培、交換、有償で提供することができなくなります。現在、欧米ではUPOV条約により登録された種子の自家増殖（採種）は原則禁止されています。

そもそも自家増殖（採種）を禁止すること自体に問題があると言えますが、この制度がいびつなのは、登録料があまりに高い点です。登録にかかる費用は農水省の知財課長の話によれば数百万円から数千万円かか



るとされています。ほとんどが大企業によって登録されることになり、それに違反した場合には刑罰に処され、共謀罪の対象にもなっているのです。

しかし、実は、問題の多いUPOV条約にも、「各締結国は合理的な範囲で、且つ育成者の正当な利益を保護することを条件に、農家の自家増殖（採種）が可能になるよう育成者権を制限できる」という規定があります。つまり、自家採種を認めているのです。逆に言えば、UPOV条約ですら農家の権利を守っているのに、日本の法制度はそうになっていないのです。

全国で種子条例の動き

「種子」をめぐるこうした事態に危機感を抱いた私は、2018年2月に有志に呼びかけ、「主要農作物種子法を廃止する法律案」の閣議決定と国会への提出を受け、7月3日に「日本の種子（たね）を守る会」を設立し、公共の種子を守る法律を議員立法で作る請願の署名活動を始めました。幸いなことに活動に賛同していただける方々の輪は広がり、いまでは15万筆以上の署名が集まっています。そして、今度の臨時国会で与野党の議員に請願を受けてもらえることになっています。

また野党五党一会派共同で衆院に提出した「種子法廃止撤回法案」は、自民党が審議に応じ、最終的に全会一致で継続審議になりました。いったん廃止された法を復活させる法案の審議に与党が応じるのは、異例中の異例のことです。おそらく与党の中にも種子法廃止に危機感を抱いた議員が多かったのでしょう。

地方も同様の動きが広がっています。まず、種子法

廃止のタイミングに合わせて、2018年2月4日に新潟県議会で種子法に代わる主要農作物種子条例が全議員一致で可決成立しました。続いて3月20日、兵庫県でも酒米が危ない、酒の味が変わってしまうと、全議員一致で種子条例を制定しました。埼玉では農家出身の自民党議員が中心となって「埼玉県主要農作物種子条例」を通しました。続いて北海道も条例制定が決まり、前年度とほぼ同じ額の予算も確保されています。他にも山形県と富山県で条例が制定されましたし、長野、宮崎、岩手、宮城、福岡、栃木、茨城、愛知、滋賀といった県が条例制定に向けて動いており、地方から公共の種子を守る運動は広がり加速しています。とりわけ注目すべきは、昨年12月に制定された岐阜県の条例では、条例の前文に「種子は県の財産であり、みだりに市場に任せない」ことが書かれていることで



日本の種子（たね）を守る会パンフレットから

命と文化を育んできた 種子が消える

す。県民の税金で開発した優良な品種は県民の貴重な知的財産権だということです。

都道府県が定める「条例」は極めて重要です。地方自治法14条によれば、法令に反しない限り地方議会は条例を制定することができます。種子法がないのですから、種子条例が最高法規として効力を発揮するからです。国の種子法が廃止されても、各県がそれをつくってしまえば、それで十分賄える。それが20も30も広がれば、政府としても予算措置をせざるを得なくなるはずですが、地方自治の力が試されているとも言えます。

また、種子法の廃止と種苗法の運用が違憲であると

いう違憲訴訟も準備しています。詳しくは田井弁護士の稿を参照していただきたいのですが、憲法22条1項（営業の自由、職業選択の自由）、29条（財産権）、13条（人格権）、25条（生存権）に違反しているのではないかと考えています。

農業生産と消費の現場から抵抗を

約5,000点の種子を保管している広島県農業ジーンバンクが、「種子の貸し出し事業」を実施し、一度は作られなくなった作物を地域の特産品として復活させています。ほかにも、固定種として農家が自家採種

日本はグリホサート残留許容量を大幅緩和

	改正前	改正後	変化
小麦	5	30	6倍
ひまわり	0.1	40	400倍
そば	0.2	30	150倍
サトウキビ	2	2	—
トウモロコシ	1	5	5倍
綿実	10	40	4倍
大豆	20	20	—
甜菜	0.2	15	75倍

単位 ppm

- ◆残留基準値を2017年12月25日に大幅緩和（最大400倍！）
- ◆なぜ、非遺伝子組み換え作物への残留基準値が大幅緩和？グリホサートの収穫前散布（プレハーベスト）が原因



を続けてきたカブ「清内路あかね」から品質の揃ったF1品種を作り、民間種苗会社の協力を得て種子を供給している長野県の例や、大分県の大手焼酎メーカーが、地元の農業試験場が開発した大麦を上乗せ価格で買い取り商品化している事例もあります。

米や麦のような主要作物と野菜とでは、種子を管理する仕組みが異なるので同列に語ることはできませんが、このように、さまざまな立場の人たちが地域に見合った品種の開発に関わり、付加価値のある商品を作り、その付加価値をまた地域に還元しようとしている。そうした循環が各地に見られることが希望です。

また、消費者としてできることは、まずは、一人ひとりが、自らに与えられている“食料主権”を意識して、自分が口にする食べものに、これまで以上に関心を払うことでしょうか。誰がどこでどういう想いで作っているのかわかる食材を選ぶこと。そして、できるだけ地域で大切に育まれてきた種子を使った食べものを選ぶこと。台所で、食卓で作物の生産者や産地への想像力を働かせてみるのが大切だと思います。

日本の「タネ」は、依然危ない状況に置かれていますが、それでもまだ、日本の農業を守る道は残されているのです。

山田正彦 プロフィール

元農林水産大臣、弁護士。1942年4月、長崎県五島市生まれ。早稲田大学法学部卒業後、司法試験に合格したが、法曹の道に進まず五島に戻って牧場を開業。400頭の牛を飼い、年に8,000頭の豚を出荷した。しかし、オイルショックで経営を断念。農業の大型化、企業化に疑念を抱き、農政を志す。1993年衆議院議員（新生党）に初当選し衆院5期。2010年6月農林水産大臣に就任。
著書

『-200カイリに生きる-「日本漁業」大転換の時代』興陽館書店、1996年5月20日

『輸入食品に日本は潰される—農水委員会理事、衝撃のレポート』青萌堂、2003年10月

『アメリカに潰される！日本の食—自給率を上げるのはたやすい！』宝島社、2005年11月16日

『中国に「食」で潰される日本の行く末』青萌堂、2008年4月

『小説 日米食糧戦争 - 日本が飢える日』講談社、2009年2月6日

『「農政」大転換』宝島社、2011年6月10日

『実名小説 口蹄疫レクイエム 遠い夜明け』ロングセラーズ、2011年6月27日

『TPP 秘密交渉の正体』竹書房新書、2013年12月

『アメリカも批准できないTPP協定の内容は、こうだった！』サイゾー、2016年8月

『タネはどうなる？』サイゾー、2018年7月

種子法廃止無効の裁判を 準備しています!!

弁護士 田井 勝

現在、私の属する弁護士団で準備している主要農作物種子法の廃止無効の裁判についてお伝えします。

1 種子法の廃止

(1) 主要農作物種子法（種子法）は、稲や大豆、麦などの主要農作物の種子の生産と供給を守るため、戦後の昭和27年に制定された法律です。

法は各都道府県の厳格な管理のもとに種子を安定的に生産し、農家に供給することを定めていました。都道府県に稲などの主要農作物の種子の原種・原原種（種子の元となるもの）の生産を義務付け（法7条）し、都道府県に対し、種子生産者が経営するほ場（圃場）を指定し、その「圃場審査」と、種子の「生産物検査」を義務付けていました（法3条）。そして、都道府県が優良な品種（奨励品種）を決定するための試験（法8条）を義務付けていました。

この結果、わが国では、各都道府県の農業試験場で種子の原種・原原種が生産され続け、また、都道府県が指定した圃場において原種から種子が生産されてきました。そして、各都道府県が種子から生産された農作物を奨励品種と指定し、その奨励品種が国や都道府県から優遇措置を受けることで優先して市場で販売されてきたわけです。結果、都道府県ごとに、コシヒカリ・

あきたこまち・つや姫などのブランド米が生産されてきました。それらは都道府県の厳格な管理のもとに生産された種子から生産されている以上、安全・良好かつ低廉です。これらが市場をほぼ独占し、私たち消費者が安全・良好かつ低廉な農作物を購入し、食べることができたわけです。

(2) ところが、この種子法について、「民間企業の種子事業への投資を阻害している」として、平成29年の通常国会で廃止法案が可決され、昨年（平成30年）4月1日から正式に廃止されるに至りました。わずか12時間ばかりの審議。某与党議員は「（種子法の）中身が分からず（賛成に）起立した」などと発言しておりますが、このことからしても国会でほとんど議論されず種子法が廃止されたことが明らかといえます。

(3) 法の廃止により、種子の生産に関し、都道府県や国が投じる予算が大幅に減少することが予想されます。その結果、各地でのそれぞれの米・麦などのブランド品種がなくなってしまい、日本の農家の経営が今以上に大変なことになってしまいます。特に、小規模農家（小農）の存続が危ぶまれます。

また、種子法廃止と合わせ成立した農業競争力強化支援法で、都道府県が有する種苗の知見

の民間事業者への提供促進が明記されています。モンサントをはじめとする多国籍企業がわが国の種子の知見を手に入れることが可能となる為、わが国の種子市場に大幅に参入してくることは確実ですし、また、遺伝子組み換え食品がわが国で供給されることが予想されます。

2 裁判で訴える内容

私たちが準備している裁判では、この種子法の廃止が憲法違反で無効であることを訴えます。以下、その概要を述べます。

- (1) 訴訟は、国を相手に、行政訴訟として、法律や憲法で認められている当事者の権利や地位について、確認を求める訴えとなります。

具体的には、採種農家の原告、一般農家の原告、一般消費者の原告と3つの原告の立場から、種子法の廃止がそれぞれの憲法の権利を侵害するものであり、したがって種子法廃止が無効であること、それぞれが従前の種子法に基づく「地位」を有していることの確認を求めます。

- (2) たとえば、採種農家の原告の立場からは、自らの経営してきた土地（田畑）が、これまで数十年にもわたって県から圃場として指定され続け、種子を生産してきたことから、この圃場として指定された地位が当該農家の財産であると

し、種子法廃止が憲法 29 条の財産権の侵害であるとしての訴えを検討しています。

採種農家の原告は、父親の代から指定され続けている圃場を所有し、種を生産し続けています。この原告はこれまで、不作の時にも安定して一般農家の方に種子供給するため、毎年、一定の種子を生産するため、圃場も広げず、農薬もほとんど使わず、小規模な生産体系で厳格な生産を続けてきました。種子法廃止により、民間業者が中心となって種子生産を行うことで、こうした厳格な管理ではなく、種子の大量生産が進むのではないか、その場合、採種農家がこれまで生産してきた種子の安全性や良好さを維持できなくなるのではないかと懸念しています。



種子法廃止無効の裁判を準備しています!!

(3) また、一般農家の原告は、種子法に基づき、安全・良好かつ低廉な種子（奨励品種）を購入できていたことが同人らの人格権（13条）・生存権（25条）・営業の自由（22条）に基づく地位であることの確認を求めます。わが国の小規模農家は、今後、農家の経営を維持することが困難になることが予想され、そのことの問題点を訴えます。

昨年、国連では「小農と農村の働く人びとの権利に関する宣言」が採択されました。農村社会を維持・発展させていくために小農の重要性が主張され、小農の生命身体自由の権利から働く権利まで明記されています。国際的に小農の様々な権利の重要性がうたわれており、ゆえに、わが国も憲法に基づいて小農の権利を守るべきです。小農の様々な権利を奪う種子法廃止が憲法違反であることを訴えます。

(4) このほか、一般消費者の原告からは、種子法廃止が食の安全を奪うものであり、当該原告の人格権（13条）に基づき良好な食品を購入できる権利の侵害であることを訴えます。

(5) 種子法が廃止される一方、都道府県の多くで独自に種子法に代わる条例が制定されています。さらに、野党の提出した種子法復活法案が国会で審議され、現在継続審議となっています。

種子法の廃止の問題性が、少しずつ世論にも広がっています。種子法を復活できるように、裁判で頑張っていきたいと思います。



たい まさる
田井 勝 プロフィール

京都大学法学部卒業

京都大学大学院法学部専修コース終了

平成19年弁護士登録（旧60期）

神奈川県弁護士会・自由法曹団 所属

首都圏建設アスベスト訴訟神奈川弁護団

日産自動車期間工・派遣切り事件弁護団

種子法違憲・違法確認訴訟弁護団

日本一の 米どころ、 新潟県の 種子条例制定

取材 森山潤 武田敬子 新居崎邦明
記事 新居崎邦明

新潟県は文字通り日本一の米どころである。それを支えてきたのが、県が開発した多様な米の種子である。県採種の品種だけでも17種（平成30年現在）もある。平成30年の県の種子計画では採種面積744ha、種子生産量は約3.5t、県内の種子場は16か所もある。新潟県にとって種子はまさに県民の生活と命、文化を支えるものと言える。

それが、農業者に相談もなく、種子法を廃止してしまった。新潟県は官民間わず、この国の措置に対抗する条例制定に全国に先駆けて邁進していったのも当然である。

その新潟県取材した。



日本一の米どころ、 新潟県の種子条例制定



JA 越後ながおかの星豊一氏

JA 越後ながおかにおける種子問題

2月18日、まず新潟県の種子条例に先頭で頑張ってきた新潟県小千谷市の堀井修氏の案内でJA 越後ながおかを訪問した。堀井氏は、新潟県農業改良普及委員やNHKふるさと通信員などを務め、現在は小千谷市で地元JAの理事に就任し農業を営んでおり、自ら百姓と称している方である。

JA 越後ながおか営農部稲作技術指導総括で新潟大学客員教授の星豊一氏にお話を伺った。星氏は元新潟県の米の種子開発に携わってきた方である。

「新潟県は、自分の地域に適した品種を開発してきました。生産者の意向のみならず消費者の好みにも合わせて多様な品種で産地化を図っていくというのが県の振興計画です。たとえば、コシヒカリですが、これは国が開発したのですがいもち病に弱いという弱点があります。新潟県では、これを20年間かけて品種改良していもち病に強いコシヒカリBLを開発しました。コシ

ヒカリと性質も食味も収量もほとんど同じです。それでいて農薬の使用量が少なく済みます。それ以外にも酒米で西の横綱山田錦に対して東の横綱と言われる五百万石や米菓に使うもち米であるこがねもちなども有名です。さらに新しいお米の開発もやっています。一番新しいのでは、『新之助』という品種があります。大粒でツヤのきれいなおいしいお米で、冷めても硬くなりにくいなどの特徴があり、現代的日本男児をイメージしたものです。

種子法廃止の理由に民間に種子技術を開放するとありますが、新潟県ではとっくに開放しています。種子法廃止の本音は企業の利益を優先化しようということだと思います。新潟県の稲作は代々受け継がれた県の財産であり、文化です。種子法廃止は食の多様化という食文化に対して画一化しようとするものです。条例で絶対に守っていかなければなりません。

新潟県では野菜でも固有種を保存していこうという動きが始まっています。種苗法で自家採種ができなく



左から2人目がJA 越後ながおか会長鈴木金次氏、その隣が堀井修氏



なる恐れがありますが、これも守っていきたいと思っています」

続いて、JA 越後ながおかの会長である鈴木金次氏を取材した。

「種子法廃止のことが関心を持たれるようになったのは、堀井さんたちなど現場を知る人がアピールしたからだと思いますね。その話が農協の組合長会議で出ました。これは良く調べた方がいいとなり、県議会農林水産委員会に聞いてみることにしました。県議会農林水産委員会には農業に明るい人が多く、TPP が出た時も国に意見書を出しています。それで県議会で問題となりました。

安心・安全な食べ物を作ることが農家にとっても消費者にとっても一番良いことだと思っています。そういうものを作っていたら適正な価格で買っていただくようになりました。ちょっと高めにね。特別栽培米のコシヒカリ BL は基準以下の農薬しか使いません。

3年前でしたか、市場の初競りで生産者代表としてあいさつしたとき、その日の朝ネットで見たヨーロッパの旅行会社が日本に行っているお客さんに日本の野菜は農薬だらけ、食べない方がいいと言っているという話をしたんですが、来ていた市長も県議会議員もびっくりしました。その後、私が県に行ったとき、ここに来ていた県議会議員が私にその話を知事や市長にしろということになり、日本に来る外国人の方に食べてもらえる、安心して輸入してもらえる農産物を作るべきだ、グローバル基準を考えようという話になりました。そして、ヨーロッパの人がなんでそんなことを言うのか調べたら ha あたりの農薬の使用量が日本はアメリカの6倍もあることがわかりました。

また、ジャーナリストの堤未果さんが長岡の花火を見に来た時、グローバル企業が目の前に出てきて、遣

伝子組み換え農産物が大量に入ってくるという話を聞いていましたから、種子法の話とか農薬の話とかに違和感はまったくありませんでした。今年の年頭で職員の皆さんに、農家所得の増大や生産の拡大、地域社会に役に立つ農協という農協改革を進めることを言いましたが、改革をやっていった結果、消費者の皆さんの健康で豊かな生活を作っていくのが目標だということをする必要があったと今思います。2月5日に長岡市長と市内五つの JA で懇談しましたが、市長からこの前の話はショックだったと言われました。それで私はアメリカのように雨の少ないところは病気もそうは出ない、日本の農業は大変なんですよ、地域によって気候風土が異なり、雨も多いし、雑草も虫も出る。日本ではある程度は農薬を使わざるを得ない。有機は理想だが、価格を考えたら難しい。できるだけ使わないで済むにはどうしたら良いのかを常に考えていかねばなりません。生産者の利益、消費者の安全のために条例で決められたように新潟の米を守りたいと思っています」

種子生産農家に聞く

長岡市で農業を営んで5代目となる農家佐藤孝文さん（38歳）に種子生産農家の立場から種子法廃止について聞いた。佐藤さんは平成30年11月に行われた長岡うまい米コンテストで優秀賞を受賞したほどの米作り名人である。

「私は、全農新潟の種子協会から委託されて水稻の種子を作っています。新潟県が原種を持っていて、その原種を素に原原種を新潟県に16か所ある種子場で作ります。それを素に私たち種子生産農家が種子を作ります。長岡市で種子を作っているほ場は60haあって、私はそのうちの10haを作っています。作っている品種はコシヒカリ BL がメインでこしいぶきという

日本一の米どころ、 新潟県の種子条例制定

品種も作っています。

種子生産で気をつけなければならないのが、雑草の種子の混入と異品種の混入、病気や虫です。雑草の種子の選別は手で行いますから大変な作業です。異品種の稲は見つけては抜き取ります。病気と虫の防除のためにラジコンヘリで薬剤をそれぞれ年1回散布しています。県のは場検査が7月と8月の年2回あり、種子の生育状態を見ます。働き手は私と妻、それにシルバーセンターに4人頼んでいます。

コシヒカリ BL はいもち病に強い品種ですが、いもちの病原菌は13種あって、耐性は2年から3年なので、その度に薬剤を変えます。量を採るために肥料を多くすると食味が落ちますが、今は技術が高くなり、肥料を増やさなくても量が採れるようになっています。長岡の技術は高く、『おいしい米』と呼ばれています。種子生産は手間のかかる仕事ですが、やりがいもあります。これだけ良い米が採れるのは種子をちゃんと作ってきたからだと思います。種子法の廃止について



は研修などで種子協会の人に聞きましたが、なんでそんなことをするのかわからないというのが正直な気持ちです」

新潟県は種子を絶対を守る

新潟県農産園芸課主要作物係の副参事・主要作物係長の小根沢浩氏と同主査の戸松恒氏に「新潟県主要農作物種子条例」制定に至る経過と現状、これからについて聞いた。

「新潟県は米どころと呼ばれるのにふさわしい米の種子を育成してきました。ですから種子法が廃止され、農家からの不安の声が多くでてきたとき、当時の米山知事の判断で『種子法そのものを県がやっていく』ことにしました。

平成29年の冬前には条例が制定され、30年4月1日に施行されました。

国の政策とぶつかることになるのではないかと思います、条例制定前に内々に国に聞いたところ、コントロールする気はないとのことでした。

条例制定の経緯で、県の考えを出しています。



種子圃場の前の佐藤孝文さん



- 米生産県である本県においては、県育成の独自品種も多くある中、優良種子の生産・供給は新潟米生産の根幹であり、今後も、県が主体となって種子の安定した生産・供給体制を維持する必要があると認識
- また、市町村や農業団体からも、優良種子の生産・供給に向けて、引き続き県としての役割を発揮して欲しい等の要望
- このため、県における計画的な種子の生産・供給を行うための手続きや、関係団体の役割など、県全体としての種子生産体制を明確にするとの考えから条例を制定



左が新潟県主要作物係長の小根沢浩氏、右が同主査の戸松恒氏

種子法に記載されていた条文の主要なものは全部条例に入っています。また、種子法にはなかった『指定種子生産団体の指定』という条項が入っているように、今後とも優良種子を生産するための県の体制を整えています。

種子法があったときから県は品種の開発は県の財源で行なっていました。かつては、国の補助金として『種子の開発・育成・配布のお金』がありましたが、その後一般財源の『地方交付金』となりました。これは残していくと国も言っていますので、県としてしっかり要求していこうと思います。

いずれにせよ、県は種子の生産・供給をやめることはまったく考えていません。民間事業者への情報提供は以前から行っています。事業者の話をよく聞いて、契約書を交わしています。

全国知事会でも、県から地方交付金維持を要望しているように、県の大事な財産である種子は守っていかなければなりません」

注 コシヒカリ BL (コシヒカリビーエル) とは、いもち病に抵抗性を持つように改良された、「コシヒカリ」を親とする品種群のことで、科学的にも種苗法上でもいずれも「コシヒカリ」とは異なる品種である。BLは「いもち病抵抗性系統」(英: Blast resistance Lines、プラスト・レジスタンス・ラインズ)の略であり、連続戻し交配で育種して遺伝子を導入している(遺伝子組み換えではない)。

地方自治が種子を守る 栃木県の条例制定運動

取材：森山潤 森紋子 新居崎邦明 記事：新居崎邦明

山田正彦弁護士の提唱により、地方から種子法廃止下において種子を守る運動が急速に広がっている。その一つである栃木県の活動取材した。



種子の会とちぎ 公開シンポジウム

2月17日（日）午後1時より栃木県宇都宮市の「財団法人栃木県青年会館 コンセーレ」で開かれたシンポジウムの参加者は150人を超えた。

栃木県の県・市議会議員や農業者、種子研究者など

によって結成された「種子の会とちぎ」の「栃木の風土に合った種子を守る県条例を制定しましょう」の呼びかけに応えたものである。

シンポジウムでは、特別公演として山田正彦氏の「種子法廃止の真相と対応策—県条例制定の意義—」と題



講演する山田正彦弁護士

する特別公演から開始された。山田氏から「種子法廃止はTPP協定批准に伴って強行されたことは明らかであり、種子法によって守られてきた日本の米・麦・大豆が多国籍企業や農業企業によって遺伝子組み換え種子などに代えられてしまう」と、この重大性と、「種子法が廃止された今は条例こそが最高法規として機能させることができる」と条例制定の意義を語った。

続いて、北海道における種子条例制定運動について、ジャーナリストで北海道大学客員教授の久田徳二氏が報告した。平成30年6月に設立された「北海道たねの会」の



参加者は 150 名を超える盛況

運動により、北海道ではすでに道により素案が示され、パブリックコメントの募集も終了し、条例制定が間近になっているとのことだった。さらに、すでに「山形県主要農作物種子条例」を制定した山形県から、庄内協同ファームの志藤正一氏が制定に至る経過を報告。平成 30 年 6 月の山田氏を招聘しての庄内での講演会が条例制定への大きなきっかけとなったこと、農業者が中心となって運動を進め、農協中央会が県や県議会に要請陳情するまでになったこと、その結果、8 月には県が条例の骨子案を公開してパブリックコメントを開始し、9 月には条例が制定されるに至ったことが詳細に語られ、参加者を大いに勇気づけた。

全国に広がる条例制定運動

「日本の種子（たね）を守る会」事務局の杉山敦子氏から報告された全国での条例制定への動向は、いかに種子法廃止が日本の農と食にとって重大な問題だということの理解が急速に広がっており、この流れが加

速していることがわかるものだった。すでに兵庫県、新潟県、埼玉県、山形県、富山県で条例が制定され、この春にも北海道、長野県、岐阜県、福井県、宮崎県で制定が確実視され、さらに福岡県、千葉県、栃木県でも準備が整いつつあり、愛知、滋賀、岩手、神奈川、静岡でも運動が進んでいるとのことだった。

「種子の会とちぎ」の共同代表の一人である稲葉光國氏から「子供たちの未来を守るためにも、栃木県でも条例の制定を」との呼びかけが行われ、講演者全員による総合討論と会場からの質疑応答でシンポジウムを終えた。質疑の中で、参加していた県議会議員から必ず制定するとの強い決意が述べられたことに見られるように、栃木県における条例制定は必至であることを確信させた。

地方自治が種子を守る 栃木県の条例制定運動



米国でGMO（遺伝子組み換え）食品の反対運動を成功に導いたゼンハニカットさんと山田氏。「MOMS ACROSS AMERICA」の大型キャンピングカーの前にて2018年9月撮影。アメリカのお母さんの立場で、この車で2013年からアメリカ全土を2周回った。活動としては「GMOでない食べ物、オーガニックで安心な食品を月に100ドル買おう」と全米のお母さんたちに呼びかけて回り、記録をとっていった。この結果今ではアメリカ全土どこでも安心な食品が手に入るようになっている。

COLUMN

花火が爆弾に？ 中国におけるSNS事情

広報部 新居崎邦明

昨年11月末、北京で某テレビ局と某新聞社の記者たちと会食した時の話です。

私が「中国ではSNSで発したことが全部政府当局に筒抜けだということですが。日本で聞いた一つの例として、ある方がSNSで花火をたくさん注文したところ、翌日公安が来て、『こんなたくさんのお花火を何で買ったのか。爆弾でも作る気じゃないのか』と詰問されたと言うのです」と聞くと、記者たちは「そんな話は珍しくありませんね。SNSで発信した内容は全部当局が管理して分析し、問題がありそうだとすればすぐに捜査に入りますよ」と答えました。

中国におけるSNSは、2017年6月に施行されたインターネット安全法によって規制されていて、すべての個人や組織に対して、インターネットの安全を脅かすこと、国の安全を脅かす行為などが禁じられているとのことでした。

また、2018年3月に、SNSの運営会社に守らせるためのミニブログ情報サービス管理規定が施行され、この規定により、SNSの運営会社に、投稿された内容の6ヶ月間の保存、そして投稿者の実名、身分証番号、携帯電話番号などの確認も義務付けられることになったとのことでした。

中国のSNS利用の82%はWeChat（微信・ウィーチャット）が占め、Facebookへのアクセスは中国政府によって2009年よりブロックされているそうです。

このような事情の中で、取材源も取材内容もすべて当局に知られてしまうため、記者たちは誰もSNSを利用していません。電話すら盗聴されている可能性があると言っていました。

中国におけるSNS事情を垣間見たのですが、決して他国の話ではないように思いました。



相続法が改正されました

丸の内公証役場公証人
原 啓一郎



1 はじめに

平成30年(2018年)7月、相続法(正しくは、民法の第5編。わが国には「相続法」という名の法律はありません)を大改正する法律が国会で成立しました。主な目的は、我が国の急速な高齢化や、家族の在り方の変化に対応するというものです。今後、順次施行されていく予定ですが、一部については既に施行されているものもあります。

2 相続はどのようになされるか・・・ 今の制度の概要

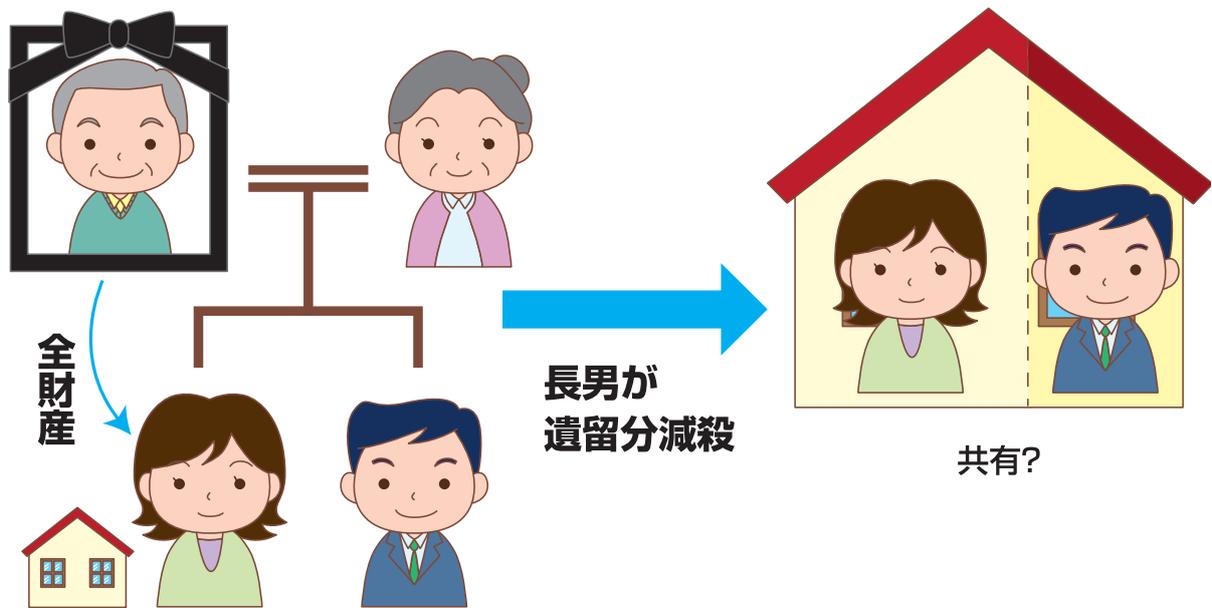
改正について説明する前に、現在の相続制度について、おおざっぱに見てみましょう。

人が亡くなると、その人の遺産の処理を中心に、様々な問題が発生します。債務を含む遺産は、「相続法」を中心とする法律によって、相続人その他の人たちに引き継がれます。

<遺言がない場合>

まず、本人が特に遺言を残していない場合には、法律で定まった一定の親族の方(法定相続人といいます)が、一定の割合(相続分といいます)に従って、遺産を相続します。たとえば、ある男性が死亡し、妻と長男・長女の二人の子がいる場合には、原則として妻が2分の1、子がそれぞれ4分の1の割合で相続します。

ところで、相続は、基本的には死亡時におけるその方の所有財産を基準として処理されますが、たとえば、①生前に長男が結婚する際に家を建ててやった、ある



いは、②長男が父親の事業をずっと無償で手伝い、父親の財産を増やすのに貢献した、といった場合に、単純に上記の相続分を当てはめると、①の場合には長男がもらい過ぎで、他の相続人が不満を持つでしょうし、②の場合には、長男にとって酷といえるでしょう。①を特別受益といい、②を寄与分といいます。①については、遺産の先渡しがあったと同じようにとらえ（これを「持ち戻し」といいます）、②については、長男の貢献分を遺産から差し引いて、残りについて法定相続分で分けるよう民法で定められており、いわば法定相続分を修正することになります。

ただ、ここでいう相続分というのは、あくまで遺産の価値に対する分数にすぎず、個々の財産をどう分けるかについては、別の手続が必要です。たとえば、遺産として土地・建物・預金・株式があった場合、妻が土地建物を、長男が預金を、長女が株式を貰う、あるいは別の方法にする・・・といった具体的な分け方は、まずは相続人間で遺産分割協議という話し合いをして、これが成立すれば、成立した内容に従って遺産が

分けられることとなります。分け方は、全員で合意するなら自由であり、必ずしも法定相続分どおりに分けなければならないというものではありません。たとえば、長女が献身的に父親を介護したため、妻と長男は感謝の意を表して、相続は一切せず、全部長女に譲るといった分け方もできます。

話し合いがまとまらなければ、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立て、裁判官と調停委員を間に入れて話し合いをすることになります。調停でも話し合いがつかなければ、家庭裁判所の裁判官が、当事者の言い分を聴き、提出された資料を検討した上で、審判（判決のミニ版のようなものです）という方式で、具体的な分け方を判断することになります。なお、家庭裁判所の審判で遺産を分ける場合には、その価値が必ず相続分（前記の特別受益や寄与分で修正した後のもの）どおりになるように分けなければなりません。

<遺言がある場合・・・遺留分>

これに対し、亡くなられた方が遺言を残していれば、

相続法が改正されました

もう一度考えたい法律と制度 (1)

原則として、それによって遺産が分けられることとなります。遺言による財産処分の方法は、一応は、遺言をする人の自由です。

しかし、もしも亡くなられた方が、たとえばその全遺産を長女のみを与えるといった遺言を残していたら、どうなるでしょうか？他の相続人（妻・長男）は、たとえば長女が最後まで父親の介護をしたからそれでいいや、と納得する場合もあるかも知れませんが、不満に思うこともあるでしょう。他方、遺言をする人の、死後における自分の財産の処分の自由も、ある程度尊重しなければなりません。この問題を解決するために、「遺留分」という制度があります。遺留分とは、平たくいうと、遺言によっても侵害できない遺産についての最低限の取り分のことで、たとえば上のケースだと、法定相続分の2分の1、つまり妻は4分の1、長男は8分の1となります。そして、たとえば長男が遺留分を取り戻すには、相続が開始したこと及び遺留分が侵害されていることを知ったとき（父親の死後、遺言の内容を知ったときがこれに当たります）から1年以内に長女に「遺留分減殺」（イリュウブンゲンサイ）という意思表示（通常は、内容証明郵便で通知します）をすることになります。

なお、遺言の内容については、それぞれの遺言者の思いや、家庭の事情等があるわけですし、遺留分は、あくまで1年以内に減殺の意思表示をした場合に遺留分権利者に戻るというにすぎず、遺留分を侵害する遺言をすること自体が違法というわけではありません。公証人も、そのような遺言であっても、後に遺留分減殺がされて、遺言の内容が一部実現されなくなるというリスクを説明した上で、作成に応じています。

問題は、その具体的な効果です。今の制度だと、長男が8分の1を取り戻せるといっても、遺産分割のよ

うに、8分の7対8分の1の割合に合うように個々の遺産を分けるということではないのです。意外に思われるかも知れませんが、今の制度では、遺留分減殺の意思表示をすると、土地・建物・現金・預金・株式・家財道具等々、すべての遺産について、一つ一つ、長女と長男で7対1の共有になるのです。手続としては、たとえば、遺言に従って長女の単独所有名義になってしまった土地について、長男が、長女に対して、共有持分8分の1の共有名義の登記手続をせよとの訴訟を地方裁判所に起こすこととなります。

でも、裁判に勝って共有になっても、争っていた者同士で共有になるって困りますよね？結局、最終的には、民法258条に規定されている共有物分割という手続で、裁判所が競売してお金に換えて、7対1で分けるしかないこととなります。このように、二次紛争が起こる可能性が、いわば制度的に設定されているというのは大きな問題です。もちろん、地裁の訴訟の中で、共有者全員が合意して和解し、たとえば、共有になっている遺産を一つ一つ分ける、あるいは片方が全部を取得して、もう片方に遺留分に見合ったお金を払う、といった解決をすることは自由です。私は、かつて裁判官として、遺留分減殺の訴訟を何件も担当しましたが、判決をしても二次紛争を招くだけなので、当事者を説得して、そのような和解で解決したことも多いです。しかし、往々にして当事者間の対立が激しく、和解を打ち切って、「解決にならないのにな・・・」と悩みつつも、やむなく共有名義を命じる判決をしたこともあります。

3 改正の要点その1・配偶者居住権の新設

さて、今般の改正について、主な眼目を説明してい



きたいと思います。

まず、一定の場合に、被相続人の配偶者が、これまで住み続けていた遺産の建物について、その所有権を相続しなくても、住み続ける権利が得られるようになりました。これを配偶者居住権といいます。

もちろん、これまでも、遺産分割協議で全員が合意すれば、たとえば建物は長男が取得するとしても、妻（＝長男の母親）に無償で居住を認めると取り決めることは可能です。しかし、相続人同士の仲が悪く、遺産分割協議も調停も成立しなかった場合には、裁判所としては、審判で妻の居住を保障しようとする、原則として建物の所有権しか与えることができません。そうすると、不動産は通常高額ですから、妻としては他の現金等の取り分がほとんどなくなり、生活に不安が生じます。今回の改正で設けられた配偶者居住権と

いうのは、所有権の価格よりはかなり低額に評価されますから、妻は建物に住み続けると同時に、現金等の取り分も増える、ということになります。

この改正は、2020年4月1日から施行されます。

4 改正の要点その2・ 夫婦間における居住用不動産の贈 与等に関する持ち戻しの免除

婚姻期間が20年以上である夫婦の間で、居住用の不動産の遺贈（遺言による贈与のこと）または生前贈与がされた場合には、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることとなりました。

これはどういうことかといいますと、前記2で説明したとおり、今の制度では、生前贈与や遺贈がされると、「特別受益」として遺産に含められて計算される結果、法定相続分がその分修正され、結局、最終的な各相続人の取り分が、生前贈与・遺贈がされなかった場合と同じになってしまい、前のケースでいうと、妻の生活費に充てられる現金等の取り分が少なくなってしまう可能性があります。配偶者に居住用不動産を遺贈・贈与する趣旨は、通常、自分の死後に配偶者に生活の本拠を与えるためであって、遺産分割はその分を除いて法定相続分どおりにされることを望むのが、その人の通常の意味と考えられます。このようなことから、上記のような居住用不動産が配偶者に生前贈与・遺贈されると、原則として遺産に含めて計算する必要がない（＝「持ち戻し」が免除される）と改正されました。

この改正は、本年（2019年）7月1日から施行されます。

家はもらったけど
生活費が…



家にも住めるし
お金も相続!



相続法が改正されました

もう一度考えたい法律と制度 (1)

5 改正の要点その3・ 預貯金の払戻し制度

従前、貸金等の金銭債権は、相続開始と同時に法定相続分に従って自動的に分割されると解され、遺産分割協議・審判の対象とはならないと解されていました。たとえば、夫が他人に100万円を貸したまま死亡すると、何もしなくても妻は50万、長男・長女はそれぞれ25万円に分割された貸金債権を相続し、遺産分割を経なくても、それぞれが自分で借主に返済を求めることができるわけです。そしてこのことは、銀行等に対する預貯金債権についても同じと解されていましたが、銀行実務においては、相続人全員のハンコがなければ、一部の払戻しにも応じないとの扱いを続けていました。

そうした中、最高裁は、平成28年(2016年)、預貯金債権について判例を変更し、相続人による単独での払い戻しはできず、遺産分割の対象となると判断したのです。

そうすると、今度は逆に、相続が開始した後、葬儀費用や老人ホームへの未払い料金の支払い等、緊急に支払を要する事態が生じても、預貯金からお金が引き出せないため支払えない、といった事態が生じるようになりました。

この問題を解決するために、預貯金債権の3分の1に各法定相続分を乗じた額を限度として、遺産分割前であっても、金融機関から払い戻しを受けられることとなりました。

この改正は、本年(2019年)7月1日から施行されます。

6 改正の要点その4・ 自筆証書遺言の方式緩和

遺言の方式のうち主なものとしては、公証人に嘱託して作成してもらう「公正証書遺言」と、自分で作成する「自筆証書遺言」があります。このうち、自筆証書遺言は、第三者の関与・立会い等なしに作成できるものであるところから、かつては、その全文を自筆で記載し、署名捺印すること等、厳格な要件が定められ、かつ、遺言者が死亡した後、家庭裁判所で「検認」という手続きを受ける必要がありました。検認とは、家庭裁判所に遺言書を持参して、検認期日という場で、裁判所書記官がこれをコピーして調書を作成し、以後の改変を防ぐための手続きです。

このたびの改正によって、この要件が一部緩和され、遺言書に別紙として添付する財産目録については、必ずしも自筆でなくてもよく、パソコン等で作成しても有効となりました。通帳のコピーを添付しても構いません。

この改正は、すでに本年(2019年)1月13日から施行されています。

7 改正の要点その5・ 法務局における自筆証書遺言の保管制度

公証人に作成してもらう公正証書遺言は、公証役場で長期間保存されますが、自筆証書遺言の保管は本人に任せられ、死後かなり経ってから本棚の書物に挟まっているのが発見された、あるいは、遺言が作成されたらしいけど、どうしても見つからないといったケースもしばしばありました。このたび、民法とは別の法律が制定され、自筆証書遺言も、申請すれば法務局で保管してもらえることになりました。遺言者の死亡後、



相続人等は、法務局から、遺言書が保管されていることの証明を受けることができ、また、遺言書を閲覧することもできます。この保管をすれば、改変のおそれはありませんので、家庭裁判所での検認の手続も不要となりました。

この制度は、2020年7月10日から施行されます。

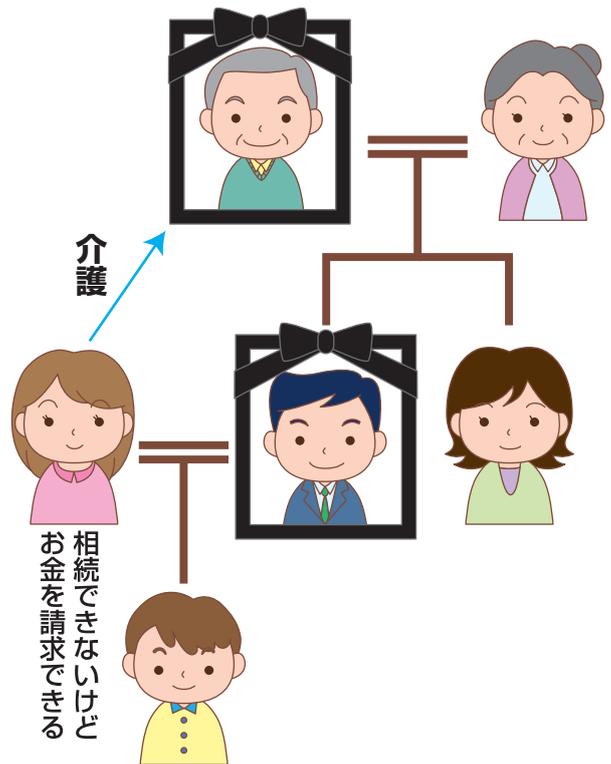
8 改正の要点その6・遺留分制度の見直し

前記2で説明したとおり、これまでの遺留分の制度では二次紛争を招く可能性があり、問題の解決手段としては不十分であるという指摘が、しばしばされてきました。実は、今の制度でも、遺贈等を受けた側から申し出れば、遺留分侵害額を金銭で支払って解決することはできるのですが、遺留分権利者の方からそのような要求をする権利は認められていませんでした。今回の改正で、遺留分権利者は、遺贈等を受けた人に対し、侵害額に相当する価値を金銭で支払うよう請求できることとなりました。

この改正は、本年（2019年）7月1日から施行されます。

9 改正の要点その7・特別の寄与の制度

これまでの制度でも、特別縁故者といって、相続人ではなくても、被相続人の介護に務めた等の特別な縁故があった人には、家庭裁判所の審判で遺産を取得させることができました。ただ、この特別縁故者による遺産の取得は、他に相続人がいない場合にのみ認められる制度であって、たとえば、先ほどのケースでいうと、長男の妻がどんなに義父の献身的な介護に務めたとしても、法定相続人がいる限り、遺産からの取得は



認められませんでした。このような不公平感は、長男が父親（＝被相続人）よりも先に死亡したような場合には、いっそう表面化します。今回、これを改め、他に法定相続人がいる場合、遺産分割自体は相続人の間でなされますが、これとは別に、長男の妻は、相続人に対して金銭での支払を請求できるようになりました。

この改正は、本年（2019年）7月1日から施行されます。

10 自筆証書遺言と公正証書遺言

先に説明したとおり、遺言書の主な方式には自筆証書遺言と公正証書遺言がありますが、自筆証書遺言のメリットは、公証人等第三者の関与なしに自分で作成することができ、費用もほとんどかからないということにあります。また、法務局における保管制度を利用

相続法が改正されました

もう一度考えたい法律と制度 (1)

すれば、紛失・改変のおそれもなく、家庭裁判所での検認も不要です。

ただ、自筆証書遺言でしばしば問題となるのは、法律の専門家が関与しないため、対象となる遺産の特定が不十分であったり、分割内容に法的な問題がある可能性を防ぎきれず、結局、かえって死後に紛争を招く恐れもあり得るということです。実際にあった例ですが、現金と純金の延べ板の両方を所有していた方が、自筆証書遺言で「金は長男にあげる。」とのみ記載したため、「金」というのが「オカネ」なのか「キン」なのか分からず、相続人間で争いとなったことがありました。また、たとえば投資信託等の金融商品も、その正確な表示はなかなか困難です。

さらには、遺言をする方が高齢で、認知症がある程度進んでいた場合、死後に、相続人の一部から「遺言の内容について理解する能力（これを遺言能力といいます）がなかったから、遺言は無効である」と主張されて、争いになることもしばしばあります。

このようなことからすると、自筆証書遺言に向いているのは、遺産の内容や分け方が単純で、かつ、遺言能力等について争いとなる可能性がほとんどない場合ということになるでしょう。

他方で、公正証書遺言の場合、費用はかかりますが、遺産及びその分け方の正確な表示や、本人の遺言能力の確認がきちんとなされますので、死後における相続人間における紛争を予防するという点では、優れているといえます。また、遺産の分け方が単純であっても、先に述べたように、たとえば、遺産の全部を特定の一人に相続させるような自筆証書遺言をすると、他の相続人から遺留分減殺請求がされ、相続人の中で争いが生じる可能性があるのですが、かような場合、法律の専門家が遺言作成に関与すれば、事前にそのリスクの

説明を行い、他の方法を選択して、リスクを回避できるチャンスもあります。

11 おわりに

以上の説明は、あくまで基本的なものであって、細かな例外については省略してあります。また、分かり易さを優先させるため、あえて正確性を若干犠牲にした表現の箇所もあります。相続法は、かなり難しい分野であり、自分一人で対応しようとする、かえって問題がこじれる場合もあり得ます。相続を「争族」にしないためにも、遺言や遺産について疑問や紛争が生じたときには、できるだけ法律の専門家に相談されることをお勧めします。

はらけいいちろう

原啓一郎 プロフィール

昭和32年（1957年）生まれ、東京大学法学部卒業。

昭和58年（1983年）に東京地裁判事補任官。その後、裁判官として全国を異動したほか、行政官庁（旧自治省、公正取引委員会）にも出向。

平成30年（2018年）7月、富山地方・家庭裁判所長を最後に裁判官を退官し、同年8月より公証人として丸の内公証役場で執務。



デジタル終活

～我々は、デジタル遺品とどう向き合うか～

日本デジタル終活協会 代表理事
弁護士 公認会計士 伊勢田 篤史

日本におけるデジタル遺品

1 はじめに

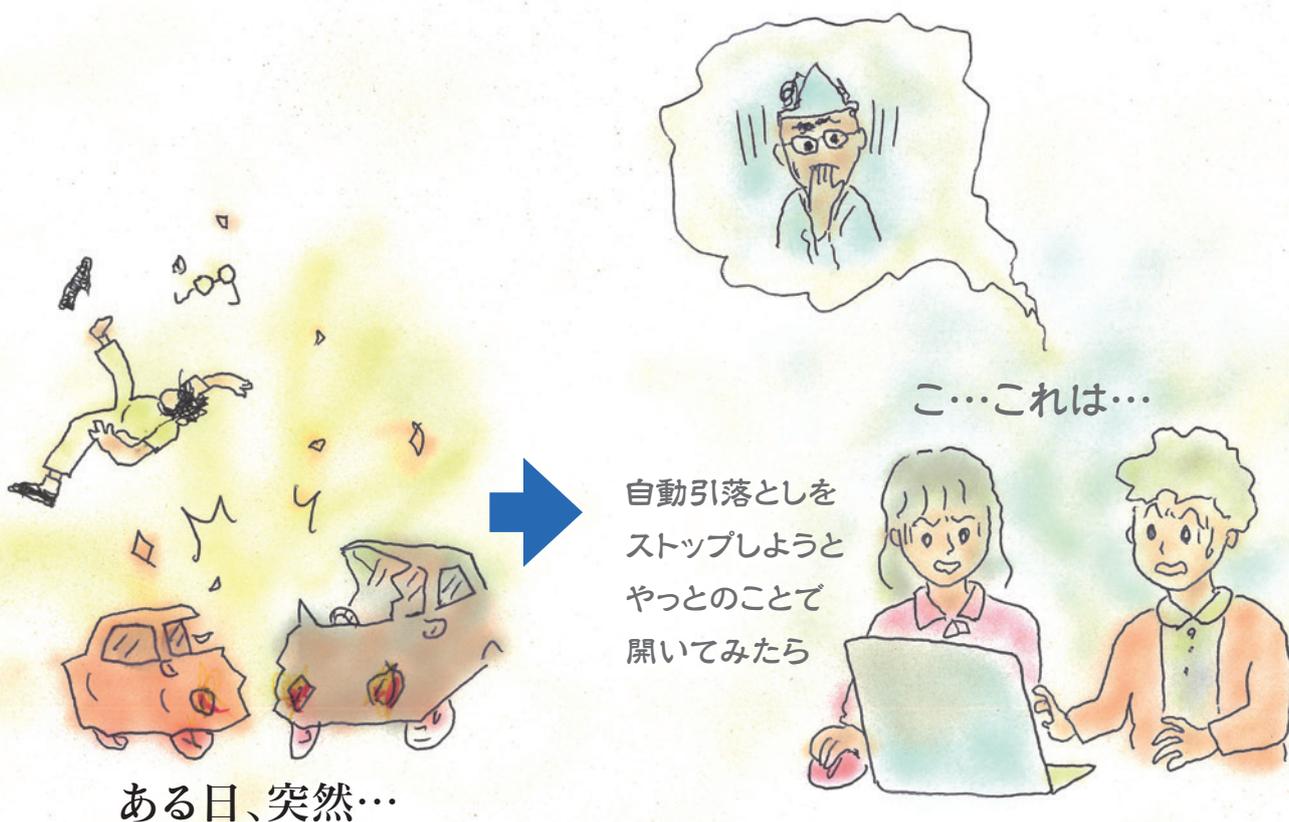
昨年、「デジタル遺品」に関するテレビドラマがヒットし、「デジタル遺品」がメディアでも注目されるようになった。一方で、フリーアナウンサーの不倫が、亡くなった不倫相手のスマホから発覚するという事件もあり、別の面でも「デジタル遺品」が注目される一年でもあった。

「デジタル遺品」について、ここでは「デジタル環境を通じて、把握することができるもの」と定義する。具体的にはパソコン・スマホ上のデジタルデータやインターネットサービスのアカウント等を指す。普通の

「遺品」とは異なり、パソコン・スマホ等のデジタル環境がなければ、その内容等を認識することはできず、遺族による把握・管理は非常に難しい。だからこそ、本人による生前対策は必要不可欠であり、その対策を支援する法整備等が求められている。

こういった「デジタル遺品」に対し、アメリカやフランス等の海外では法整備が着実に進んできている。

一方、日本においてはこの度改正相続法が国会で成立し、2019年から段階的に施行されることとなった。約40年ぶりの改正となるが、法制審議会民法（相続関係）部会の議事録（合計26回）においても、「デジタル遺品」については一切触れられておらず、デジタル遺品に関する法整備の気配すら感じない。また、デ



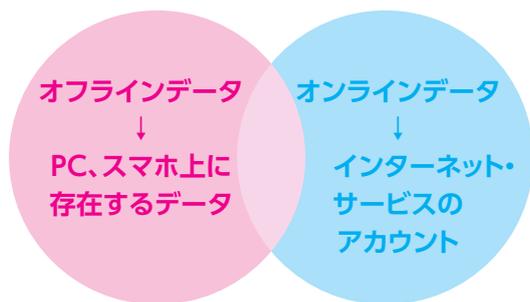
デジタル遺品に関する議論も、一部民間で行われているにすぎず、業界等のガイドラインも存在しない。社会的に放置された状態といえる。そのため、各個人が「デジタル遺品」の問題をしっかりと理解し自衛するほかない。

デジタル遺品の自衛方法として、「デジタル終活」を紹介する。

2 デジタル遺品の相続

デジタル遺品は、**オフラインデータ**と**オンラインデータ**の2種類に分けて考察する。

オフラインデータとはパソコン・スマホ上に存在するデータを差し、ネットにつながっていない状態（オフライン）でも確認することができるデータをいう。具体的には、パソコンやスマホに保存されている写真データ等があげられる。**オンラインデータ**とは、インターネットサービスのアカウント等を指す。具体例としては、SNSや各種サービス（GoogleやAmazon等）のアカウントがあげられる。



オフラインデータの相続

オフラインデータについては、所有権を相続することはできない。なぜなら、オフラインデータは無体物であり、そもそも所有権自体を観念しえないからである。一方で、オフラインデータが保存されている、パソコン・スマホ等のデジタル機器については、当然に所有権を観念でき、相続することができる。そのため、相続人は、デジタル機器の所有権を介して、オフラインデータについても処分することができるものと考え

ることができる。

なお、**オフラインデータ**に対して、著作権等の知的財産権が生じる場合には、別個の議論が必要であるが、本稿では割愛する。

オンラインデータの相続

オンラインデータについては、その本質は契約であり「一身専属性」の有無によって、相続の可否が決定される。具体的には一身専属性を有するアカウントについては相続することができないこととなる。「一身専属性」とは、本人（被相続人）のみに権利又は義務が専属し、第三者（相続人）に移転しない（相続されない）性質をいう。

一般的な相続において、「一身専属性」が問題となる場面は非常に少ないが、一方でオンラインデータについては、この一身専属性の有無が問題となるケースが多い。そのため、各アカウントについて一身専属性を有するかどうかポイントとなる。

3 デジタル遺品相続の問題点

オフラインデータ相続の問題点

オフラインデータの相続における問題点は、相続人による、各データへのアクセス可能性にある。具体的な事例でいえば、相続人においてオフラインデータの保存されているパソコン・スマホ等のデジタル機器のログインパスワードが分からず、デジタル機器内のデータにアクセスできないといったケースである。

パソコンであれば、専門業者に依頼することで、ログインパスワードのロックを解除することができるケースが多い。一方で、スマホについては、ログインパスワードのロックを解除することが難しく、結果としてロック解除ができないというケースも散見される。そのため、特にスマホについては、相続人に対するログインパスワードの共有が不可欠となる。

オンラインデータ相続の問題点

オンラインデータの相続における問題点は、①「ア

デジタル終活

～我々は、デジタル遺品とどう向き合うか～

アクセス可能性」②「一身専属性の有無」の2点である。

① 「アクセス可能性」について

オンラインデータについては、インターネットを介するものであり、故人のインターネット履歴等を確認しなければ、相続人はその存在を把握することはできず、アクセスすることができない。そのためオフラインデータと同様、デジタル機器のログインパスワードの把握が必須となる。

② 「一身専属性の有無」について

オンラインデータについては、上記のとおり一身専属性の有無により相続の可否が決定する。

まず、各サービスのアカウントが一身専属性を有するかどうかを判断するためには利用規約を確認することになる。なお、一身専属性を有する場合には利用規約において以下のような記載が存在する。

本サービスのアカウントは、お客様に一身専属的に帰属します。お客様の本サービスにおけるすべての利用権は、第三者に譲渡、貸与または相続させることはできません。

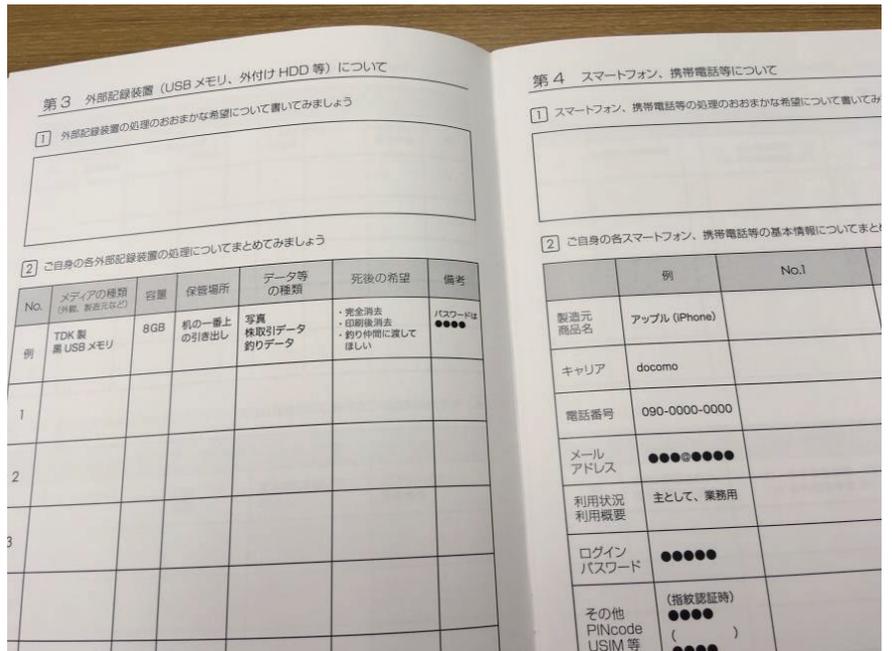
ただし、利用規約に上記のような記載がないケースでも、事務的な運用として一身専属的な取扱いをされているケースがある。トラブルを避けるためには、生前に確認しておくといよい。

一身専属性を有するオンラインデータについては、相続人にアカウント自体を引き継ぐことができない。特に、ビジネス等に利用しているサービスについては、死後にアカウントを引き継げないとなると業務承継ができない可能性があるため、自分自身が利用しているサービスについては、一度ひとつひとつ一身専属性の有無を確認しておくといよい。

デジタル終活の方法

1 デジタル終活とは

デジタル終活とは、「デジタル遺品」に対する死後の取り扱いについて考え、必要な情報を相続人等に伝える活動である。



伊勢田氏が講演会や面談時に配布している「デジタル時代の引き継ぎノート」

デジタル終活に特化したエンディングノートである。

遺言を書くことなどまだ遠い先だと感じている現役世代こそ、この内容を一度整理しておくことが重要であろう。

2 デジタル終活の必要性

デジタル遺品についてはその特性がゆえに、相続人においてその把握・管理を行うことが難しく、本人が適切に情報を残すことが必須である。このためデジタル終活によって、パソコン・スマホ等のデジタル機器のログインパスワードやインターネットサービスのアカウントに関する情報等を相続人と共有できるような対応が求められるといえる。

3 オフラインデータのための対策

共有すべき内容

オフラインデータについては、デジタル機器のログインパスワードを共有することが最も重要である。しかし仮にログインパスワードでデジタル機器内にアクセスできたとしても、どこにどんなデータがありそれをどうしてほしいのかについては、相続人は知る由もない。そこで引き継ぐべきデータをフォルダごとに整理するとともに、各フォルダの保管場所と、それを誰に渡してほしいのか等を伝える必要がある。

<オフラインデータについて共有すべき内容>

- ① 各デジタル機器のログインパスワード
- ② 相続人等にとって、必要なファイル等の入ったフォルダの場所（ファイルパス）
- ③ 上記の②で指摘したフォルダの共有相手の名前及び連絡方法等

共有する方法

生前から家族と共有しておく方法が一番である。しかし共有することに抵抗がある場合には、上記の内容をエンディングノート等にまとめ、自分が亡くなった後に確実に相続人の手に渡るように準備するのが望ましいといえる。

具体的には以下のような方法がある。



<エンディングノートの共有方法>

- ① 封筒等にエンディングノートを入れて封印し、死後に開封するよう伝える方法
- ② 取引銀行の貸金庫を利用する方法
- ③ 信頼できる第三者（士業等）に預けておく方法

4 オンラインデータのための対策

共有すべき内容

① 金融機関について

最低限、取引のある金融機関名、証券会社名について共有してほしい。仮に、相続人が調査を行うとなると、相続人に大きな負担がかかるからである。

② SNS について

アカウントを有する SNS の名称を共有するとともに、死後どのような対応を行ってほしいのかを明らかにしておく。例えば、Facebook であれば、「追悼アカウント」というサービスが用意されている。自分の死後は、追悼アカウントへ移行するのか、そもそもアカウント自体を削除するのか、自分の意思を残しておく必要がある。

また葬儀に来てもらいたい友人への連絡（リスト・連絡先）についても検討してほしい。

③ ホームページ、ブログについて

ホームページやブログを開設している場合には、各サービスの ID やパスワードを共有するとともに、死後どのように処理をするのか等を明らかにしておく。特に ID やパスワードを相続人が知らない場合、

デジタル終活

～我々は、デジタル遺品とどう向き合うか～

サービス提供会社に連絡しても、「ユーザーの特定ができない」等の理由から対応を拒否されるケースがある。相続人が適切な処理ができるよう ID やパスワードは共有したい。

④ 有料サービスについて

月額課金のサービスを利用している場合には、サービス名称等を共有するとともに死後の処理について明らかにしておくことが求められる。なお、クレジットカードの停止や銀行口座の凍結等により決済手続が停止する結果、死後も継続すべきだった有料サービスも自動的に停止してしまう可能性があるため注意が必要である。

共有する方法

共有する方法については、オフラインデータと同様であり、割愛する。

5 隠したいものについて ～番外編～

なお、「隠したいデータ」の対応方法についても、簡単に触れておきたい。

まず、見られたくないデータについては、フォルダの階層化等を利用し、一見して場所が分かりにくいところに保存しておくことが考えられる。さらにパスワードロック等を利用して、データを見ることができない状況にしておくことも考えられるだろう。

「僕が死んだら」等といったフリーソフトウェアが昔から存在しているが、最近ではデジタル終活に絡むサービスやソフトウェアも新しく開発・リリースされており、こういったサービスを利用することも考えられる。またエンディングノート等に「必要なデータを取り出したらその他のデータは HDD (SSD) ごと破壊してほしい」等と記載しておくことも考えられる。あらかじめ家族にとって必要なデータを示しそれ以外は完全消去してほしいと自分の意思を伝えることで、発見されることを防ぐ方法である。

生前において、事前に完全消去しておくという方法

が一番確実な方法であるが、このような対応が取れない場合には、以上のような方法等を組み合わせることで、対応を検討してほしい。

日本においては当面の間「デジタル遺品」に関する法整備が進む可能性は低いものと言わざるを得ない。一方で、今後身の回りのサービス等のデジタル化が進むとともにデジタル世代の高齢化により「デジタル遺品」を取り巻く問題が大きくなっていくものと予想される。しかし、現時点では「デジタル遺品」の問題について自ら生前対策として自衛をしていくほかない。

人間はいつ死ぬかは分からない。デジタル終活は「突然死」も想定したものであり、高齢者だけのものではない。明日からではなく今日から、デジタル終活に取り組んでほしい。

伊勢田篤史 プロフィール

日本デジタル終活協会代表理事 終活弁護士・公認会計士。
「あなたはパソコン・スマホを遺して死ねますか?」というキャッチフレーズとともに、「デジタル終活」を普及する活動を2016年より始動。「あさイチ」「WBS」といったテレビ番組等にも出演し、セミナーやメディア等を通じた「デジタル終活」の情報発信を行っている。



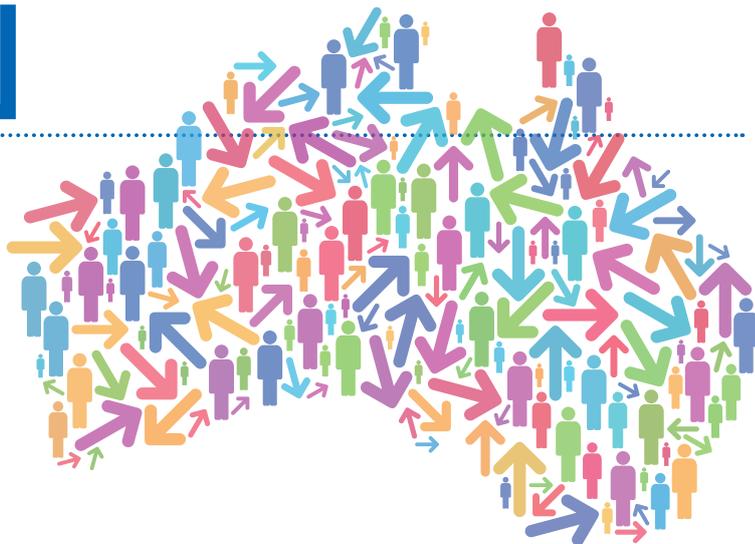
日本の外国人政策に

求められる

オーストラリア移民政策の

「コスト意識」

浅川晃広



はじめに

2018年12月の入管法改正による、在留資格「特定技能」創設により、5年間で34万人を上限とした外国人労働者の受け入れが予定されている。このように今後在留外国人の絶対数が増加していくことが確実に予想される中、そうした外国人の存在による我が国への社会・経済的影響をどのようにマネージするかという課題が、尚のこと重要性を増してくるであろう。

さて、ほとんど報道されなかったのではあるが、今回の入管法改正では、入管法の目的条文である第1条までが改正され、これまでの「出入国の公正な管理」に加えて「本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理」が追加されるという、重要な改正が行われている。「在留の公正な管理」の詳細は不明であるが、我が国に在留する外国人の在留管理・支援に対する政

府の積極的な関与を拡大していくことが念頭にあると考えられる。

こうした状況を念頭におきつつ、オーストラリアの移民法を見てみると、その目的条文の第4条では「この法の目的は、国益において、外国人のオーストラリアにおける入国、在留を規制することである」として、明確に「国益」が打ち出されている。

ではこの国益の意味するところは何であるかという点、筆者としては、端的に言うところ「経済的純利益の追求」ではないかと考えている。別の言い方では「コスト意識」ともいうことができる。実のところ、こうしたコスト意識は、移民政策のあらゆる場面において貫かれている。

本稿では、オーストラリアにおける、移民・外国人の存在によって生じるであろうコストを抑制するさまざまな措置について解説し、今後の我が国の外国人政策の参考となるべき視点を提供したい。

日本の外国人政策に求められる オーストラリア移民政策の 「コスト意識」

非永住者は社会保障の対象外

まず、各種の社会保障の受給について、永住ビザを持つ外国人のみ（以下「永住者」という）を対象とし、永住ビザを持たない外国人は対象外としている。具体的には、国民皆保険制度である「メディケア」には外国人については永住者のみが加入できる。なお、雇用形態で加入する健康保険が異なる日本とは違って、オーストラリアのメディケアは国民及び永住者全員が加入するものとなっている。非永住の外国人はメディケアに加入できず、民間の医療保険に自分で加入しなければならない。我が国では、中長期在留者（90日を超える在留資格を付与されたもの）であれば、非永住者でも国民健康保険に加入できることと大きく異なっている。

次に、仮に永住ビザを取得したとしても、いわゆる失業給付の対象となるための、待機期間として2年間が設定されている。これも永住ビザ取得後、即座に社会保障上の負担となることを防止するためのものである。最近では、財政再建の文脈で、この待機期間を3年に延長するという案まで検討されているほどだ。

かつて日本でも各種社会保障に関する国籍条項が存在し、これが政治問題化したこともあり、その撤廃が行われた。このため在留外国人（中長期在留者）であれば、各種の社会保障の対象となっている。ただし国籍による線引きは、ほとんどが日本出生の在日コリアンの存在を前提としたものであった。しかし、現在において、外国人の在留レベル（永住か非永住か）を問わず一律に社会保障の対象とすることは、オーストラリアの実践を鑑みれば大いに問題だといわざるを得ない。

特に生活保護についても、入管法別表第2の「永住者」

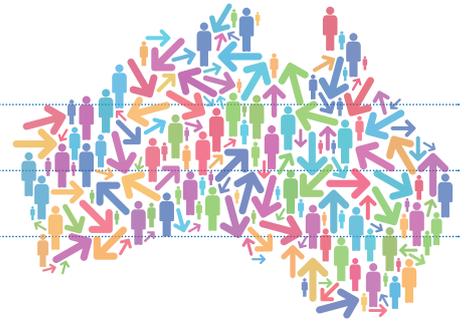
以外の期限付きの在留資格（定住者含む）も保護の対象となっており、こうした措置も今後在留外国人が増加していくことを踏まえた上で、抜本の見直しが必要であろう。

健康状態によっては永住が認められない

さらに、オーストラリアでは、保険財政上の負担となり得る健康状態を有する永住ビザ申請者について、それを理由としてビザを付与することを拒否できる制度がある。これは「健康要件」と言われている。具体的には、永住ビザ申請者の全てに健康診断を義務付け、仮に永住が認められ、メディケアの対象となった場合、メディケア財政の負担となり得るかどうかが、すなわち、医療サービスを多用する健康状態を持っているかどうかを発見している。仮にその健康状態のため、永住ビザ付与後、5年間にわたって4万ドル（約320万円）以上のコストが発生すると試算された場合は、永住ビザが付与されないという運用が行われている。

移民省（当時）の試算によると、2008/2009会計年度において健康要件に合致しないためにビザが拒否されたのは1,586名で、これにより約7,000万ドル（約56億円）の財政削減効果があったとしている。

なお実際に健康要件に合致しないとしてビザが拒否される主な症状として、知的障害、HIV感染、機能障害、腎臓病疾患、ガンなどとなっている。このように健康要件で実質的に排除されてしまう人々には、障害者も多い状況である。このため「障害者差別である」といった批判もなされることがある。しかしながら、現在においてもこの制度が維持されている背景には、多数の



国民において、これから社会保障の対象となる移民によって、保険財政への悪影響が及ぶことに対する懸念が存在しているからであろう。

制限的な親ビザの運用

さらに、親ビザの運用にも、こうしたコスト意識が歴然と表れている。高齢の親は、入国後、就労・納税することが期待できず、若年層と比較して年金や健康保険といった社会保障に依存する可能性が高い。よって、移民法上の数量制限機能を用いることで、親向けの永住ビザの発給数を厳しく抑制している。2017/2018 会計年度の親ビザ（後述する貢献的親以外）の付与数は 1,356 であった。2018 年 6 月 30 日現在、50,642 人が申請中で、現状のまま推移すれば約 37 年の待ち時間が必要という状態である。

一方、別枠で「貢献的親」というビザが導入されている。これは、約 4 万 8,000 ドル（約 380 万円）の手数料の支払いを求めるものである。この枠では、ビザの発給数が比較的多いため、待ち時間が短くなるという利点がある。2017/2018 会計年度の貢献的親ビザの付与数は、一般の親ビザよりもはるかに多い 6,051 人であった。また 2018 年 6 月 30 日現在、48,495 人が申請中となっており、現状で推移すれば約 8 年の待ち時間となっている。

これは、親の移民が社会保障に依存してコストが発生することが予想されるため、そのコストの一部を補填できるのであれば、別枠を設け、比較的早く入国・在留が可能になるというものである。このように、発生が予想されるコストを移民本人に負担させるという

手法も取られている。

このように日本の現状からすると、相当に先進的なものであるという印象を受けるものの、この「貢献的親」の運用すら、政府の諮問機関である「生産性委員会」から批判されている。同委員会は、2016 年 9 月の報告書の中で、一人の親移民の生涯コストは約 2,700 万円から 3,300 万円であると試算した。このため、一年間の 8,700 人の親移民の受け入れによって、結果的に約 2,100 億円から約 2,600 億円の財政負担が生じているとした。にもかかわらず、現在の約 380 万円の手数料では、そのわずかしか補填されていないことを問題視し「少数のグループにしては高いコストである」と述べている。

ビザ審査の費用を外国人から回収

実のところ、オーストラリアにおけるビザ申請手数料はかなり高額のものとなっている。学生ビザですら、申請時に 560 ドルの支払が必要である。前述した、通常の永住の親ビザの場合、申請時の手数料が 3,945 ドルとなっており、許可時の手数料が 2,065 ドルとなっており、合計で 6,010 ドル必要である。また申請が受理され審査された結果、不許可の場合でも、申請時の 3,945 ドルは返金されない。

なお、日本の場合、たとえば、在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請で 4,000 円、永住許可申請で 8,000 円などとなっている。しかも「許可を受ける場合」となっており、審査のうえ、不許可であれば、手数料は不要である。

オーストラリアにおいて、このようにビザ申請手数料が高額であるのは、ビザの申請に対する審査に要す

日本の外国人政策に求められる オーストラリア移民政策の 「コスト意識」

る人件費（移民当局の職員給与）等を、政府の一般財政から支出するのではなく、ビザが付与されることによって、オーストラリアに在留することができるという利益を得られる、当の外国人の「受益者負担」とすべきだという発想のためである。

このことについて、オーストラリア会計検査院は2015/2016会計年度において、ビザ申請手数料の収入が19億1,000万ドルであり、ビザの審査にかかった費用を上回っていたと指摘している。

加えて、永住ビザを取得すると、政府が予算を支出する510時間の英語教育を受けることができるが、これにかかる費用を回収するため、一部のビザの申請手数料について、十分な英語能力を有しない申請者（IELTS4.5より少ない者）について、追加で手数料を徴収することも行われている。例えば、事業者向けの「事業能力ビザ」（永住）では、許可時に申請者本人が十分な英語能力がない場合9,795ドル、本人以外の申請者については4,890ドルの追加の支払が必要となっている。

今回の入管法改正における対応策の一つとして、2019年度予算案で外国人の日本語教育に14億円を用いるという報道がなされたが、オーストラリアにおいては永住ビザ取得者に対してですら、英語教育の費用負担を求めている現状からすると、公費を投入することの妥当性については慎重に検討されるべきであろう。

日本にも必要な「コスト意識」

このようにオーストラリアの移民政策においては、移民の存在によって発生するであろうコストを徹底的

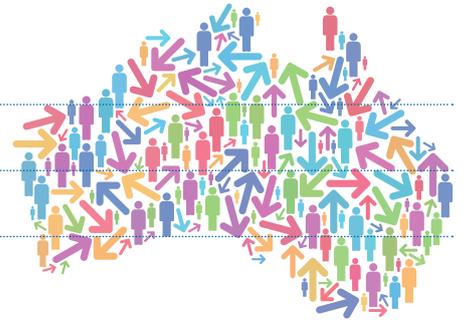
に抑制するという、さまざまな措置が取られている。それらは、①非永住者はそもそも社会保障の対象外であること、②永住者となっても2年間は失業手当の対象外となること、③国民皆保険財政に悪影響を及ぼすことが予想される外国人の永住を認めないこと、④就労・納税が期待できず、社会保障依存となる可能性の高い親の移民の数を徹底して抑制していること、⑤その一方で、コストの一部を補填できる場合には、別枠を設けていること、⑥ビザ審査に係る費用や英語教育の費用を外国人に負担させていること、などである。

オーストラリアの総人口は約2,500万人であるところ、近年では年間約20万人の外国人を永住者として受け入れている。これは人口の1%弱であり、これだけの外国人が永住ビザ保持者となり国民皆保険に加入できるなど社会保障の対象となるため、運用を一步間違えれば、国全体にとって多大なるコストが発生してしまう。このため、これだけの「コスト意識」が徹底しているのであろう。

日本においては、2016年から2017年の間の永住者の増加数は約2万2,000人であり、2017年12月現在の日本の総人口は1億2,670万人であるところ、永住者の増加は総人口のわずかに約0.17%に過ぎない。このため、オーストラリアと比較して、明らかに外国人の存在によって発生するコストに対する意識が低いのもかもしれない。

しかしながら、今回の入管法改正によって、明らかに在留外国人数が増加していくことが予想される中、外国人の存在によって発生するであろうコストの抑制策については、精緻な検討が必要であろう。

その第一歩として、現在、中長期在留者であれば、漫然と一律に各種の社会保障の対象としている点につ



いて、在留レベルとの関係性・整合性を再検討すべきであろう。具体的には、永住者と非永住者との異なった取り扱いの是非について、たとえば、そもそも非永住者を国民健康保険の対象とすべきかどうか、仮に何らかの公的健康保険の対象とするのであれば、非永住の外国人部分を独立させ、非永住外国人の支払う保険料のみを財源として運用し、一般会計（税金）や国民の保険料からの投入を一切行わないという方策もあり得る。

前述のように、生活保護について、「日本人の配偶者等」「定住者」といった非永住外国人も対象となっているが、その是非も抜本的に再検討すべきであろう。

また仮に各種社会保障の対象となる外国人を基本的に永住者に限定する場合においても、そもそも永住許可の対象となる外国人については、公共の負担とならない資産や技能、高度の日本語能力を持つ外国人のみに厳しく限定することも必要不可欠であろう。また将来的に日本に永住することを前提としない非永住外国人の日本語教育の費用を、そもそも一般財政から支出すべきかどうかの妥当性も、真剣に検討すべきであろう。

オーストラリアにおいて、移民による社会保障依存が蔓延していた際、結果として反移民を掲げる極右政党の台頭を許してしまった。現在、我が国では好景気・人手不足の状態であるが、経済状況がいつ変動するかは予測がつかない。景気が悪化し、結果として外国人の社会保障依存が蔓延すれば、反外国人世論が高まる可能性もあり、仮にそうなれば「共生」以前の問題となり得る。実際にリーマンショック後、多数の日系人が失業し、帰国を余儀なくされ、在留するにしても生活保護に依存せざるを得なくなった事例もあった。

そうならないためにも、外国人の存在によってコス

ト発生が厳しく抑制されているという制度を構築することは、国民の外国人政策に対する広範な支持の獲得という点からも極めて重要であるといえる。しかしながら、この点に関する議論は深まっておらず、筆者としては非常に懸念している。

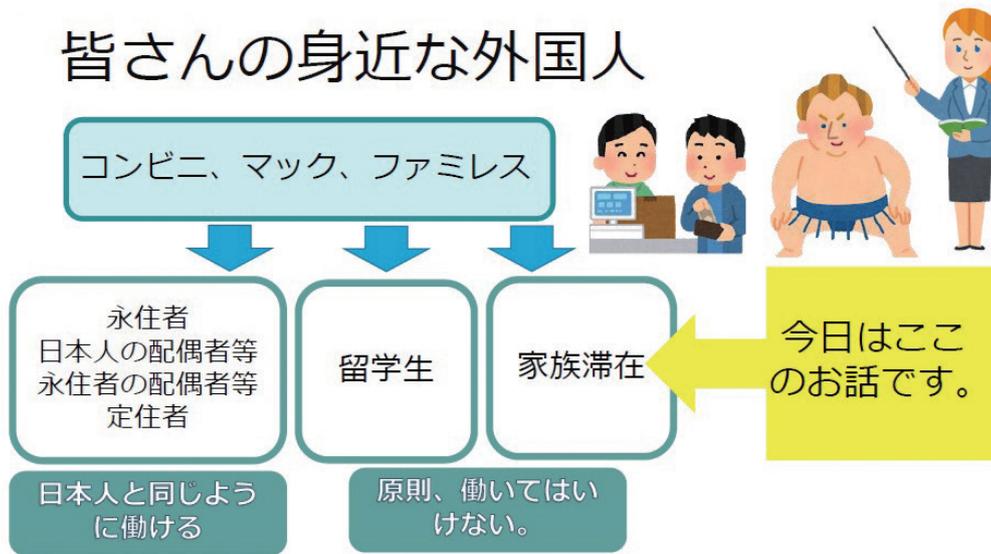
浅川晃広 プロフィール

名古屋大学大学院国際開発研究科・講師。1974年神戸市生まれ。神戸市外国語大学卒業。オーストラリア国立大学留学を経て、大阪大学大学院文学研究科修士課程修了。博士（学術）。2002年から2004年在オーストラリア日本国大使館・専門調査員。2013年より法務省入国管理局・難民審査参与員。著書に『難民該当性の実証的研究』『オーストラリア移民法解説』（共に日本評論社）、『オーストラリア移民政策論』（中央公論事業出版）、『在日外国人と帰化制度』（新幹社）など。近刊に『知っておきたい入管法』（平凡社新書）



東京海洋大学が海の日の記念イベントとして行った一般公開特別講義の外部講師として、東京都行政書士会法教育推進特別委員会の金子三佳子氏が招待されました。日本の在留制度をテーマに高校生・大学生に向けての講義と、その後合同のプレゼンテーションが行われました。入国管理法の改正で在留資格制度が大きく変わる直前に行われたという意味でも大変興味深い講義の様様と、若者たちの率直な意見の一端をご紹介します。

高校生・大学生が斬る! 日本のグローバル化 ～行政書士による高大連携ワークショップ特別講義より～



2018年7月、東京海洋大学グローバルキャリア入門のゲスト講師を担当させていただき、高校生と大学生を対象にワークショップを開催しました。

「考えてみよう!! これからの日本の在留制度～外国人と共に生きる社会をどう描くか」と題し、日本で暮らす外国人をめぐる問題を、法的な視点と社会的な視点から考察する内容です。

冒頭の講義では、日本の出入国管理制度を簡単に説明したうえで、「家族滞在」という在留資格をトピックとして取り上げ、「家族滞在」として在留す

る外国人が直面している具体的な状況を挙げながら現行の在留制度に関する問題提起をしました。

講義後、学生の皆さんに対し、2つの課題を提供しました。一つ目は、成年を過ぎてなお「家族滞在」として扶養を受ける外国人について必要と思われる法的整備。二つ目は、「家族滞在」として来日する外国人子女が抱えるであろう具体的な問題とその解決策です。

一つ目の課題について最も多かった意見は、「家族滞在として在留する外国人も貴重な労働力である

点に着目し、一定の在留年数や試験合格などを条件として、彼らに就労可能な在留資格を与えるべき」というものです。同時に、「日本の国益の観点から就労可能な職種を制限すべきである」との意見も多くみられました。ユニークなものとしては、「一定の要件を満たしたものに教員資格（もしくは教員に準じる特別の資格）を与える」などがありました。一定の日本語力と日本の社会・文化への理解があり、日本での生活に慣れている家族滞在者が教員となることで、今後ますます増加する外国人子女に対する教育の担い手となってもらおうという発想です。面白いですね！

また、就労可能な在留資格を付与するために、特別学校をつくる、企業研修を受けさせる、アルバイト経験を職歴として評価する、などの意見も出ました。奨学金制度などの経済的支援の必要性に言及したのもあり、経済的に苦しい外国人家庭への配慮もなされていたことが印象的でした。

二つ目の課題については、日本語力不足に起因するコミュニケーションの困難、いじめや教育の遅れ、日本の教育制度に組み込むことによるアイデンティティや母国語力の喪失などを問題点として挙げる意見が大半でした。解決策として挙げられた意見をいくつかご紹介します。

- ・異文化理解や国際感覚を身に付けるための日本人に対する教育
- ・多様性に配慮した教育環境の整備
- ・教員の育成・能力向上・増員・給与アップ
- ・放課後において日本語教育を行う場の確保
- ・地域におけるコミュニティスクールやホストファミリー制度の充実

日本の現在の教育制度や異文化への理解の低さを

疑問視し、日本側が変わらなければならないと指摘する意見の多さに少し驚きましたが、若者が何らかの変化を求めていることの現われなのかもしれません。また、日本の変化は、外国人のためだけではなく、日本のグローバル化にとって必要なことでもあるでしょう。

講義全体を通して「現行の制度は変えていくべきだと思うが、日本の国益等と外国人の利益のバランスは、とても難しい問題だと思う」「文化や習慣の違いを理解し、外国人を受け入れる環境をつくるのが大切」などの意見が印象に残りました。

今まさに、出入国管理制度は大きな転換期を迎えています。しかし、その視点は「労働力確保」という点に偏ってはいないでしょうか？学生たちの意見には、「外国人を含めた『人』の幸せ」という視点がありました。外国人を単なる労働力としてみるのではなく、一人の「人」の人生がそこにあるのだということを私たちは忘れてはいけないと思います。

行政書士がグローバルな職業として魅力的に映ったとすれば嬉しいことです。豊かな感性をもつ若者たち。日本の未来は明るいですね！



金子三佳子氏

人権が後回しにされる ことの意味

広報部 森紋子

～深圳・貴陽を取材して～

2018年12月3日～7日、日経ビジネススクール主催「中国発AIとビッグデータの未来に飛び込む5日間」に参加し、深圳と貴陽の現状を記者目線で取材した。

いま中国では海亀（ハイグイ）と呼ばれる、海外留学や海外勤務から中国に帰国する若者が年間50万人程いる。この数は毎春の日本の大卒新社会人数とほぼ同じ。凄まじい数である。海亀たちは当然のように英語を使いこなし、他国から最新のIT・AI技術を持ち帰っている。帰国にあたっては高待遇が約束され、テンセントやバイドゥ等の大企業やビッグデータ解析・新技術の開発現場に迎え入れられる。海亀の多くが戻り住むのが今や世界一のデジタル新聖地となった深圳と貴陽である。

深圳は20世紀終わり頃には一面の畑に牛が放し飼いにされていたが、あっという間に摩天楼の街になった。貴陽は中国最貧省の貴州にあり荒れた山々が連な

るが、データ産業にはうってつけの寒冷な高地気候と強固な地盤に恵まれ一帯一路の要所でもある。中国政府の政策面や税制面でも優遇され今や世界中からビッグデータ関連のビジネスが集まってきている。こういった欠乏の地だからこそ、そして従来の仕組みがひとつも存在しない場所にこそ、リープフロッグは次々と起こりうるのだ。



リープフロッグ
いわゆるカエルが
葉っぱから葉っぱ
へぴょんと飛びう

つるさま。旧来の技術から最先端技術へ、
途中をすっ飛ばして一気に移行する。

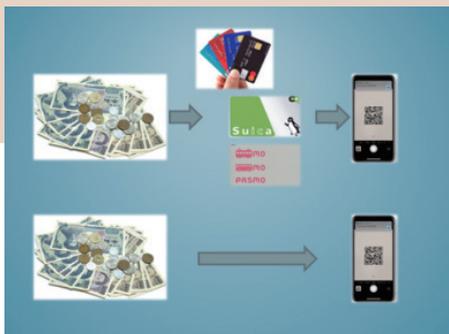




リープフロッグの一例

中国はいま世界一のデジタル決済国だ。屋台の支払いでも、物乞いすらもQRコードを使う。

日本人は現金払いからクレジットカード払いを経て電子マネーという流れが歴史の当然のように思うが貴陽のような都市ではクレジットカードを飛ばして一気に現金からQRコードによるペイの浸透する生活にジャンプという現象が起きている。



銀座を闊歩する中国人観光客は、自国の監視カメラ群から開放されて妙に楽しそうだ。彼らの住む中国国内ではいったい何が起きているのだろうか？情報はなかなか外に漏れてこない。取材旅行5日間の訪問先は多業種にわたった。自動運転車、ゲノム解析、遠隔医療、農業ドローン散布、長距離物流トラック版ウーバー、無人スーパー、見渡す限りのビル群を繋いだプロジェクトマッピングなど訪れた全ての場所で、凄まじいリープフロッグを目の当たりにし驚愕させられた。確実に言えるのは「中国では他国とは比べものにならないくらい容易にデータが取得できてデータが利用可能だ」ということである。

中国語でビッグデータは「大数据」という。貴陽では大数据の文字が町中に溢れていた。大数据の活用が政策の最重要だと定義する習近平政権のピラミッド構造は、一番上に中国共産党がありその真下にファーウェイ、バイドゥ、アリババ、テンセントなどの大数据を扱う企業、その下に一般製造業、土台には13億人の巨大市場および海外市場と位置づける。



街のあちこちに「大数据」の文字

大数据はまず正しく取得されなければならない。取得した場所、日時、母集団、方法などの情報が重要だ。そして大数据は一箇所に集約され分析され利用還元されなければならない。データはそのボリュームが大きければ大きいほど、それが何度も回されれば回されるほど、正確で精緻になって行き価値が増大する。しかしこの全てのプロセスで邪魔になるのは個人情報の保護いわゆる「人権の尊重」だ。

中国では生まれた子供の遺伝子検査をするのが一般的になっている。集団生活をスタートする時に「この幼児は多動性の障害があるが



数学の才能があるので難解なパズル等を与えれば静かに集中する」「喘息の遺伝的要素があるので空調に配慮すべきだ」など個別の対応が記される。

人権が後回しにされることの意味

貴陽「貨車幫」社

中国 3,000 万人のトラックドライバーの安定した業務遂行と生活サポートをする物流板ウーバー。貨物配送を希望する者は近くを走る貨車幫アプリ登録ドライバーに連絡し配送を頼む。配送後は個別の採点を送信する（丁寧さ正確さ等）。配送記録のビッグデータは政府公安が共有している。ウクライナ語、ウイグル語にも対応する。この貨車幫のサービスは今後、一帯一路の整備とともに中国地続きの各国に広がっていくであろう。



貨車幫コントロールセンター

中国全土を走る物流トラックのビッグデータは国家の財産である。

中国のリープ フロッグ 2 都市

深圳市内の監視カメラ

5メートル毎に立つポール全てに、きのご栽培のようにたくさんのカメラが付いている。日本の防犯カメラとは違い、リアルタイムで監視するアクティブなものだ。



貴陽「福農宝」社

中国最貧省である貴州の農民を救う目的で、土壌データの分析と改良・農薬散布をドローンで大規模にかつ繊細に行うサービス展開の福農宝。社長は 30 代。深圳でも貴陽でも新規事業の社長は 20 代 30 代が多い。悪質な業者による、農薬や抗生物質の過剰投下は昔の話。今や中国では、土壌ごと・気候条件ごとの精密データが取られ、その土地にぴったり合った農作物が提案され栽培されている。流通の川下である消費地のデータも確認し、需給を最適化する。貴州には遺伝子組換え作物に汚染されていない土地があり、スイスをはじめ欧州各国の厳しい輸出基準にも適応可能だ。今後は農業の国際化をはかる。



貴陽「ランマーシシー」社

広大な国土の中国。現在、山奥の診療所は都会の大病院とタブレット端末で繋がリリアルタイムで高度な診療を受けることができる。採血を浸み込ませたスティックをガジェットに差し込み送信し即座に分析。血管の動画データも遠隔でやりとりする。薬の処方箋もネット経由で送られ、それを受けた薬の購入もネットで可能だ。



貴陽市行政ビッグデータ 活用例紹介パネル

住民の情報は親族図・交友関係・同居人・自動車保有・土地・学歴・インフラの欠缺など、ありとあらゆる個人データが解析されている。彼がなぜ貧困なのか、彼の生活の何を改善すべきか、本当に彼に生活保護受給が必要か等が、一目瞭然である。行政側が把握し、個別の行政サービスプランが立てられる。



華強北

深圳市の面積は東京都と同じぐらいだ。華強北（ホアチャンペイ）エリアは日本の秋葉原が巨大化したような活気がある電腦市場である。深圳住人によると 100 ギガの環境を 1 ヶ月使い放題でたったの 200 円とのこと。この安さならば動画などの視聴もタダ同然だ。



深圳と貴陽で いま起きていること



深圳郊外の大学村

北京大学や精華大学などのサテライトキャンパス。優秀な学生には在学中から先進・大企業が強いアプローチをしている。産学連携というよりは、直接企業が大学に入り込み学生を獲得する形に近い。先端のIT技術を持ち英語も堪能な人間ならば、初任給から年収数千万円とのことである。



精華大学学食自動ジュースマシン見学ビデオ QR コード



電気自動車 NIO

富裕層向け超高級車の NIO Ep9 の価格は約 3,000 万円である。中国国内には電気自動車や自動運転車のベンチャー企業が 60 社以上あり戦国時代の様相を呈している。

自動運転車 ロードスター AI

米国をはじめとする先進国を引き離す次世代レベルの自動運転技術を持つ。車体に搭載されたセンシング・データ結合・制御 AI によって、いま現在起きていることを完全に車内だけで解析できる。たとえ GPS がなくても走行可能だ。



SVV 社探訪ツアー

新製品デザインから大量生産まで一気通貫の深圳 SVV 社

“世界の工場” 深圳には元々大量生産の仕組みがあるが、SVV 社ではアイデア段階から試作品の耐久テスト・各種検査・洗練されたデザインなどの技術者が 70 名以上いるので、試行錯誤の時間や初期の経費の無駄を極力無くし、最速で最大の利益を上げられるような製品化ラインが可能。早いものならアイデア持ち込みからたった 3 日で大量生産までこぎつけられるとのこと。



深圳市役所前広場で毎晩 15 分間行われるビル数十棟を連動させたライトアップショーの様子（映像 2 つ）



華潤財閥たけのこ型ビルと テンセントビル

どちらも最新の設備で入退館はカードレス（顔認証のみで機能する）。館内のデータ（エレベータの混み具合や空調温度管理、従業員勤務状況など）は常時取得され解析される。いま深圳には世界中の超高層ビルの約半数が集まっている。

人権が後回しにされることの意味

旅行中、私は深圳核子基因科技研究所で9万円かけて自分のゲノム検査をした。結果データは帰国後1週間ほどでメールで送信されてきた。70ページ以上ある膨大なレポートには私の唾液1滴から検出された遺伝子に含まれる数千の物質名とその組合せによる性格・才能・体質の情報が詳細に記され、思い当たる内容に驚愕唖然とした。「この情報を人生の早い段階で知っていればもっと違った人生が送れたかも知れない」。

中国深圳核子基因科技研究所のゲノム検査結果報告書。ある個人の唾液たった1滴から検出された成分名と、その組合せから分析される性格・才能・体質の情報が、70ページ以上にわたって詳細に解説されている。この報告書は、いわばその人間の「取扱説明書」である。ゲノム情報は生まれた瞬間から死ぬまで変わることはない。優れた才能は6歳までに引き出さないと埋もれてしまうという。

ゲノムへの好奇心から日本メーカーの3万円程度の遺伝子解析サービスも受けてみた。この結果の到着には2ヶ月近くかかった。中国のラボでは名前と住所とパスポート番号を書いただけで調査開始したが、日本メーカーの検査では何重にも「承諾可否画面」があり非常にプライバシー取得に気を遣っているように見

える。検査結果が到着した後もさらに50項目以上の質問に答えなければ自分のものを見るのが許されなかった。それなのに開いた報告レポートのお粗末さに再び驚いた。情報量は中国の検査の百分の一も無い感じで内容が薄ペラなのだ。これは母数の違いすなわちビッグデータのボリュームが数桁違うからであろう。中国ではフレッシュな人体から取ったデータの母数はとくに数億人分に達しているはずだ。始まったばかりの日本企業遺伝子解析は、母数が多くてもまだ数万人の単位だろう。圧倒的なトップダウンと中央集権のシステムを持ち人権が後回しになる国の「大データ」の前に、人権が尊重される国の「ビッグデータ」は到底太刀打ちできないことを知る。

妊婦の血液検査は無料である。「お腹の子の父親が誰かや胎児の性別、先天性異常の有無が分かり妊娠6週間から受けられるので中絶のタイミングを逃すことがないのだ」という説明を受けた。



21世紀は、ビッグデータを制する者が世界を制するだろう。気候のデータ、土壌のデータ、交通量のデータ、物流のデータ、地球上のありとあらゆるビッグデータが、今この時も各国で取得され分析され活用されている。しかし人体のデータ（医療データやゲノム情報など）だけは取得することが難しい。「人権」が立ちほだかり（言い換えれば防御し）人間ひとりひとりのデータを取らせることを容易には許さないのだ。

中国で何が行われているか。情報は漏れてこない。人権が後回しにされることの意味をいま一度考える。まさかそんなことまでするわけがないということが行われている可能性は、ある。

六个性化检测告
智商

1・智力

(一) 检测结果 (仅显示检出基因):

检测基因	位点代码	检测结果
COMT	NGT17028	+
CHRNA4	NGT17033	+
CHRM2	NGT17132	+

(二) 检测结果分析
基因检测结果显示受检者的智力天赋“超高水平”，和大多数人相比，受检者在智力天赋方面的能力有很好的遗传优势，受检者可重点培养自身这方面的能力，结合后天的培养才能很好地发挥出这方面的潜能，让与生俱来的天赋特长发挥到最好。

(三) 基因功能注释 (仅注释检出基因):

基因	注释
COMT	全称是 catechol-O-methyltransferase，负责催化多巴胺等物质。该基因编码的酶能催化多巴胺等物质到儿茶酚胺的甲基转移，主要涉及一些神经传导物质多巴胺、肾上腺素、去甲肾上腺素。
CHRNA4	全称是 Neuronal acetylcholine receptor subunit alpha-4，神经乙酰胆碱受体亚基。该基因编码一种乙酰胆碱受体，能够在突触上快速传导信号。而给突触的信号传导方法有：电生理学和影像学等一系列识别，均受到该受体的调节。
CHRM2	全称是 Cholinergic Receptor Muscarinic 2，胆碱能受体。该基因编码的受体属于一大类的 G 蛋白偶联受体家族，相关的功能包括受体与乙酰胆碱结合调节细胞内信号，即抑制腺苷酸环化酶，磷酸肌醇的降解和钙浓度的调节。该受体能影响中枢神经系统的神经传导。研究表明，该基因在神经兴奋性、突触可塑性和乙酰胆碱的释放及调节等多种神经活动中发挥作用。

11

編集後記

広報部長 増田善和

『プエンテ』発行にあたり、理念の一つとして、私たち行政書士の基本的なものの見方を再確認することにあります。特に、これからは職務を正しく遂行し、また生活をしていく上で極めて幅広く奥行きのある見識をもつことが求められています。

本誌名の「Puente（プエンテ）」は、スペイン語で「架け橋」を意味し、本誌のバックボーンである現在の社会と将来、或いはあるべき姿の社会との繋がり（架け橋）を通して現状を理解しようとの考えから名付けられたものです。

本書でも述べられているように、現在は既に地球規模で加速度的に発展や変化をしている世界になりつつあります。この「架け橋」を通して一般の読者の皆様におかれましても、何らかのお役に立てていただければ幸いに存じます。

第10号目のプエンテを発行するにあたり、ご多忙のところ、執筆、ご指導等のお力添えをいただきました皆様方には心より感謝申し上げます。

行政書士とうきょう増刊号 Puente Vol.10

平成31年3月31日発行 定価 1,000円（送料別）

購読をご希望の方は、東京都行政書士会事務局までお問い合わせください。

編集 東京都行政書士会広報部

担当副会長 森山 潤

編集委員長 増田 善和

編集委員 大門 則亮 古林 孝一

新居崎邦明 高橋 敦子

武田 敬子 森 紋子

益子 光宣 尾久 陽子

齋藤雄一郎 岡本 香里

発行人 東京都行政書士会

会長 常住 豊

〒153-0042 東京都目黒区青葉台 3-1-6

TEL 03-3477-2881 FAX 03-3463-0669

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

デザイン・制作 小宮山印刷株式会社

印刷所 小宮山印刷株式会社

■本誌記載記事の無断転載・複製を禁じます。

Puentes

行政書士とつきあう増刊号「ワエツテ」Vol.10 平成三十一年三月三十一日発行 発行人

東京行政書士会
会長 常住 豊

編集人 増田善和

印刷所 小宮山印刷株式会社

定価 1,000円